

強い農業づくり交付金実施要領の制定について

16生産第8262号
平成17年4月1日
大臣官房国際部長
総合食料局長 通知
生産局長
経営局長

改正	平成17年	5月24日	17生産第966号
改正	平成17年	9月1日	17生産第2951号
改正	平成18年	3月31日	17生産第8567号
最終改正	平成19年	3月30日	18生産第9314号

強い農業づくり交付金については、先に強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その細部について、強い農業づくり交付金実施要領を別紙のとおり定めたので、御了知の上、本交付金の実施につき、適切な御指導をお願いします。

強い農業づくり交付金実施要領

第1 対策の実施等

1 成果目標の基準及び目標年度

- (1) 強い農業づくり交付金実施要綱(平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)第3の2の農林水産省総合食料局長、農林水産省生産局長(以下「生産局長」という。)及び農林水産省経営局長(以下「生産局長等」という。)が別に定める成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、別表1に掲げるとおりとする。

(2) 目標年度

成果目標の目標年度は、原則として、推進事業(要綱別表のメニューの欄に定める推進事業をいう。以下同じ。)にあっては事業実施年度(複数年度の事業にあっては事業完了年度とすることができる。)とし、整備事業(要綱別表のメニューの欄に定める整備事業をいう。以下同じ。)にあっては次のとおりとする。

ア 産地競争力の強化を目的とする取組

事業実施年度(複数年度の事業にあっては事業完了年度とする。)の翌々年度とする。

ただし、次に掲げる事業はこの限りではない。

- (ア) 要綱別表の政策目的の欄のⅠ(以下「要綱別表のⅠ」という。)のメニューの欄の(1)のアの(エ)のうち果樹については、事業実施年度から8年後、茶については、事業実施年度から7年後とする。

- (イ) 要綱別表のⅠのメニューの欄の(1)のオの(ウ)から(キ)までにあっては、事業実施年度から6年以内とする。

イ 経営力の強化を目的とする取組

事業実施年度の翌々年度とする。

ただし、要綱別表の政策目的の欄のⅡ(以下「要綱別表のⅡ」という。)の政策目標の欄の1のメニューの欄の2の(1)の経営構造対策(以下「経営構造対策」という。)にあっては、事業開始年度から5年度目(別記のⅢの第1の2の(1)のイの(イ)に定める担い手育成緊急地域(以下「担い手育成緊急地域」という。)にあっては、3年度目。)、要綱別表のⅡの政策目標の欄の1のメニューの欄の2の(2)の集落営農育成・確保緊急整備支援(以下「集落営農育成・確保緊急整備支援」という。)にあっては事業実施年度の翌年度とする。

ウ 食品流通の合理化を目的とする取組

事業完了年度(卸売市場の移転新設及び大規模増改築に係る事業にあっては、事業全体の完了年度とする。)から3年後(ただし、取扱数量の増加を目標とする場合は5年以内)とする。

2 対策の対象地域

- (1) 整備事業を内容とする事業の主たる受益地は、原則として、「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に基づく農業振興地域の農用地区域とする。

なお、要綱別表のⅠの事業にあっては、「生産緑地法」(昭和49年法律第68号)第3条に基づく生産緑地(以下単に「生産緑地」という。)においても実施できるものとする。

ただし、要綱別表のⅠのメニューの欄の(1)のオの畜産物共同利用施設のうち(ア)から(エ)、(カ)及び(キ)の施設並びにカの共同利用機械整備(家畜ふん尿の処理利用機械に限る。)は、上記の区域以外を主たる受益地とすることができる。

- (2) 産地競争力の強化を目的とする取組において、野菜(要綱別表のⅠのメニューの欄の2の生産局長等が別に定める輸入急増野菜は、ねぎ、トマト、ピーマン、たまねぎ、にんにく、なす、にんじん、はくさい、ほうれんそう、さといも及びこれらの品目からの転換品目とし、これらを除く野菜をいう。以下同じ。)、輸入急増野菜、果樹及び花きを対象とする整備事業を実施する場合にあっては、市街化区域(生産緑地を含む。)内においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、次に掲げるとおりとする。

ア 耕種作物小規模土地基盤整備(以下「小規模土地基盤整備」という。)は、交付対象としないものとする。

イ 市街化区域(生産緑地を除く。)で実施できる整備事業の内容は、耐用年数が10年以内のものに限ることとする。

3 費用対効果分析

事業実施主体等は、整備事業の実施に当たり、「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業における費用対効果分析の実施について」(平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総合食料局長、経営局長、生産局長通知。以下「費用対効果分析通知」という。)により費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとする。

4 地域提案

要綱第3の5の地域提案を実施するに当たっては、各都道府県へ交付された推進事業、整備事業それぞれの交付金総額の20%を上限とするものとする。

その場合、交付率は、類似するメニューの交付率を準用するものとする。

第2 対策の実施等の手続

1 事業実施計画の作成等

- (1) 要綱第4の1の生産局長等が別に定める事業実施計画は、推進事業にあっ

ては別表2に規定する項目を、整備事業にあっては別表3に規定する項目を含めて作成するものとする。

- (2) 要綱第4の2の生産局長等が別に定める都道府県事業実施計画は、別紙様式1号により作成するものとする。
- (3) 要綱第4の2及び3の生産局長等が別に定める協議は、別紙様式3号及び4号により行うものとする。
- (4) (1) 及び (2) の作成に当たっての留意事項は、別記に定めるところによるものとする。

2 実施手続

- (1) 要綱第4の1の事業実施計画の都道府県知事への提出は、事業実施主体等のうち都道府県及び市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）以外の者が事業実施主体等である場合にあっては、市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として、主たる市町村長（一部事務組合にあっては管理者又は理事、広域連合にあってはその長とする。以下同じ。）とする。なお、要綱別表の政策目的の欄のⅢのメニューの欄の1の整備事業（以下「卸売市場施設整備」という。）のうち市町村が開設する卸売市場に係るものにあっては開設者たる市町村長とする。以下同じ。）を経由するものとする。

ただし、事業実施主体等が、都道府県の区域を対象とする等広域的な取組を行う場合、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第5条第1項の規定に基づき指定された都道府県青年農業者等育成センターが行う場合又は卸売市場施設整備であって都道府県が開設者となっている中央卸売市場及び地方卸売市場若しくは地方公共団体以外の者が開設者となっている地方卸売市場に係る施設整備である場合にあっては、当該事業実施主体等は、事業実施計画について市町村長を経由せずに都道府県知事に提出することができるものとする。

- (2) (1) の場合にあって、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合には、事業実施主体等は、主たる市町村以外の関係する市町村長に当該事業実施計画の写しを提出するものとする。

ただし、卸売市場施設整備を除くこととする。

- (3) 市町村長は、(1) の本文に基づき対策の事業実施計画の提出があった場合は、事業実施主体等が作成した事業実施計画について必要な指導及び調整を行い都道府県知事に提出するものとする。
- (4) 市町村が事業実施主体等となる場合にあっては、市町村長は事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- (5) 要綱第4の3の地域提案及び特認団体の協議は、要綱第4の2の協議の際に併せて行うものとする。

3 事業の着工

事業の着工（機械の発注を含む。）は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、交付決定前に着工することができるものとする。

第3 対策の実施期間

1 整備事業に関して要綱第5の2の生産局長等が別に定める実施期間は次のとおりとする。

（1）産地競争力の強化を目的とする取組

ア 競争力強化総合推進、要綱別表のⅠのメニューの欄の2の輸入急増農産物における産地構造改革の推進（以下「輸入急増産地改革」という。）及び要綱別表のⅠのメニューの欄の3の飼料基盤活用の促進（以下「飼料基盤活用」という。）に係る取組で、イ及びウに掲げるものを除く取組は、原則として1年とする。

イ 競争力強化総合推進のうち農畜産物販路拡大、畜産生産基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖、畜産新技術、食肉等流通体制整備、耕種作物活用型飼料増産及び飼料基盤活用に係る取組は、2年又は3年とすることができる。

ウ 農地の土壌の汚染の除去を図る取組（以下「小規模公害防除」という。）については、2年以上5年以内とすることができる。

（2）経営力の強化を目的とする取組

ア 経営構造対策にあっては、原則として3年間（担い手育成緊急地域においては、原則として2年間）とする。

なお、要綱別表のⅡのメニューの欄の2の（1）のイの経営構造施設等整備附帯事業については、目標年度を限度として実施できるものとする。

イ 農業研修教育・農業総合支援センター施設整備附帯事業にあっては、目標年度を限度として実施できるものとする。

ウ ア及びイに掲げるものを除き、原則として1年間とする。

（3）食品流通の合理化を目的とする取組

卸売市場施設整備にあっては、施設の改良、造成若しくは取得又は整備が完了する年度までの期間とする。

第4 国の助成措置

国は、都道府県に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになった時は、交付金の一部又は全部を減額し、若しくは都道府県知事等に対し、すでに交付された交付金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

第5 事業実施状況の報告等

1 要綱第7の1の生産局長等が別に定める事業実施状況報告は、推進事業にあ

っては別表4に規定する項目を、整備事業にあっては別表5に規定する項目を含めて作成するものとする。

- 2 要綱第7の3に定める報告は、目標年度の翌年度の7月末までに別紙様式2号及び5号により行うものとする。

ただし、経営力の強化を目的とする取組のうち整備事業にあっては、毎年度事業実施状況の報告を行うものとする。なお、当該事業にあっては、要綱第8の2の報告をもって、目標年度の実施状況の報告に代えるものとする。

- 3 1及び2の作成に当たっての留意事項は、別記に定めるところによるものとする。
- 4 都道府県知事は、1の報告を受けた場合、進捗状況に立ち遅れはないか等その内容を検討し、必要に応じ、事業実施主体等に対して適切な措置を講じるものとする。
- 5 国は、都道府県知事に対し、2に定める報告以外に、必要に応じ、事業実施主体等ごとの事業実施状況について、提出を求めることができるものとする。

第6 対策の評価

- 1 都道府県知事は、要綱第8の2による点検評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、当該事業実施主体等に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。
- 2 地方農政局長（北海道にあっては生産局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）は、要綱第8の4の点検評価の結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、都道府県知事に対して改善措置を提出させるものとする。
- 3 要綱第8の2及び3に定める地方農政局長等への報告は、目標年度の翌年度の9月末までに別紙様式6号により行うものとする。

第7 他の施策等との関連

強い農業づくり交付金による対策（以下「本対策」という。）の実施に当たっては、「農山漁村の男女共同参画社会の形成に関する総合的な推進について」（平成11年11月1日付け11農産第6825号農林水産省経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく男女共同参画社会の形成に向けた施策の着実な推進に配慮するものとする。

第8 各取組ごとの実施方針及び留意事項

各取組ごとの実施方針及び実施に当たっての留意事項については別記に定めるところとする。

附 則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い次に掲げる通知は廃止する。
 - (1)「卸売市場活性化推進事業について」(平成12年8月1日付け12食流第2280号農林水産省食品流通局長通知)
 - (2)「地方卸売市場施設整備事業実施要領に基づく事業報告書の様式について」(昭和48年4月20日付け48食流第1706号農林水産省食品流通局長通知)
 - (3)「地方卸売市場施設整備事業に係る国庫補助金額の運用について」(平成15年3月18日付け14総合第5720号農林水産省総合食料局長通知)
 - (4)「生産振興総合対策事業実施要領」(平成14年4月15日付け13生産第10200号農林水産省生産局長通知)
 - (5)「野菜産地強化特別対策事業実施要領」(平成14年4月1日付け13生産第10438号農林水産省生産局長通知)
 - (6)「いぐさ・畳表産地強化特別対策事業実施要領」(平成14年4月16日付け13生産第10555号農林水産省生産局長通知)
 - (7)アグリ・チャレンジャー支援事業実施要領の運用について(平成14年3月29日付け13経営第6898号農林水産省経営局長通知)
 - (8)販路開拓緊急対策事業実施要領の運用について(平成14年3月29日付け13経営第6900号農林水産省経営局長通知)
 - (9)農業経営総合対策事業の実施について(平成14年3月29日付け13経営第7052号農林水産省経営局長通知)
 - (10)「経営対策体制整備推進事業実施要領の制定について」(平成12年4月1日付け12構改B第167号農林水産省経営局長・構造改善局長・農産園芸局長・畜産局長通知)
- 3 平成17年福岡県西方沖地震により被害を受けた中央卸売市場の施設の改良(売場施設に係るものに限る。)であって平成17年度内に着工するものに係る交付率については、別記のIVの2の(2)のイの(ウ)のaの規定にかかわらず、10分の4以内とする。

附 則

- 1 この改正された要領は、平成18年3月31日から施行する。ただし、同年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この通知は、平成19年4月1日から施行する。

別表 1（成果目標の基準）

取組の分類	政策目標	内 容	達成すべき成果目標の基準
産地競争力の強化に向けた総合的推進	生産性向上	【土地利用型作物】 稲・麦・大豆の省力・低コスト 産地育成に関する目標	・ 107-ル当たり費用合計を稲は10%以上、麦は2.5%以上、大豆は5%以上削減
	品質向上	【土地利用型作物】 稲・麦の省力・低コスト産地育成に関する目標	・ 品質分析（米の食味値等（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）又は麦のタンパク質含有量等）の実施生産者（又は受益面積）の割合が50%以上
	生産性向上	【土地利用型作物】 麦産地生産性向上に関する目標	・ 単収が都道府県の平均単収を上回る ※基準となる単収は、事業開始年の直近5カ年中庸3カ年の平均単収
	品質向上	【土地利用型作物】 麦産地品質向上に関する目標	いずれか1つを選択する。 ①契約生産奨励金のAランクの評価数量の割合が事業開始年の前年（前5中3）の割合を上回る ②契約生産奨励金のC及びDランクの評価数量の割合が事業開始年の前年（前5中3）の割合未満 ③事業実施地区における麦の作付面積のうち、新品種（注）の占める割合が2%以上増加（注）平成11年以降に育成された品種
	生産性向上	【土地利用型作物】 大豆産地安定供給（生産性向上）に関する目標	・ 単収が所在する都道府県の平均単収を上回る。 ※基準となる単収は、事業開始年の直近5カ年中庸3カ年の平均単収
	品質向上	【土地利用型作物】 大豆産地安定供給（品質向上）に関する目標	・ 上位等級比率（1・2等比率）が50%以上 ※基準となる上位等級比率は、事業開始年の直近5カ年中庸3カ年平均の上位等級比率
	需要に応じた生産量の確保	【土地利用型作物】 大豆産地安定供給（需要に応じた生産量の確保）に関する目標	・ 契約栽培割合（面積割合）が40%以上
	生産性向上	【土地利用型作物】 主要農作物種子の生産性向上に関する目標	・ 主要農作物種子の生産に要する労働時間又は生産コストを10%以上削減
	品質向上	【土地利用型作物】 主要農作物種子の品質向上に関する目標	・ 主要農作物種子の合格率向上割合が105%以上 ※合格率向上割合＝目標年度合格率÷現状合格率×100
	需要に応じた生産量の確保	【土地利用型作物】 主要農作物種子の需要に応じた生産量の確保に関する目標	・ 主要農作物種子の生産量を5%以上増加

生産性向上	【畑作物・地域特産物】 畑作物・地域特産物産地の育成に関する目標	いずれか1つを選択する。 ①生産コスト（もしくは物流コスト）を5%以上削減 ②労働時間を10%以上削減 ③単収を5%以上増加
品質向上	【畑作物・地域特産物】 畑作物・地域特産物の高品質・高機能性産品供給型産地の育成に関する目標	いずれか1つを選択する。 ①従来品種と異なる高品質もしくは高機能性品種の作付面積を5%以上増加 ②減農薬栽培等、高品質栽培技術に取り組む面積を10%以上増加 ③従来品種と異なる高品質もしくは高機能性品種又は減農薬栽培等、高品質栽培技術によって生産された作物の生産量のシェアを10%以上増加
需要に応じた生産量の確保	【畑作物・地域特産物】 畑作物・地域特産物の戦略的地域の育成に関する目標	いずれか1つを選択する。 ①生産数量を5%以上増加 ②販売金額を5%以上増加 ③全出荷量（又は全作付面積）のうち契約取引の割合が5%以上
生産性向上	【果樹】 果樹の生産性向上に関する目標	いずれか1つを選択する。 ①生産コストを5%以上削減 ②労働時間を5%以上削減
品質向上	【果樹】 果樹の品質向上に関する目標	いずれか1つを選択する。 ①全出荷量に占める秀品率割合を5%以上増加 ②高品質品種の栽培面積を5%以上増加
需要に応じた生産量の確保	【果樹】 果樹の需要に応じた生産量の確保に関する目標	いずれか1つを選択する。 ①全出荷量（又は全栽培面積）のうち5%以上を契約取引 ②販売単価を5%以上増加 ③全出荷量のうち内部品質に応じて出荷する割合が50%以上
生産性向上	【野菜】 野菜の低コスト化に関する目標	・生産・流通コスト又は10a当たり労働時間を5%以上削減
品質向上	【野菜】 野菜の高付加価値化に関する目標	・全出荷量（又は全作付面積）のうち高品質化割合が30%以上
需要に応じた生産量の確保	【野菜】 野菜の契約取引の推進に関する目標	・全出荷量（又は全作付面積）のうち契約取引割合が5%以上

生産性向上	【花き】 花きの低コスト生産に関する目標	・担い手の10a当たり労働時間又は生産・流通コストを5%以上削減 (ただし、単収増による低コスト化を図る場合は、当該品目1本・1鉢当たりの労働時間又は生産・流通コストを5%以上削減)
品質向上	【花き】 高級花き等の生産（品質向上）に関する目標	・全出荷量（又は全作付面積）のうち高品質化に取り組む割合が30%以上 ・日持ちの良い花き供給に有効なバケット流通に取り組む場合は、当該品目の全出荷量のうち20%以上バケット流通に取り組む。
需要に応じた生産量の確保	【花き】 高級花き等の生産（需要に応じた生産量の確保）に関する目標	・全出荷量に占めるオリジナル品種の割合を5%以上向上
需要に応じた生産量の確保	【地産地消】 農畜産物のその生産された地域における販路拡大に関する目標	・事業実施主体が所在する都道府県内に向けた出荷量又は出荷額を5%以上増加 ※ただし、最終的な消費者等への販売が、当該都道府県内で行われることが、出荷時に把握されている農畜産物に限る。
需要に応じた生産量の確保	【農畜産物販路拡大】 農畜産物の海外に向けた販路拡大に関する目標	・海外を含む販路拡大のうち、海外に向けた販路拡大に係る出荷量又は出荷額を60%以上増加 ・既に6年以上継続して農畜産物の輸出に取り組んでいる場合にあっては、海外を含む販路拡大のうち、海外に向けた販路拡大に係る輸出量又は出荷額を20%以上増加
農畜産業の環境保全	【環境保全】 環境保全型農業に取り組む農業者の増加に関する目標	・販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者の割合を増加 ただし、目標年度において、販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者が10%以上を占めていること。
農畜産業の環境保全	【環境保全】 小規模公害防除に関する目標	・小規模公害防除の実施
農畜産業の環境保全	【各作物共通】 農業廃棄物の再生処理率向上に関する目標	・農業廃棄物の再生処理率が40%以上
生産性向上	【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】 (甘味資源作物) 甘味資源作物産地再編のための緊急的取組に関する目標 (でん粉原料用いも) でん粉原料用いも産地再編のための緊急的取組に関する目標	いずれか1つを選択する。 ①生産コスト（もしくは物流コスト）を5%以上削減 ②労働時間を10%以上削減 ③単収を5%増加 いずれか1つを選択する。 ①生産コスト（もしくは物流コスト）を5%以上削減 ②労働時間を10%以上削減 ③単収を5%増加 ④処理加工施設の生産コストを2.5%以上削減
品質向上	【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】	

	(甘味資源作物) 甘味資源作物産地再編のための緊急的取組に関する目標 (でん粉原料用いも) でん粉原料用いも産地再編のための緊急的取組に関する目標	いずれか1つを選択する。 ①従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積を5%以上増加 ②減農薬栽培等、高品質栽培技術に取り組む面積を10%以上増加 ・従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積を5%以上増加
需要に応じた生産量の確保	【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】 (甘味資源作物) 甘味資源作物産地再編のための緊急的取組に関する目標 (でん粉原料用いも) でん粉原料用いも産地再編のための緊急的取組に関する目標	・甘味資源作物の需給動向に即して、当該作物又は転換作物（他用途利用向けのものを含む。）の生産数量を5%以上増加 ・でん粉原料用いもの需給動向に即して、当該作物又は転換作物（他用途利用向けのものを含む。）の生産数量を5%以上増加
生産性向上	【各作物共通】 風、霜等による農作物被害の防止に関する目標	・風・霜等による被害が軽減される面積の割合が事業実施地区全体の60%以上
生産性向上	【各作物共通】 病害虫による農作物被害の防止に関する目標	・対象病害虫の新規発生率が10%未満
生産性向上	【鳥獣害防止】 鳥獣等による農作物被害の防止に関する目標	・対象とする鳥獣等による被害が軽減される面積の割合が事業実施地区全体の60%以上
生産性向上	【畜産生産基盤育成強化】 共同利用畜舎の整備に関する目標	いずれか1つを選択する。 ①労働時間を10%以上削減 ②生産コストを5%以上削減
生産性向上	【畜産生産基盤育成強化】 離農跡地等の経営の継承に関する目標	①（新規就農の場合） 経営規模（家畜飼養頭数又は農用地面積）が、地域の平均値の70%以上 ②（規模拡大の場合） 経営規模（家畜飼養頭数又は農用地面積）が、農業振興地域の整備に関する法律第8条の規定により、市町村が定めた農業振興地域整備計画に示されている効率的、かつ、安定的な農業経営の目標規模以上
生産性向上	【畜産生産基盤育成強化】 研修施設の整備に関する目標	・下記の研修項目のうち3項目以上実施すること。 ①家畜飼養管理に関する知識の習得 ②家畜飼養管理に関する実習 ③草地、放牧地管理及び牧草収穫に関する知識の習得 ④草地、放牧地管理及び牧草収穫に関する実習 ⑤農業経営に関する知識の習得 ⑥農業機械に関する実習 ⑦大型特殊免許取得 ⑧家畜人工授精師免許取得 ⑨家畜受精卵移植師免許取得 ⑩その他新規就農に必要な項目

需要に応じた生産量の確保	【畜産生産基盤育成強化】 畜産物加工施設の整備に関する目標	加工した製品量が乳製品については生乳に換算して年間1.0t以上牛又は馬に係る肉製品については枝肉に換算して年間0.1t以上牛又は馬以外の家畜もしくは家きんの肉製品については枝肉に換算して年間0.5t以上となること。
生産性向上	【畜産生産基盤育成強化】 ヘルパー組合等の統合に関する目標	・作業受託件数（作業受託年間のべ日数）を5%以上増加、又は受託金額の単価を2.5%以上低減
生産性向上	【飼料増産】 飼料の増産に関する目標	いずれか1つを選択する。 ①飼料作付面積を1%以上増加 ②飼料自給率を1%以上増加 ③飼料生産コストを1%以上削減 ④受益面積を1%以上増加 ⑤単収を1%以上増加 ⑥受託面積を1%以上増加
生産性向上 需要に応じた生産量の確保	【家畜改良増殖】 肉用牛の改良増殖に関する目標	・肉用牛検定施設 いずれか1つを選択する。 ①検定成績 現場後代検定の日齢枝肉重量及び脂肪交雑（BMSNo.）の検定成績の向上率の平均が1%以上、又は間接検定の1日平均増体量及び脂肪交雑（BMSNo.）の検定成績の向上率の平均が1%以上 ②育種価（①の算出が不可能な場合） 日齢枝肉重量における育種価と枝肉情報として収集した値の平均の合計値の向上率と、脂肪交雑（BMSNo.）における育種価と枝肉情報として収集した値の平均の合計値の向上率の平均が2%以上 ・和牛受精卵供給施設 肉用種受精卵の乳用種への移植頭数を40頭以上増加
生産性向上 需要に応じた生産量の確保	【家畜改良増殖】 豚の改良増殖に関する目標	いずれか1つを選択する。 ①能力（1腹当たり産子数、離乳頭数、1日平均増体量、背脂肪の厚さ、ロース芯の太さ、ロース芯筋肉脂肪含量、保水力、剪断力価）を0.5%以上向上 ②飼養頭数を5%以上増加 ③生産量を5%以上増加
生産性向上 需要に応じた生産量の確保	【家畜改良増殖】 馬の改良増殖に関する目標	いずれか1つを選択する。 ①飼養頭数を5%以上増加 ②生産量を5%以上増加 ③生産技術（生産率）を5%以上向上
生産性向上	【家畜改良増殖】	

需要に応じた生産量の確保	鶏の改良増殖に関する目標	・能力（年間産卵量、飼料要求率、49日齢時体重等）を0.5%以上向上
需要に応じた生産量の確保	【家畜改良増殖】 鶏の改良増殖に関する目標	いずれか1つを選択する。 ①当該銘柄の飼養羽数を5%以上増加 ②当該銘柄の生産量を5%以上増加
生産性向上 需要に応じた生産量の確保	【家畜改良増殖】 特有家畜の改良増殖に関する目標	いずれか1つを選択する。 ①当該家畜の飼養頭羽数を5%以上増加 ②当該家畜の生産量を5%以上増加
生産性向上	【畜産新技術】 クローン技術又はDNA解析技術による生産性向上に関する目標	いずれか1つを選択する。 ①（クローン技術） ・クローン技術を利用した効率的な育種改良手法を検証するため、クローン牛の作成を行った候補種雄牛の頭数を1頭以上増加 ②（DNA解析技術） ・育種改良を目的にDNA解析を行った家畜の頭数を5%以上増加
生産性向上	【畜産新技術】 性判別受精卵移植技術による生産性向上に関する目標	・性判別受精卵の移植を行った家畜の頭数を5%以上増加
生産性向上	【食肉等流通体制整備】 産地食肉センターの整備に関する目標	いずれか1つを選択する。 ・と畜頭数又は部分肉処理頭数を増加 ただし、1日当たりの処理能力をおおむね1,400頭（豚換算）以上 ・BSE規制に対応した整備を実施
生産性向上	【食肉等流通体制整備】 食鳥処理施設の整備に関する目標	・食鳥処理施設の年間処理羽数を増加 ただし、年間の処理能力をブロイラーの場合おおむね600万羽以上、成鶏の場合おおむね200万羽以上
生産性向上	【食肉等流通体制整備】 鶏卵処理施設の整備に関する目標	・1日当たり鶏卵処理量を増加 ただし、1日当たりの鶏卵処理量をおおむね13トン以上
生産性向上	【食肉等流通体制整備】 家畜市場の整備に関する目標	・家畜市場の年間の家畜取引頭数を増加 ただし、1年間の家畜取引頭数をおおむね10,000頭（牛換算）以上
生産性向上	【耕種作物活用型飼料増産】 耕種作物活用型飼料増産に関する目標	いずれか1つを選択する。 ①飼料作付面積を1%以上増加 ②飼料自給率を1%以上増加 ③飼料生産コストを1%以上削減 ④受益面積を1%以上増加

			⑤単収を1%以上増加
	生産性向上	【多角的農作業コントラクター育成】(土地利用型作物(稲・麦・大豆)・畑作物・野菜) 土地利用型作物(稲・麦・大豆)・畑作物・野菜に係る多角的農作業コントラクターの育成に関する目標 (飼料作物) 飼料作物に係る多角的農作業コントラクターの育成に関する目標	いずれか1つを選択する。 ①生産コストを5%以上削減 ②作付面積を5%以上増加 ③受託面積を5%以上増加 ④受益面積を5%以上増加 ----- いずれか1つを選択する。 ①飼料作付面積を1%以上増加 ②飼料自給率を1%以上増加 ③飼料生産コストを1%以上削減 ④受託面積を1%以上増加 ⑤受益面積を1%以上増加 ⑥単収を1%以上増加
輸入急増農産物における産地構造改革の推進	輸入急増農産物における国産シェアの奪回	【いぐさ・畳表】 いぐさの生産数量の増加又は優良新品種の普及に関する目標 【輸入急増野菜】 輸入急増野菜の低コスト化に関する目標 【輸入急増野菜】 輸入急増野菜の契約取引の推進に関する目標 【輸入急増野菜】 輸入急増野菜の高付加価値化に関する目標	いずれか1つを選択する。 ①事業実施地区において、いぐさの生産数量を維持 ②産地全体において、優良新品種の普及面積割合50%を目指す。 ・生産・流通コスト又は10a当たり労働時間を5%以上削減 ・全出荷量(又は全作付面積)のうち契約取引割合が5%以上 ・全出荷量(又は全作付面積)のうち高品質化割合が30%以上
飼料基盤活用の促進	生産性向上	【飼料基盤活用の促進】 飼料自給率の増加に関する目標 【飼料基盤活用の促進】 飼養頭数の増加に関する目標 【飼料基盤活用の促進】 未利用地の活用に関する目標 【飼料基盤活用の促進】 良質なたい肥の農地還元に取り組む農業者の増加に関する目標	・飼料自給率を5%以上増加 ・飼養頭数(公共牧場は利用頭数)を1%以上増加 ・不作付地、耕作放棄地、野草地等未利用地を1ha以上活用 ・良質なたい肥の農地還元に取り組む農業者の割合が30%以上
認定農業者等担い手育成の推進	担い手の育成・確保	【経営構造対策】 1 構造改革重点目標 (1) 認定農業者の育成	目標値がa又はbのいずれかの基準を満たしていること。 a 認定農業者数が計画時に比べ50%以上増

		計画地区における認定農業者数に関する目標 (2) 担い手への農地の利用集積 ア 利用集積率 計画地区の農地面積に占める担い手に利用集積する農地の面積の割合（以下「担い手農地利用集積率」という。）に関する目標 イ 連担化率 アの担い手に利用集積する農地面積に占める連担地の形成がなされた面積の割合に関する目標 (担い手育成緊急地域の場合) (3) 認定農業者等の育成 ア 認定農業者の育成 計画地区における認定農業者数に関する目標 イ 農業生産法人の設立 計画地区における農業生産法人の設立数に関する目標 ウ 特定農業団体の設立 計画地区における特定農業団体の設立数に関する目標 (4) 担い手への農地の利用集積 ア 利用集積率 担い手農地利用集積率に関する目標 イ 連担化率 アの担い手に利用集積する農地面積に占める連担地の形成がなされた面積の割合に関する目標 2 地区選択目標 地域の課題や取組の方向性を踏まえ、自由に設定する定量的な目標 なお、設定数の制限はないものとする 【集落営農育成・確保緊急整備支援】 1 集落営農の組織化 (1) 集落営農組織の設立 計画地区における集落を基礎とした営農組織（以下「集落営農組織」という。）の設立数に関する目標 (2) 特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織の設立 計画地区における特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織の設立数に関する目標 (3) 特定農業法人の設立 計画地区における特定農業法人の設立数に関する目標 (4) 集落営農組織の経営規模 計画地区における集落営農組織の経営規模に関する目標 2 品目横断的経営安定対策への	加又は計画時から目標年度までの間の認定農業者の増加率が当該市町村の過去5年間の認定農業者の増加率以上 b 担い手農地利用集積率が60%以上（沖縄県にあっては40%以上）に達する又は現状より10ポイント以上増加 c 担い手に利用集積する農地面積に占めるおおむね2ha（中山間地域等にあっては、おおむね1ha）以上の連担地の形成がなされた面積の割合が5ポイント以上増加 目標値がdからgのいずれかの基準を満たしていること。 d 認定農業者数が現在に比べ1名以上増加 e 農業生産法人を1組織以上設立 f 20ha（中山間地域等にあっては、10ha）以上の農業経営の規模を有する特定農業団体を1組織以上設立 g 担い手農地利用集積率が30%以上に達する又は現状より5ポイント以上増加 h 担い手に利用集積する農地の面積に占めるおおむね1ha（中山間地域等にあっては、おおむね0.5ha）以上の連担地の形成がなされた面積の割合が2.5ポイント以上増加 目標値がa、e又はfのいずれかの基準を満たしていること。 また、bからdまで、g又はhの事項を満たしていることが望ましい。 a 集落営農組織を1組織以上設立 b 特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織を1組織以上設立 c 特定農業法人を1法人以上設立 d 集落営農組織の経営規模がおおむね20ha（中山間地域等にあっては、おおむね10ha）以上 e 集落営農組織が品目横断的経営安定対策
--	--	--	---

		加入 計画地区における集落営農組織の品目横断的経営安定対策（品目横断的経営安定対策実施要領（平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知）第1に規定する品目横断的経営安定対策をいう。以下同じ。）への加入に関する目標 3 集落営農組織への農用地の利用集積 (1) 農用地の利用集積 計画地区の農用地面積に占める集落営農組織に利用集積する農用地面積の割合（以下「農用地利用集積率」という。）に関する目標 (2) 連担地の形成 集落営農組織が行う農用地利用集積における連担地の形成に関する目標	の加入者であるか加入対象者となることを目指すこと f 集落営農組織における農用地利用集積率の目標値50%以上で現状より10ポイント以上増加 g 集落営農組織における農用地利用集積率が現状30%以上であること h おおむね1ha（中山間地域等にあつては、おおむね0.5ha）以上の新たな連担地の形成
新規就農の促進	新規就農者の育成・確保	【農業研修教育・農業総合支援センター施設整備】 1 新規学卒就農者率の向上 農業研修教育施設の卒業生の新規就農に関する目標 2 普及指導課題の解決 当該都道府県における当該施設の導入による、重点課題における普及指導課題の解決に関する目標 3 新規就農者等の育成 当該地域における新規就農者数等に関する目標 4 離職就農者等の育成 道府県農業大学校等の就農希望者を対象とした研修教育課程修了者の就農に関する目標	卒業生に占める新規就農者の割合が現状より増加 当該施設の導入により重点課題における普及指導課題が解決されること 当該地域において新規就農者が育成されること 研修教育課程修了者が就農すること
卸売市場施設整備の推進	安全・安心な市場流通	環境負荷の軽減に関する目標	・売場施設における二酸化窒素の大気濃度の環境基準値を100とした場合の指数値、浮遊粒子状物質の大気濃度の環境基準値を100とした場合の指数値の平均が41.7以下
		物品鮮度の保持に関する目標	・低温売場販売率（低温売場での販売金額／全売場での販売金額）が低温売場面積率（低温売場面積／全売場面積）を1.8ポイント以上超過
		物品評価の改善に関する目標	・全国を100とした場合の卸売単価（販売金額／販売数量）の指数値が施設整備前の値を1.2ポイント以上超過
			・廃棄される物品の量を15.3%以上削減
		品質管理の高度化に関する目標	・B S E対策に対応した整備を実施
			・卸売市場品質管理高度化マニュアルに基づく規範の策定及び実施
	効率的な市場流通	集荷力の向上に関する目標	・目標年度における取扱数量が推計値を0.7%以上超過
		物流の迅速化に関する目標	・単位重量当たり作業時間を1.2%以上短縮

		物流コスト等の削減に関する目標 ・ 物流コストを1.1%以上削減 ・ 残品・残さ、包装容器の処理コストを1.2%以上削減 ・ 施設の維持管理コストを1.3%以上削減
卸売市場の再編	統合による中央卸売市場の機能強化に関する目標	・ 目標年度における取扱数量が推計値を0.7%以上超過
	市場間連携による中央卸売市場の機能強化に関する目標	・ 取扱数量が卸売市場整備基本方針に定める再編基準の指標①の取扱数量（平成14年3月末現在の人口から算定される取扱数量）又は指標②の取扱数量のいずれか以上となる時期が連携後5年以内
	統合・市場間連携による地方卸売市場の再編に関する目標	・ 統合の場合 目標年度における取扱数量が推計値を0.7%以上超過 ・ 市場間連携の場合 目標年度における連携市場の取扱数量の合計が推計値を0.7%以上超過 （ただし、地域拠点市場と連携先市場との転送に係る取扱数量は控除する）

別表 2（推進事業の事業実施計画）

政策目的	メニュー	事業実施計画に記載すべき項目
経営力の強化	1 認定農業者等担い手育成の推進 2 農地利用集積の推進 3 新規就農の促進	別紙様式 1 号の別添 2 に規定されている項目その他都道府県知事が経営力の強化を目的とする取組に必要な項目。

別表 3（整備事業の事業実施計画）

政策目的	メニュー	事業実施計画に記載すべき項目
産地競争力の強化	1 産地競争力の強化に向けた総合的推進 2 輸入急増農産物における産地構造改革の推進 3 飼料基盤活用の促進	左記 1 から 3 までの事業について共通して以下の項目とする。 1 成果目標の妥当性に関する項目 別紙様式 1 号の 2 の（産地競争力の強化を目的とする取組 及び 食品流通の合理化及び輸出の促進を目的とする取組用）に規定されている項目を含み記載するものとする。ただし、左欄 2 の事業における成果目標が契約取引に係る内容である場合には、契約書、確認書、覚書、需要見込み調査結果その他の販路の見込みが確認できる資料を添付すること。 2 成果目標の達成に向けた推進体制づくりに関する項目 要領別表 1 に定める成果目標の達成のため、関係機関が一体となった推進体制が整備され、事業実施主体において推進活動が行われている状況について記載するものとする。 3 費用対効果に関する項目 費用対効果分析通知により算出するものとし、その算出根拠も合わせて記載又は添付するものとする。 4 施設等の規模決定根拠に関する項目 施設等の規模決定根拠について具体的な数値を用いて記載するものとする。 5 既存の機械・施設の利用状況に関する項目 「受益農家戸数」、「受益面積（又は処理量、あるいは頭羽数）」、「機械・施設の規模・能力」、「利用状況及び利用率（％）」等の既存の機械・施設の導入実績等を記載するものとする。 6 整備する施設等の利用計画に関する項目 「対象となる作物・畜種名」、「利用日数（現状と目標を記入。）」、「月別利用計画」、

- 「目標年間処理・生産量」等を記載するものとする。
- 7 整備する施設等の貸付に係る計画に関する項目
「貸付対象・受益農家戸数」、「貸付期間」、「管理の役割分担」等を記載するものとする。
- 8 不動産取得税及び固定資産税の課税標準の特例措置の活用見込み
- 9 交付金交付対象上限事業費計算表に関する項目
要領別記のⅡの第1の2の(4)のウによって交付対象となる上限事業費が定められている機械・施設を整備する場合は、「機械・施設名」、「総事業費」、「上限事業対象費」、「上限事業費対象の単位当たり事業費」、「上限事業対象外事業費」等を記載するものとする。
- 10 事業実施対象地区及びその地区のうちの受益地の状況に関する項目
対象地区とそのうちの受益地について、「農用地区域等の各種指定の状況」を記載するとともに、「主要農作物の作付面積」、「事業対象農作物の作付面積」、「事業対象となる家畜飼養頭羽数等」等について現状値と目標値を記載するものとする。
- 11 事業実施主体の自発的な取組に関する項目
本対策によらない事業実施主体自らの自発的な取組について、「取組に至った現状・課題」、「課題を解決するために設定した目標とその現状値」、「目標達成のための具体的な取組内容」等を記載するものとする。
- 12 担い手の育成目標に関する項目
「認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）のほかに当該地域の農業の担い手として育成すべきとして市町村長が認める者の定義（生産組織を含む。）」、「受益農家数」、「受益農家数のうち認定農業者数」、「受益農家数のうち市町村長が担い手として育成すべきと認める者」、「受益地内の生産組織数」、「生産組織の構成員のうち認定農業者数」、「生産組織の構成員のうち市町村長が担い手として育成すべきと認める者」について現状値と目標値を記載するとともに、「担い手育成のための具体的な取組内容」等を記載するものとする。
ただし、要綱別表のⅠのメニューの欄の(1)のオの(ア)の畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター、食鳥処理施設、鶏卵処理施設及び(イ)の家畜市場については、必要としない。
- 13 担い手への集約化の取組に関する項目
「集約化の基準（利用量、受益面積、出荷額、取扱数量等の集約化の判断基準。以下同じ。）」、「現時点及び目標年度における集約率（集約化の基準に占める担い手の割合）」、「集約化への具体的な取組及び取り決め内容（協定等）」、「各受益農家ごとの集約化に向けた具体的な取組・取り決めの一覧」等を記載するものとする。
ただし、次に掲げるものにあっては必要としない。
(1) 土地利用型作物の取組のうち主要農作物種子に係る整備事業及び環境保全の取組に係る整備事業

		(2) 要綱別表のⅠのメニューの欄の(1)のオの(ア)の畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター、食鳥処理施設、鶏卵処理施設及び(イ)の家畜市場 (3) 畜産生産基盤育成強化の取組のうち、新生産システムの実践・普及に係る要綱別表のⅠのメニューの欄の(1)のオの(ウ)の家畜飼養管理施設 (4) 飼料増産の取組のうち、要綱別表のⅠのメニューの欄の(1)のイの(イ)の放牧利用条件整備 (5) 家畜改良増殖の取組のうち、要綱別表のⅠのメニューの欄の(1)のオの(カ)の家畜改良増殖関連施設 (6) 畜産新技術の取組のうち、要綱別表のⅠのメニューの欄の(1)のオの(カ)における畜産新技術実用化施設 14 その他都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目
経営力の強化	1 認定農業者等担い手育成の推進 2 農地利用集積の推進 3 新規就農の促進	1 成果目標の妥当性に関する項目 別紙様式1号の2の(経営力の強化を目的とする取組用)に規定されている次に掲げる項目とする。 なお、事業実施計画のうち当該項目の作成に当たっては、原則として、別紙様式1号の2の(経営力の強化を目的とする取組用)を活用するものとする。 (1) 地域農業の現状と課題及び課題を解決するための対応方針 (2) 成果目標及びその達成のためのプログラム (3) 成果目標の設定根拠及び事後評価の検証方法 (4) 成果目標を達成するために必要な施設等の整備計画 2 1に定める項目のほか、都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目
食品流通の合理化	卸売市場施設整備の推進	1 成果目標の妥当性に関する項目 別紙様式1号の2の(産地競争力の強化を目的とする取組及び食品流通の合理化を目的とする取組用)に規定されている項目を含み記載するものとする。 2 費用対効果に関する項目 費用対効果分析通知により算出するものとし、その算出根拠を併記又は添付するものとする。 3 事業概要に関する項目 (1) 事業前後の比較(施設の面積・構造、導入設備能力等) (2) 当年度工期 (3) 当年度事業費 (4) 全体事業期間(複数年度の事業の場合) (5) 全体事業費(複数年度の事業の場合) 4 事業を実施する理由に関する項目 (1) 現状と課題

		(2) 対応方向・方針 (3) 対応方向・方針を具体化する事業の内容
	5	中央卸売市場整備計画及び開設者が作成する中央卸売市場整備計画書との関係に関する項目
	6	- 交付対象事業費等計算表に関する項目（個々の建物、機械ごとに整理） (1) 事業費（工事費、実施設計費、工事雑費） (2) 交付対象事業費（工事費、実施設計費、工事雑費） (3) 交付率 (4) 財源内訳（強い農業づくり交付金、地方債、一般財源、その他）
	7	高度化施設等に関する項目 (1) 売場施設の大規模な温度管理機能の付与に該当する理由（大規模な温度管理機能の付与に該当する場合） (2) 貯蔵・保管施設等の高度化・強化に該当する理由（高度化・強化を図るものに該当する場合） (3) 品質管理高度化施設に該当する理由
	8	- 交付対象施設の整備規模の妥当性に関する項目 (1) 整備規模 (2) 必要規模及びその算定根拠 (3) 整備規模が必要規模を超える場合の合理的な理由
	9	- 複数年度の事業の全体計画及び年度別計画に関する項目（個々の建物、機械ごとに整理） (1) 事業費 (2) 交付対象事業費 (3) 交付金の額
	10	- 繰越額に関する項目 (1) 前年度事業の年度内出来高及び当年度への繰越額 (2) 前年度分と当年度分の工程表
	11	- 食肉関連施設整備実施計画に関する項目（個々の建物、機械ごとに整理） (1) 事業費 (2) 交付対象事業費 (3) 交付金の額
	12	9のうちの新設市場建設及び大規模増改築事業に関する項目 (1) 建設計画の概要 (2) 売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設及び構内舗装の現有規模（着工年度の前年度末）及び事業実施規模（大規模増改築に該当する場合） (3) 工事計画・工事工程表
	13	その他都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目

別表 4（推進事業の実施状況報告）

政策目的	メニュー	事業実施状況報告に記載すべき項目
経営力の強化	1 認定農業者等担い手育成の推進 2 農地利用集積の推進 3 新規就農の促進	別紙様式 2 号の別添 2 に規定されている項目その他都道府県知事が経営力の強化を目的とする取組に必要な項目。

別表 5（整備事業の実施状況報告）

政策目的	メニュー	事業実施状況報告に記載すべき項目
産地競争力の強化	1 産地競争力の強化に向けた総合的推進 2 輸入急増農産物における産地構造改革の推進 3 飼料基盤活用の促進	左記 1 から 3 の事業について共通して以下の項目とする。 1 事業実施状況に関する一般的な項目 別紙様式 2 号の 2 に規定されている項目を含み記載するものとする。 2 事業実施対象地区及びその地区のうちの受益地の状況に関する項目 対象地区とそのうちの受益地について、「主要農作物の作付面積」、「事業対象農作物の作付面積」、「事業対象となる家畜飼養頭羽数等」等を記載するものとする。なお、その他、地域の特殊事情（激甚災害の発生等）があれば、記載するものとする。 3 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価に関する項目 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価を幅広く数値等も交えて、具体的に記載するものとする。 4 担い手の育成状況に関する項目 「受益農家数」、「受益農家数のうち認定農業者数」、「受益農家数のうち市町村長が認める者」、「受益地内の生産組織数」、「生産組織の構成員のうち認定農業者数」、「生産組織の構成員のうち市町村長が認める者」等について事業実施後の状況を記載するものとする。 ただし、別表 3 の政策目的の欄の産地競争力の強化の事業実施計画に記載すべき項目の 12 のただし書に掲げるものについては、必要としないものとする。 5 担い手への集約化の状況に関する項目 「担い手への集約化の基準」についての「事業実施後の状況」を記載するものとする。 ただし、別表 3 の政策目的の欄の産地競争力の強化の事業実施計画に記載すべき項目の 13 のただし書に掲げるものについては、必要としないものとする。 6 事業実施主体の自発的な取組の状況

		本対策によらない事業実施主体自らの自発的な取組について、「当時の現状及び課題」、「課題を解決するために設定した目標」、「具体的な取組内容」、「取組の評価（成果）」、「取組年度」及び「事業実施後の状況」を記載するものとする。 7 事業実施状況に関する詳細な項目 小規模土地基盤整備、飼料作物作付・家畜放牧等条件整備及び飼料基盤条件整備にあっては「作付面積及び作付率」、共同利用施設整備にあっては「利用量」、「利用率」、「収支差」、「収支率」及び「累積赤字」、共同利用機械整備にあっては「稼働面積」、「稼働率」について、事業実施後の状況を記載するものとする。 8 事業の効果及び改善方策に関する項目 「事業の効果」、「事業実施後の課題」及び「改善方策（改善の必要がある場合）」について記載するものとする。 9 不動産取得税及び固定資産税の課税標準の特例措置の活用実績 10 その他事業実施状況報告に必要な項目
経営力の強化	1 認定農業者等担い手育成の推進 2 農地利用集積の推進 3 新規就農の促進	1 施設等の整備状況 2 成果目標の達成状況 3 施設等の利用状況及び担い手の受益割合 4 その他都道府県知事が実施状況の把握のために必要とする項目 ただし、3の項目については、要綱別表のⅡのメニューの欄の経営構造対策を実施している地区に限るものとする。 なお、事業実施状況報告のうち1から3の項目の作成に当たっては、原則として、別紙様式2号の別添3及び別添4を活用するものとする。
食品流通の合理化	卸売市場施設整備の推進	1 事業実施状況に関する一般的な項目 別紙様式2号の2に規定されている項目 2 事業の効果及び改善方策に関する項目 「事業の効果」、「事業実施後の課題」及び「改善方策（改善が必要ある場合）」について記載するものとする。 3 その他事業実施状況報告に必要な項目

別記

各取組ごとの実施方針及び実施に当たっての留意事項

I 各取組共通事項

第1 周辺環境への配慮

共同利用施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

第2 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成13年3月23日付け環産第116号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」（平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知）等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

第3 周辺景観との調和

共同利用施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

第4 農業共済等の積極的活用

継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業実施主体及び事業の受益者は、「農業災害補償法」（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済（以下「農業共済」という。）への積極的な加入に努めるものとする。

第5 担い手への集中化・重点化

1 整備事業

本対策における米、麦、大豆、てん菜又はでん粉原料用ばれいしょを対象とする取組は、次に掲げるすべての要件を満たした集落ごとのマップ又はリストを作成すること等により、新たな経営安定対策の導入に向けた担い手の確保に取り組んでいる地域に所在する事業実施主体において実施するものとする。

(1) 新たな経営安定対策の対象者を確保するため、働きかけの対象者や組織を明らかにすること。

(2) (1)の働きかけの対象者や組織が、新たな経営安定対策の対象者要件を満たしているか否かを明らかにすること。

2 推進事業

要綱別表のⅡの政策目標の欄の2のメニューの欄の1の(1)の「集落農地利用調整」については、新たな経営安定対策の導入に向けて、1の(1)及び(2)に掲げる要件を満たす集落ごとのマップやリストの作成等により、担い手の確保の取組を実施している地域又は実施することが確実に認められる地域において実施するものとする。

第6 環境と調和のとれた農業生産活動

整備事業を実施した事業実施主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下「環境と調和のとれた農業生産活動通知」という。)に基づき、原則として、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する生産者から、点検シートの提出を受けることなどにより、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。

ただし、施設等を利用する生産者が不特定多数である等、点検シートの提出を受ける農業者の特定が困難な場合は、この限りではない。

第7 農山漁村における女性の参画の促進

本対策を実施する次の各号に掲げる事業実施主体は、女性の参画に関する事項を設定している者、又は事業実施期間中に設定することが確実に見込まれる者とする。

ただし、平成17年度以前に採択された整備事業であって、平成18年度以降も継続して実施されるものについては、この限りでない。

- 1 当該事業実施主体が都道府県又は市町村である場合は、農山漁村における女性の社会参画及び経営参画の促進に関する数値目標
- 2 当該事業実施主体が農業協同組合又は農業委員会である場合は、当該組織における女性の選出枠の設定その他女性の参画に関する数値目標
- 3 当該事業実施主体が農業協同組合連合会又は農業協同組合中央会である場合は、都道府県内の農業協同組合における女性の選出枠の設定その他女性の参画に関する数値目標
- 4 当該事業実施主体が都道府県農業会議である場合は、都道府県内の農業委員会における女性の選出枠の設定その他女性の参画に関する数値目標

第8 飼料自給率の向上

乳用牛及び肉用牛を対象とした畜産振興に係る整備事業(畜産環境及び畜産物の処理・加工・流通関連施設に係るものを除く。)を実施する事業実施主体は、「畜産関連事業における飼料自給率向上計画の策定について(平成18年3月31日付け17生畜第2867号生産局長通知)」に基づき、飼料自給率向上計画を策定していること又は事業実施期間中に策定することが確実に見込まれること

とする。

ただし、平成17年度以前に採択された整備事業であって、平成18年度以降も継続して実施されるものについては、この限りでない。

第9 耕作放棄地対策の推進

本対策を実施する事業実施主体が所在する市町村又は主たる受益地の市町村は、原則として、事業実施期間中に、「農業経営基盤強化促進法に基づく都道府県基本方針及び市町村基本構想の見直し等について」（平成17年9月1日付け17経営3348号経営局長通知）に定めるところにより、当該市町村の基本構想について、遊休農地の農業上の利用の増進に関する事項及び特定法人貸付事業に関する事項を実施するよう努めるものとする。

第10 交付対象事業の公表

本対策の適正実施と透明性の確保を図るため、都道府県知事は、交付対象事業が完了し、強い農業づくり交付金交付要綱（平成17年4月1日付け16生産第8261号農林水産事務次官依命通知。）第10に基づく地方農政局長等への実績報告書の提出により交付金の額が確定した場合、実施した交付対象事業の概要について、都道府県のホームページへの掲載等により、公表を行うものとする。

第11 PFI法の活用

本対策により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の活用を努めるものとする。

第12 推進指導等

- 1 都道府県知事は、事業実施主体の代表者、理事又は職員等が、本対策の実施に関連して不正な行為をし、又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正な行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。
- 2 都道府県知事は、1に該当する事業実施主体が新たに本対策の実施を要望する場合、事業実施主体から報告を受けた当該不正行為等の真相及び発生原因、事業実施主体において講じられた再発防止のための是正措置等の報告内容が、本対策の適正な執行を確保する上で不十分であると認められるときは、当該事業を行わないものとする。

第13 管理運営

1 管理運営

事業実施主体は、本対策により交付金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率

的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

2 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難しい場合には、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知。以下「整理合理化通知」という。）等に定めのある場合を除き、原則として、実施地域に係る団体であって、都道府県知事が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

3 指導監督

都道府県及び市町村は、本対策の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

4 定額交付金事業の取扱い

定額交付金の事業については、特にその交付金の使途について厳正に管理することとし、使途を証明する領収書等関係書類等を整備しておくものとする。

5 交付金の経理の適正化

交付金に係る経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

6 対策名等の表示

本対策により整備した施設等には、本対策名等を表示するものとする。

II 産地競争力の強化を目的とする取組

第1 産地競争力の強化に向けた総合的推進

1 取組の概要

要綱別表のIのメニューの欄の1の取組の概要については、次に掲げるものとする。

(1) 土地利用型作物（稲、麦、大豆）の取組

土地利用型作物の生産性を飛躍的に向上させるため、水稻直播栽培や麦・大豆不耕起栽培の導入、高性能農業機械の効率的利用、乾燥調製貯蔵施設を拠点とした品質管理の強化等及び米のカドミウムや麦類の赤かび病対策等を推進。

麦については、実需者ニーズに即した品質の向上及び安定化を図るため、新品種・技術を組み合わせた品質向上栽培技術体系を確立・普及するとともに、タンパク質含有量等の成分規格に応じた品質評価体制の確立、成分毎の仕分け保管・出荷等を推進。

大豆については、①実需者の求める品質、ロット等により安定供給できる体制を確立する観点から、生産の安定化技術や実需者との連携による新品種の導入を推進、②産地と実需者の結びつきを強化する観点から、産地情報等の受発信、契約栽培の推進、地産地消を中心とした需要拡大等を推進。

主要農作物種子（「主要農作物種子法」（昭和27年法律第131号。以下「種子法」という。）第2条に規定された作物（稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆）の種子をいう。以下同じ。）については、優良な種子の安定的な生産・供給体制の確立を推進。

(2) 畑作物・地域特産物（いも類(でん粉原料用ばれいしょ・でん粉原料用かんしょを除く)、茶、雑豆・落花生等の畑作物及びそば、ハトムギ、こんにゃくいも、ホップ、繭、葉たばこ、薬用作物、油糧作物、染料作物、和紙原料等）の取組

畑作物・地域特産物について、直播の導入など大規模機械化体系の実現を可能とする省力化技術を確立するとともに、新品種の特性等に応じた栽培技術の普及など実需者の求める品質・価格等のニーズに対応可能な生産体制を確立し、国際化の進展にも対応し得る産地形成を推進。

さらに、雑豆、落花生及びこんにゃくいもについては、省力化、低コスト化等を推進し、産地の体質の強化を加速化させるために必要な条件整備等を推進。

(3) 果樹の取組

産地の生産供給体制を整備し、消費者ニーズに的確に対応した特色ある果樹産地を構築するため、優良品種への改植、園内道の整備、園地改良等の園地基盤の整備、集出荷貯蔵施設、低コスト耐候性ハウスの整備等を推進。

(4) 野菜の取組

生産・流通コストのさらなる低減や、高品質で付加価値の高い野菜の生産

・供給の確立を図るとともに、契約取引を推進するため、施設栽培における初期コストを低減するための低コスト耐候性ハウス、露地栽培における労働時間の短縮を進めるための共同利用機械、流通の合理化に向けた集出荷施設、高品質野菜の選別や鮮度保持のための選別・予冷施設等の整備を推進。

(5) 花きの取組

花きの生産・流通コストの低減を図るため、ホームユース用短茎多収栽培技術や周年生産技術の普及、産地と実需者等との間の短茎切花の契約取引の導入等の取組に必要な、低コスト耐候性ハウス、選花施設の整備等を支援。

また、輸入花きが追従不可能なブランド花きの生産供給体制を構築するため、産地オリジナル品種の育成・開発体制の整備等に必要な種子種苗生産供給施設の整備など高品質生産技術の導入等による姿・形が優れている高級花き供給体制の構築のための高度環境制御栽培施設の整備等を支援。

(6) 鳥獣害防止の取組

野生鳥獣による農作物被害を効果的かつ効率的に防止するため、被害防止施設の整備を推進。

(7) 地産地消の取組

地域の消費者と生産者の信頼関係の構築や地域の農業と関連産業の活性化を図るため、加工施設、直売施設、交流施設等の整備を推進。

(8) 農畜産物販路拡大の取組

新たに海外を含めて販路を積極的に拡大しようとする産地において、地元の生産体制の確立に向けた高品質化、低コスト化等のための共同利用施設の整備等を推進。

(9) 環境保全の取組

環境と調和した持続的な農業生産方式の確立を図るため、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」(昭和25年法律175号)に基づく有機農産物の生産技術に適合した農産物、特別栽培農産物に係る表示ガイドライン、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」(平成11年法律第110号)に基づき、環境と調和した持続的な農業生産を推進するために必要な共同利用機械・施設、「地力増進法」(昭和59年法律34号)に基づく不良土壌地の改善、小規模公害防除を目的とした土壌・土層改良等の整備に関する支援を推進。

(10) 甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備の取組

てん菜、さとうきび、でん粉原料用ばれいしょ及びでん粉原料用かんしょについて、「砂糖及び甘味資源作物政策の基本方向」及び「でん粉及びでん粉原料用いも政策の基本方向」に沿って、19年産から導入予定の新たな経営安定対策の円滑な推進を図るため、生産の安定化、省力・低コスト化等を推進するための高性能機械等の導入及び施設の整備等の取組を推進。

(11) 畜産生産基盤育成強化の取組

地域内一貫生産体制の確立や効率的生産のための外部化・分業化のための

施設、消費者ニーズに対応した畜産物の加工・販売施設、支援組織の育成及び再編統合、事業規模の拡大・多角化に必要な施設、哺乳ロボットを活用した超早期離乳等の新たな生産方式の普及、子牛生産部門の協業化、地域の核となる協業法人経営体育成のための施設、酪農地域における肉専用種繁殖経営の導入のための施設、畜産経営を円滑に継承するための離農跡地等の条件整備等を推進。

(12) 飼料増産の取組

自給飼料生産拡大による自給飼料に立脚した畜産生産構造への転換を図るため、自給飼料生産基盤の強化、高生産性飼料生産システムの確立、TMRセンターの設置、日本型放牧の拡大、公共牧場の効率的利用、未利用地を活用した放牧等の畜産利用等に必要な作付条件整備、施設機械の整備並びに当該施設機械のリースを推進。

単収向上、生産の効率化等自給飼料生産に係る新技術の確立・普及等に必要な条件整備の推進。

(13) 家畜改良増殖の取組

肉用牛の改良を図るため、肉用牛検定施設及び和牛受精卵供給施設の整備を推進。

中小家畜（豚、鶏）の改良増殖を図るため、改良施設の整備を推進。

馬の改良増殖を図るため、馬の育成施設の整備を推進。

特用家畜（めん羊、山羊、みつばち、地鶏等）の振興を図るため、簡易な飼養施設、処理加工施設等の整備を推進。

乳用雌牛又は肉用繁殖雌牛の貸付け及び譲渡を推進。

(14) 畜産新技術の取組

クローン技術やDNA解析技術を活用した育種改良手法の開発・検証、性判別受精卵の生産利用体制の整備等に必要な施設・機械の整備を推進。

(15) 食肉等流通体制整備の取組

産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設における処理の効率化や品質の向上及び機能向上・改善のための施設整備、家畜取引における近代化・合理化及び環境・衛生対策等のための施設整備を推進。

(16) 耕種作物活用型飼料増産の取組

水田における飼料作物作付拡大の条件整備を図るため、稲わら等有機資源の収集・供給、堆肥との交換、水田地帯における繁殖経営育成、粗飼料の広域流通に必要な施設機械等の整備及び当該施設機械のリースを推進。

(17) 多角的農作業コントラクター育成の取組

担い手の規模拡大等に伴う労働力不足を補完するため、農業機械作業の請負に必要な農業機械・施設の整備及び当該施設の機械のリースの実施により、耕種部門と畜産部門の多角的な農作業を行う総合的なコントラクター（農作業請負組織）の育成を推進。

2 取組の実施基準等

(1) 事業の実施基準

ア 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本対策の交付の対象外とする。

イ 事業の実施にあっては、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとし、事業実施主体は、要領別表1に定めた成果目標の達成のための推進活動が行われているものとする。

ウ 交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、整備事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

エ 整備事業を実施した事業実施主体は、Iの第6にかかわらず、以下の施設等については、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する農業者から、点検シートの提出を受け、点検を実施した旨を確認するものとする。

(ア) 要綱別表のIのメニューの欄の(1)の整備事業のア

(イ) 要綱別表のIのメニューの欄の(1)の整備事業のイのうち飼料増産又は耕種作物活用型飼料増産に係るもの

(ウ) 要綱別表のIのメニューの欄の(1)の整備事業のエ

(エ) 要綱別表のIのメニューの欄の(1)の整備事業のオのうち畜産生産基盤育成強化及び飼料増産並びに耕種作物活用型飼料増産に係るもの

(オ) 要綱別表のIのメニューの欄の(1)の整備事業のカのうち耕種作物及び飼料増産並びに耕種作物活用型飼料増産に係るもの

オ 事業参加者が、事業開始後にやむを得ず5戸に満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により、5戸以上となるように努めるものとする。

カ 都道府県知事は、要綱第7の2による点検及び第8の2による点検評価を実施した結果、整備事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（a又はbに掲げる場合等）にあっては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別記様式2号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

(ア) 施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合

(イ) 処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合

キ 交付対象とする共同利用機械・施設の扱いについては、整理合理化通知、「農業用機械施設の補助対象範囲の基準について」（昭和57年4月5日付け57農蚕第2503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長及び林野庁長官連名通知）及び「補助事業により導入する農業機械に係る審査の適正化等について」（昭和60年4月5日付け60農蚕第1947号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長及び林野庁長官連名通知）に定めるところによるものとする。

ク 整備事業で実施する共同利用機械・施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築、併設等、合体施行若しくは、直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古材については、新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（平成13年10月26日）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

ケ 共同利用機械・施設の整備に対する交付は、既存共同利用機械・施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新。）及び共同利用施設の附帯施設のみの整備は、交付の対象外とするものとする。

コ 共同利用機械・施設の整備のための計画策定における能力及び規模は、アンケート調査等により、農業者の共同利用機械・施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の機械・施設の保有状況及び利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより適切な能力及び規模の決定を行うものとする。

また、コスト低減を積極的に推進し、複数の作物に利用可能な共同利用機械については、清掃の励行等により、利用が可能な複数の作物への活用を推進するものとする。

サ 共同利用機械・施設の整備に当たっては、産地の実情及び担い手動向に即し、担い手を目指す農家及び生産組織の育成に資するよう最適な運営の方式及び規模とするよう次に掲げる事項に留意するものとする。

(ア) 担い手を目指す農家及び生産組織の計画と十分調整を行うとともに、運営については、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、又は運営の主体となるよう努めるものとする。

(イ) 必要に応じ、共同利用機械・施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう適正な品種の組み合わせ、作期の分散等に配慮するとともに、農産物の処理加工に当たっては、農産物の処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。

シ 共同利用施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、要綱及び本要領に定めがないものについては、交付の対象外とするものとする。

ス 事業実施主体以外の者に貸付けることを目的として共同利用機械・施設を整備する場合については、次によるものとする。

(ア) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

(イ) 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業協同組合連合会、農業協同組合、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）及び土地改良区に限るものとする。

(ウ) 当該機械及び施設の受益戸数は、原則として、5戸以上とする。

(エ) 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該機械又は施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

(オ) 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

(カ) 耕種作物活用型飼料増産及び多角的農作業コントラクターの取組に係る共同利用機械・施設の貸付けの対象となる者は、認定農業者等及び新規就農者に限るものとする。

(キ) 多角的農作業コントラクターの取組に係る共同利用機械・施設の貸付けにあっては、農作業請負組織が効率的な機械化体系を実現する上で必要となる場合に、初期投資の負担軽減を図るため、新品に比べ同程度の能力等を有し、かつ単価が低い中古農業機械も補助の対象とすることができるとし、事業実施主体は、中古農業機械の買入価格について、当該機械を新たに購入することとした場合の再調達価格を基に、経過年数、修繕の必要性、老朽、損傷の度合い等を考慮して算出した額を基礎とし、近傍類似の中古農業機械の通常取引価格等を勘案して定めるものとする。

また、当該中古農業機械は、当該地域内の農業機械の有効利用及び農作業請負組織の初期投資の負担軽減を図る観点から、整理合理化通知等の定める範囲外の農業機械についても交付対象にできるものとし、残存耐用年数は、原則として2年以上（修繕に係る機械にあっては、修繕後

の耐用年数が2年以上。)とするものとする。

セ 中山間地域等は、次に掲げる地域とする。

- (ア) 山村振興法（昭和40年法律64号）第7条第1項に基づき、振興山村に指定された地域
- (イ) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定に基づき、公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
- (ウ) 離島振興法（昭和28年法律第72号。以下同じ。）第2条第1項に基づき、離島振興対策実施地域として指定された地域
- (エ) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に基づき、半島振興対策実施地域に指定された地域
- (オ) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号。以下「特定農山村法」という。）第2条第1項に規定する特定農山村地域として公示された地域
- (カ) 「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号）において、中間農業地域及び山間農業地域に分類されている地域

ソ 水田における麦及び大豆の生産及び流通の合理化等のための機械及び施設整備並びに小規模土地基盤整備については、水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999農林水産事務次官依命通知。）に基づき、原則として、地域水田農業ビジョンの実現に積極的に取り組む市町村において、重点的に実施するものとする。

タ 果樹にあっては、当該都道府県において、対象品目に係る果樹収穫共済の引き受けが行われている場合にあっては、受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入率が当該都道府県平均以上であること又は当該都道府県平均以上となることが確実と見込まれること。

また、野菜については、生産技術高度化施設を整備する場合にあっては園芸施設共済への加入が確実と見込まれること。

チ 地産地消の取組を実施する場合にあっては、当該取組に係る農畜産物が生産される市町村又は事業実施主体が、「地産地消の実践的な計画の策定について」（平成17年6月15日付け17生産第1432号生産局長通知）に基づき、地域における地産地消の実践的な計画を策定し、その計画に基づいた推進がなされること。

ツ 農畜産物販路拡大の取組で整備事業を実施する場合にあっては、事業実施主体は、海外に向けた販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等を行い、海外に向けた販路拡大が確実と見込まれること。

また、高品質な食肉等を海外に輸出するために必要な施設整備を実施する場合にあっては、輸出に係る施設を輸出先国の衛生条件等に合致させるとともに、生産から処理・加工、販売までの各段階における輸出体制の整

備が確実であると見込まれること。

テ 小規模公害防除の取組は、次のいずれかに該当する地域において実施できるものとする。

(ア) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号。以下「農用地土壌汚染防止法」という。）第3条第1項の規定のに基づき指定された農用地土壌汚染対策地域（農用地土壌汚染対策地域に隣接する地域であって、当該農用地土壌汚染対策地域に準じて一体として事業を施行することが必要と認められる地域を含む。）であって、同法第5条の規定に基づく農用地土壌汚染対策計画を策定しているもの

(イ) 「カドミウムによる環境汚染暫定対策要領」（昭和44年9月11日付け環公第9098号厚生省環境衛生局長通知）3－3－2に掲げる地域であって、農用地土壌汚染防止法第5条の規定に基づく農用地土壌汚染対策計画に準じた計画を策定している地域

(ウ) 公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和49年政令第295号）別表第2に掲げる地域であって、農用地土壌汚染防止法第5条の規定に基づく農用地土壌汚染対策計画に準じた計画を策定している地域

ト 飼料増産及び耕種作物活用型飼料増産の取組を実施する場合には、事業実施地域において、飼料増産に係る推進計画が作成されているか、又は作成されることが見込まれる市町村の区域内若しくは都道府県知事が適当と認める市町村の区域内であることとする。

(2) 事業実施主体

ア 農事組合法人（「農業協同組合法」(昭和22年法律第132号) 第72条の三に規定する農事組合法人をいう。以下同じ。)、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体（要綱別表のⅠの事業実施主体の欄の1の(10)の「生産局長等が別に定める」団体とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとする。以下同じ。）が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。

イ 要綱別表のⅠの事業実施主体の欄の1の(11)の「生産局長等が別に定める消費者団体」とは、「消費者の権利・利益の擁護・維持を目的又は活動内容に含み、消費者によって自主的に組織された団体及びこれに準ずる団体で、消費者のための活動を恒常的に行っている民間団体（企業・業界団体は除く。）」とし、かつ次の要件をすべて満たす団体とする。

(ア) 名称、事務所、会員、役員の構成、事業運営、会計年度等について規定された規約等により適正な運営が行われていること。

(イ) 営利を目的としないものであること。

(ウ) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とするものでないこと。

(エ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするものでないこと。

(オ) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にあるものを又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

(カ) 構成人数が原則として20人以上の団体であること。

ウ 要綱別表のⅠの事業実施主体の欄の1の(11)の「生産局長等が別に定める市場関係者」とは、次に掲げるものとする。

(ア) 中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者であって、地方公共団体又は第3セクターによって構成されているもの。

(イ) 卸売業者、仲卸業者、売買参加者、農業者団体で構成する団体又は協議会（会則等の定めがあるものに限る。）であって、営利を目的としないもの。

エ 要綱別表のⅠの事業実施主体の欄の1の(15)の特認団体は、次のとおりとする。

(ア) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、これらの者が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの。

(イ) その他事業目的に資するものとして都道府県知事から協議のあった団

体

(3) 交付率

- ア 要綱別表のⅠの交付率の欄のただし書の生産局長等が別に定める率は、次に掲げる場合とし、交付率を事業費の10分の6以内とするものとする。
- (ア) 対象作物がさとうきび及びパインアップルの場合
- (イ) 沖縄県において畜産生産基盤育成強化の取組に係る畜産物処理加工施設、家畜飼養管理施設、新規就農者研修施設及び離農跡地・後継者不在経営施設を整備する場合
- イ 要綱別表のⅠの交付率の欄のただし書の生産局長等が別に定める率は、次に掲げる場合とし、交付率を事業費の10分の4以内とするものとする。
- (ア) 稲（種子用を除く。）を対象とした共同育苗施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合
- (イ) 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち内部設備を整備する場合
- ウ 要綱別表のⅠの交付率の欄のただし書の生産局長等が別に定める率は、次に掲げる場合とし、交付率を事業費の3分の1以内とするものとする。
- (ア) 乾燥調製施設（乾燥能力の設定を米（種子用を除く。）以外の作物で行うものを除く。）を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合
- (イ) 米（種子用を除く。）を対象とした集出荷貯蔵施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合
- (ウ) 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち温室本体を整備する場合
- (エ) 野菜を対象とする種子種苗生産関連施設のうち、種子種苗大量生産施設を整備する場合
- (オ) 畜産物処理加工施設として、産地食肉センター及び食鳥処理施設の衛生管理施設、環境保全施設、BSE対応施設、たい肥化施設（汚物等の高度処理により肥料化を図るためのものに限る。）及び副産物等処理施設（副産物等の高度処理により飼料等に加工するためのものに限る。）、鶏卵処理施設の殺菌装置及び洗浄装置、家畜市場の環境及び衛生に係る施設並びに機能高度化施設以外について整備する場合
- (カ) 大豆を対象とする処理加工施設のうち食品事業者が処理加工機器を整備する場合
- (キ) 共同利用機械（水稻直播機、細断型ロールベアラー、稲発酵粗飼料用ロールベアラー及び家畜ふん尿の処理利用に係る機械を除く。）
- エ 要綱別表のⅠの交付率の欄のただし書の生産局長等が別に定める率は、農用地土壌汚染防止法第3条第1項の規定のに基づき指定された農用地土

壤汚染対策地域（農用地土壌汚染対策地域に隣接する地域であって、当該農用地土壌汚染対策地域に準じて一体として事業を施行することが必要と認められる地域を含む。）であって、同法第5条に基づく農用地土壌汚染対策計画を策定しているものにおいて、小規模公害防除の取組を実施する場合とし、交付率を事業費の20分の11以内とするものとする。

（４）採択要件

ア 別表1の成果目標については、達成すべき成果目標のいずれか一つを満たす目標を設定すること。満たさない場合は、事業実施地区の認定農業者数が、計画時に比べ50%以上増加又は当該市町村の過去5年間の認定農業者の増加率以上となる目標を設定すること。

イ 事業実施主体が、要綱別表のⅠの採択要件の欄の1の（1）の定めにかかわらず、都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、3戸以上であれば事業実施主体として認めることができる。

ただし、事業実施主体が農業者等の組織する団体である場合において、次のいずれかの要件を満たす場合にあっては、3戸未満であっても事業実施主体として認めることができる。この場合にあっては、事業実施主体は、事業実施計画に別記様式1号の事業実施主体要件適合確約書（特定農業法人用又は農業生産法人用）を添付するものとする。

（ア）事業の実施計画策定時に、特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）であって、次の要件をすべて満たすものであること。

なお、c及びdの目標年は、事業実施年度からおおむね3年後とする。

a 本事業終了後5年間引き続き特定農業法人であるか、基盤強化法第23条第4項の農用地の利用の集積を行うこと。

b 特定農用地利用規程（基盤強化法第23条第4項に規定する農用地利用規程をいう。以下同じ。）の農用地の利用の集積目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

c 特定農用地利用規程の区域で生産する農畜産物の取扱高が当該法人の農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

d 当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

（イ）事業の実施計画策定時に、地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会が構成員となっており、かつ、これらの者が議決権又は出資総額の過半を占めている農業生産法人（「農地法」（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）であって、次の要件をすべて満たすものであること。

なお、b及びcの目標年は、事業実施年度からおおむね3年後とする。

- a 離農希望者又は営農を中止する者からその所有する農用地、機械、施設等の経営資産を継承して欲しい旨の申出があった場合に、当該法人がその経営資産を継承すること。
- b 当該法人の受益区域で生産する農畜産物の取扱高が当該法人の農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
- c 当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

ウ 整備事業の上限事業費

要綱別表のメニューの欄のうち次に掲げる共同利用機械・施設にあっては、その額を超える部分について、交付の対象外とする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、交付対象上限事業費を超えて施工する必要があると都道府県知事が特に認めた場合にあってはこの限りではない。

整備事業の内容		上限事業費
共同育苗施設	水稻（種子用を除く。）共同育苗施設に限る。	育苗対象面積1ヘクタールにつき900千円、ただし、100ha未満の場合は1,600千円
乾燥調製施設	種子用を除く。	計画処理量1トンにつき450千円
穀類乾燥調製貯蔵施設	種子用を除く。	米にあっては計画処理量1トンにつき245千円、ただし、計画処理量2千トン未満の場合は315千円 麦にあっては計画処理量1トンにつき450千円
農産物処理加工施設	茶に限る。	原料の計画処理量1トンにつき1,600千円
集出荷貯蔵施設（りんご）	選果機（選果機のみを整備する場合を含む。） 建物	計画処理量1トンにつき380千円 計画処理量1トンにつき135千円 115千円/m ²
集出荷貯蔵施設（なし）		計画処理量1トンにつき270千円
集出荷貯蔵施設（かんきつ）	選果機（選果機のみを整備する場合を含む。） 建物	計画処理量1トンにつき170千円 計画処理量1トンにつき90千円 ただし、計画処理量5千トン未満の場合は135千円 70千円/m ²
集出荷貯蔵施設（野菜）	きゅうり、トマトに限る。	計画処理量1トンにつき270千円
農作物被害防止施設	防霜施設	6,400千円/ha
	防風施設	41,970千円/ha
有機物処理利用施設	たい肥等生産施設	480千円/t
農業用機械	施肥播種同時作業機	1,450千円/台
	無人ヘリコプター	10,820千円/台
	栽培管理ビークル	5,070千円/台
	レーザー式均平作業機	16,740千円/台
	紙マルチ田植機	3,260千円/台

	水稻直播機	3,760千円／台
	豆用ピッカーローダー	1,650千円／台
	弾丸暗きょ機	536千円／台
	ポテトハーベスター	15,210千円／台
	てん菜移植機	6,500千円／台
	ビートハーベスター	55,500千円／台
	茶複合管理機	7,030千円／台
	そば収穫機	10,110千円／台
	はとむぎ収穫機	10,110千円／台
	い植付機	2,730千円／台
	こんにゃく芋ハーベスター	9,380千円／台
	収穫作業機	6,210千円／台
	傾斜地用多目的管理機	1,610千円／台
	風筒式防除機	981千円／台
	無人作業機	2,030千円／台
	桑用機械	3,200千円／台
	野菜全自動移植機	3,640千円／台
	にんにく植付機	1,330千円／台
	スイートコーン収穫機	22,680千円／台
	にんじん収穫機	18,900千円／台
	だいこん収穫機	8,220千円／台
	結球性葉菜類収穫機	3,120千円／台
	ごぼう収穫機	10,400千円／台
	たまねぎ収穫機	8,980千円／台
	非結球性葉茎菜類収穫機	3,380千円／台
	重量野菜運搬作業車	2,240千円／台
	トマト収穫機	19,800千円／台
	野菜残さ収集機	5,200千円／台
	稲収穫用機械	10,110千円／台
	麦収穫用機械	10,110千円／台
	大豆収穫用機械	10,110千円／台
	雑穀収穫用機械	10,110千円／台
	馬鈴薯生産用播種機	2,470千円／台
	馬鈴薯生産用定植機	3,640千円／台
	馬鈴薯収穫用機械	15,210千円／台
	馬鈴薯茎葉処理機	2,000千円／台
	稲播種機	3,260千円／台
	稲定植機	3,170千円／台
	大豆生産用播種機	2,220千円／台
家畜飼養管理施設	肉用牛舎（ストール等附帯部分を除く。）	24千円／m ²
	乳用牛舎（ストール等附帯部分を除く。）	成牛用36千円／m ² 哺育育成牛用23千円／m ²
	一般豚舎（ストール等附帯部分を除く。）	45千円／m ²
	分娩豚舎（ストール等附帯部分を除く。）	59千円／m ²
	ウインドレス鶏舎（ストール等附帯部分を除く。）	48千円／m ²
	家畜改良施設	216千円／m ²
	畜産新技術に係る施設	225千円／m ²
畜産物処理加工施設	産地食肉センター	6,000千円×1日当たりの処理能

		力(豚換算頭数)
	B S E 対応施設	8,200千円×牛1日当たりの処理能力
	食鳥処理施設	200千円×1日当たりの処理能力
	鶏卵処理施設	100千円×1年当たりの処理能力
家畜市場		5,000千円×子牛市場の開催日1日当たりの取引頭数
家畜排せつ物処理利用施設 機械	堆肥舎	35千円/㎡
	屋根掛け	21千円/㎡
	尿貯留施設	30千円/㎡
	スラリータンク	20千円/㎡
	家畜排せつ物運搬車	5,000千円/台
	堆肥散布機(けん引式)	2,500千円/台
	堆肥散布機(自走式)	9,370千円/台
	切り返し機	7,140千円/台
飼料作物関連施設機械	バンカーサイロ	7千円/㎡ ³
	乾草舎	45千円/㎡
	牧草播種機	2,070千円/台
	追播種機	3,780千円/台
	とうもろこし播種機	5,780千円/台
	モアコンディショナー	5,700千円/台
	フォーレージハーベスター	北海道
		都府県
		39,410千円/台
		5,110千円/台
	テッターレーキ	1,350千円/台
	ヘイレキ	1,800千円/台
	ロールベアラー(細断型ロールベアラー、稲発酵粗飼料用ロールベアラーを除く。)	5,400千円/台
	細断型ロールベアラー	3,450千円/台
	稲発酵粗飼料用ロールベアラー	8,500千円/台
	ブロードキャスター(ライムソワー)	670千円/台
	プラウ	1,530千円/台
	ディスクハロー	1,070千円/台
	飼料調製施設	25千円/㎡
	優良種子増殖施設	57千円/㎡
	種子貯蔵庫	33千円/㎡
	飼料分析指導室	203千円/㎡
	種子精選機	16,560千円/台
	脱粒剥皮機	2,610千円/台
	種子乾燥機	18,090千円/台
	栄養分析器	9,900千円/台
	ミネラル分析器	1,170千円/台
	土壌分析器	630千円/台
	梱包解体機	2,640千円/台
	運搬機	4,180千円/台
	梱包格納用機械	2,380千円/台
	サイレージ取出機	6,970千円/台
	積込機	4,100千円/台
	稲わら収穫機	2,180千円/台
	家畜ふん尿土壌還元用機械	3,150千円/台

(注) 1 共同利用施設については施設本体の建設及び設置に必要な経費のみ対象とする。
2 選果機には荷受け、箱詰め、出荷に係る設備を含む。

エ 実施要綱別表のⅠの採択要件の欄の１の（４）の生産局長が定める場合とは、小規模公害防除を実施する場合とする。

ただし、（５）のアの（ア）のfの（c）により土壌土層改良（Ⅱの第１の２の（１）のテの地域において実施するものに限る。）と併せて行うことが技術的又は経済的に必要かつ妥当と認められ、同地域の区域外で実施する農道整備、ほ場整備（区画整理及びこれに附帯する事業をいう。）及びかんがい用排水施設の新設又は改修については、費用対効果の算定を行うものとする。

オ 要綱別表のⅠの採択要件の欄の１の（５）に定める総事業費に満たない場合にあっても、要領第１の３に定める費用対効果分析を実施し、都道府県知事が、地域の実情により必要と認めた場合、当該事業を実施できるものとする。

カ 面積要件等

（ア）要綱別表のⅠの採択要件の欄の１の（３）の生産局長等が別に定める事業対象作物の作付面積は、おおむね次に掲げる規模以上であることとする。

ａ 土地利用型作物

（a）稲・・・50ヘクタール

（b）麦・・・北海道：60ヘクタール、都府県：30ヘクタール

（c）大豆・・・20ヘクタール

ただし、原則として、受益地区の水田面積の２分の１以上において、おおむね10アール以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業、団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。

（d）主要農作物種子

i 稲・・・指定種子生産ほ場（種子法第３条第１項の規定により指定された指定種子生産ほ場をいう。以下同じ。）の面積が25ヘクタール

ii 麦・・・指定種子生産ほ場の面積が15ヘクタール

iii 大豆・・・指定種子生産ほ場の面積が5ヘクタール

ｂ 畑作物

（a）いも類・・・北海道：50ヘクタール（複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は500ヘクタール）、都府県：25ヘクタール（複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は250ヘクタール）

ただし、種子種苗生産関連施設を整備する場合にあつては、以下のとおりとする。

i ばれいしょ・・・北海道：25ヘクタール、都府県：10ヘクタール

- ii かんしょ・・・50ヘクタール
- (b) 雑豆・落花生・・・北海道：25ヘクタール、都府県：10ヘクタール
- (c) 茶・・・10ヘクタール（ただし、事業を効果的に実施できる程度には場が集団化されていること又は集団化されることが確実と見込まれること。）
- (d) てん菜・・・50ヘクタール（ただし、事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条の指定地域をいう。以下（e）において同じ。）の区域内にあること。）
- (e) さとうきび・・・10ヘクタール（ただし、事業実施地区が指定地域の区域内にあること。）
- c 果樹・・・10ヘクタール
ただし、種子種苗生産関連施設を整備する場合にあっては、かんきつ類で100ヘクタール、落葉果樹で50ヘクタールとする。
- d 野菜
 - (a) 露地野菜・・・10ヘクタール（沖縄県にあっては5ヘクタール）
 - (b) 施設野菜・・・5ヘクタール
- e 花き
 - (a) 露地花き・・・5ヘクタール
 - (b) 施設花き・・・3ヘクタール
- f 地域特産物
 - (a) こんにゃく・・・10ヘクタール（種苗用については30ヘクタール）
 - (b) そば・・・5ヘクタール
 - (c) ハトムギ・・・10ヘクタール（1ヘクタール以上の団地の合計面積が地区内作付面積のおおむね50パーセント以上であること又はそのための計画が策定されていること。）
 - (d) たばこ、なたね、ホップ・・・10ヘクタール
 - (e) 染料作物・・・5ヘクタール
 - (f) その他地域特産物・・・2ヘクタール
ただし、（a）から（f）までについては、地域特産物の栽培場が事業を効率的に実施できる程度に集団化していること又は集団化することが確実と見込まれること。
 - (g) 蚕・・・養蚕文化継承地域内であり、集団化かつ使用している桑園が2ヘクタール以上、かつ、当該桑園に近接する使用桑園を含めて10ヘクタール以上のまとまりがあること。なお、クヌギ等桑以外の飼料樹園地にあっては、1ヘクタール以上であることとする。
- g 中山間地域等において事業を実施する場合にあっては、aからfまでにかかわらず、事業対象作物の作付（栽培）面積がおおむね次に掲

げる規模以上であることとする。

(a) 土地利用型作物

- i 稲・・・10ヘクタール（原則として、受益地区の水田面積の2分の1以上において、おおむね10アール以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業、団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。）
- ii 大豆・・・10ヘクタール（ただし、付加価値の高い大豆生産を実施していること又は実施することが確実と見込まれること。）
- iii 主要農作物種子（稲）・・・指定種子生産ほ場の面積が10ヘクタール

(b) 畑作物

- i ばれいしょ、雑豆・落花生・・・北海道：25ヘクタール、都府県：10ヘクタール
- ii かんしょ・・・10ヘクタール
- iii 茶・・・5ヘクタール
- iv てん菜・・・20ヘクタール
- v 付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる畑作物の栽培面積がおおむね次に掲げる規模以上であることとする。
 - (i) 豆類・・・2ヘクタール（大豆を除く。）
 - (ii) ばれいしょ・・・北海道：10ヘクタール、都府県：5ヘクタール
 - (iii) かんしょ・・・5ヘクタール

(c) 果樹

- i 果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第2条に定める果樹・・・10ヘクタール
- ii i以外の果樹・・・3ヘクタール

(d) 野菜

- i 露地野菜・・・5ヘクタール
- ii 施設野菜・・・3ヘクタール

(e) 花き

- i 露地花き・・・3ヘクタール
- ii 施設花き・・・2ヘクタール

(f) 地域特産物

- i なたね、こんにゃく、ホップ・・・5ヘクタール
- ii 染料作物・・・3ヘクタール

h 都市近郊地域（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号）の農業地域類型区分別基準指標において、都市的地域に分類されている地域を含む市町村）において野

菜を対象に事業を実施する場合にあっては、d及びgの（d）にかかわらず、作付（栽培）面積がおおむね次に掲げる規模以上であることとする。

（a）露地野菜・・・2ヘクタール

（b）施設野菜・・・5,000平方メートル

ただし、野菜の種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。

（イ）土地利用型作物（種子用を除く。）については、受益地区内に水田がある場合は次に掲げるa又はbの要件を満たす地区であること。

なお、受益地区が複数の地域水田農業ビジョンを策定する地区を含む場合は、5割以上の地区においてa又はbを満たしていること。

a 受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の3分の2以上が1ヘクタール以上に団地化されることが確実であること。

b 事業の受益地区が事業対象作物の2以上の主要作業を3ヘクタール以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね5割以上の事業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。

（ウ）中晩かん（いよかん、なつみかん、はっさく及びネーブルオレンジ）の需給不均衡の早急な解消については、総合的園地再編整備計画策定地区において都道府県が定める計画に即し、中晩かんを他の果樹へ転換する小規模土地基盤整備及び農作物被害防止施設整備を実施できるものとし、その受益面積については、おおむね50アールとする。

（エ）環境保全の取組を対象に共同利用機械・施設を導入する場合にあっては、導入が見込まれる農地面積がおおむね5ヘクタール以上であることとする。

(5) 共同利用機械・施設の基準等

ア 耕種作物小規模土地基盤整備

要綱別表のⅠのメニューの欄の(1)のアの耕種作物小規模土地基盤整備(以下「小規模土地基盤整備」という。)については、次のとおりとする。

(ア) 一般基準

a 小規模土地基盤整備を実施する場合は、市町村又は事業実施地区全体の土地基盤整備の計画に留意しつつ、事前に土地改良事業を実施する土地基盤関係部局との調整を十分に行うものとする。

また、小規模土地基盤整備の受益面積は、原則として1ヘクタール以上、5ヘクタール未満とする。

ただし、果樹の取組における担い手育成リース園地の設置と一体的に整備を行う場合においては、おおむね10アール以上、環境保全の取組のうち小規模公害防除についてはおおむね10ヘクタール未満とするものとする。

b 小規模土地基盤整備の施工については、地域の実情等に応じ、事業費の低減を図るため適切と認める場合には、直営施工を推進するものとする。

c 小規模土地基盤整備に係る用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費については、「土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱について」(昭和38年3月23日付け農地第251号(設)農林省農地局長通知)を準用するものとする。

d 水田農業構造改革対策実施要綱に基づく水田農業構造改革対策の円滑な推進を図るため、極力、通年施行方式(水田農業構造改革対策実施要綱別紙1の第5の1の(3)の土地改良通年施行をいう。)により行うものとする。

e 果樹の取組のうち、土地改良事業(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱(平成19年3月30日付け18企第381号農林水産事務次官依命通知)による廃止前の元気な地域づくり交付金実施要綱(平成17年4月1日付け16農振第2364号農林水産事務次官依命通知)別紙の2の基盤整備促進。以下同じ。)において、助成対象とならない優良品種系統等への改植・高接及びこれと一体的に行う園地改良にあっては、aに定める事業規模以上についても実施できるものとする。

f 環境保全の取組を対象として、ほ場整備、農道整備、暗きょ施工、土壌土層改良を対象として事業を実施する場合にあっては、土壌機能の増進に係る次の要件を満たす地域であることとする。

なお、土壌土層改良のうち、土地改良事業において、助成対象とならない石れき除去、地域水田農業ビジョンに基づき施策を実施する場合以外の浅層排水及び心土肥培にあっては、aに定める事業規模以上

についても実施できるものとする。

- (a) 「地力増進法」(昭和59年法律34号) 第4条に基づく地力増進地域内又は地力増進地域に準ずる地域にあること
- (b) 地力増進法第3条に基づく地力増進基本指針のⅡの第1の1、同第2の1及び第3の1において定められている「土壌の性質の基本的な改善目標」又は都道府県が地域の実情に応じて定めている土壌の性質の改善目標を満たしていない農地面積がおおむね次の規模以上であること。

ただし、離島(離島振興法第2条の規定により指定された離島振興対策実施地域及びこれに準ずる地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島並びに小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第2条第1項に規定する小笠原諸島及び沖縄県)及び山間へき地(山村振興法(昭和40年法律第64号)第7に基づき指定された振興山村及びこれに準ずる地域)内にあり、かつ、地形等の自然条件によってまとまった農用地が確保できない地域にあっては、おおむね1ヘクタール以上とする。

i 都府県の場合 10ヘクタール

ii 北海道の場合 20ヘクタール

- (c) 環境保全の取組のうち小規模公害防除については、土壌土層改良と併せて行うことが技術的又は経済的に必要かつ妥当と認められる農道整備、ほ場整備(区画整理及びこれに附帯する事業をいう。)及びかんがい用排水施設の新設又は改修を実施できるものとする。

また、土壌土層改良では別記Ⅱの第1の2の(5)のアの(オ)で掲げているものに加え、次に掲げる事業も実施できるものとする。

i ため池、頭首工、揚水機、水路、集水きょその他水源を転換するための施設の新設又は改修

ii かんがい用排水施設の新設又は改修

iii 農用地間の地目変換のための事業

なお、複数年で事業実施する場合にあっては、単年度において測量試験又は換地のみを実施できるものとする。

(イ) 園地改良

茶を対象とする場合、作業の機械化による省力化及び低コスト化を前提とし、既存園の整理に伴う処理、うね向き変更等をいうものとする。

(ウ) 農道整備

全幅員が、支線道路にあっては、おおむね3メートル以上、耕作道にあっては、おおむね2メートル以上のものとする。

なお、かんきつ産地を対象としたの農道整備の場合にあっては、「か

んきつ産地緊急対策事業に係る農道整備について」(平成元年7月7日付け元農蚕第4392号農林水産省農蚕園芸局長通知)に準ずるものとする。

(エ) 優良品種系統等への改植・高接

a 茶及び桑の場合にあっては、園地改良等と一体的に実施する場合(総合的園地再編整備計画に即した事業による基盤整備園へ植栽する場合を含む。)、病虫害の伝染源となるおそれがあると認められる場合、品種構成の適正化を推進する場合及びその他の特に必要が認められるものに限るものとする。

b 果樹を対象とする場合、優良品種系統等への改植又は高接の農業経営上の得失を踏まえ、当該地域の品種構成、対象となる園地の樹齢及び樹勢等を勘案し、長期的にみてどちらの手法がより効果的であるかを十分検討の上、次に掲げる(a)から(e)までに定めるところにより実施できるものとする。

(a) 優良品種系統等への改植・高接の実施に当たっては、傾斜地に立地することが多い果樹産地の実情にかんがみ、労働生産性の向上による中長期的な産地の維持及び発展を図る観点から、園地改良又は農道整備との一体的な実施(総合的園地再編整備計画に即した事業による基盤整備園へ植栽する場合を含む。)について、特に留意するものとする。

(b) 交付対象とする「優良品種系統等」は、「果樹農業振興基本方針」(平成17年3月30日公表)及びその関連通知並びに都道府県が定める計画に即したものとする。

なお、当該地域の自然的条件並びに極早生みかん対策に係る計画の策定及びその取組状況等から、高品質果実生産が確実に行われると認められる場合を除き、「優良品種系統等」には極早生みかん系統を含まないものとする。

(c) 園地の移動を伴う場合は、移動元の園地に該当する面積のみを交付対象とするものとする。

(d) 交付対象とする事業は、防除、選果、出荷等の作業又は販売が、受益農業者によって共同で行われるものに限るものとする。

(e) 事業実施主体は、優良品種系統等への改植・高接の対象となった園地の管理状況の把握に努め、受益農業者又はその後継者等により、継続的な営農及び適正な管理が行われるよう、継続的に指導を実施するものとする。

(オ) 土壌土層改良

浅層排水、心土破碎、石れき除去、客土、心土肥培等を実施できるものとする。

なお、水稻のカドミウムの吸収抑制のための土壌改良資材の散布については事業対象としない。

イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備

要綱別表のⅠのメニューの欄の（１）のイの飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備については、次のとおりとする。

なお、要綱別表のⅠの事業実施主体の欄の１の（１）のただし書の生産局長等が別に定める飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備とは、（イ）のhの施設とする。

（ア）飼料作物作付条件整備については、次のものが実施できるものとする。

- a 耕作道整備
- b 雑用水施設整備
- c 飼料生産ほ場整備
- d 牧草地及び飼料畑等造成整備（ただし、牧草地の整備については、当該牧草地が造成は種後５年以上経過しているものを対象とする。）
- e 排水施設等整備
- f 隔障物整備

（イ）家畜放牧等条件整備については、次のものが実施できるものとする。

- a 耕作・放牧道整備
- b 雑用水施設整備
- c 隔障物整備
- d 放牧地・放牧林地の整備
- e 放牧拡大整備（集約放牧等の技術を導入するモデル経営の実証展示等に必要な利用条件整備等）
- f 野草地整備（野草地における産草量の維持増進のために行う立木等の伐採及び牧草導入等による整備）
- g 未利用地活用放牧拡大整備（未利用地を蹄耕法等による不耕起で放牧地等として活用する整備等）

なお、要綱別表のⅠの交付率の欄のただし書の生産局長等が別に定める場合及び額は次のとおりとする。

（a）傾斜地等活用整備（傾斜地等を蹄耕法等により草地に造成する。）

ただし、当該整備にあっては、造成・整備面積10アール当たり、70,000円を上限として交付できる。

（b）野草放牧地整備費（未利用野草地等を活用した野草放牧地の整備を行う。）

ただし、当該整備にあっては、造成・整備面積10アール当たり、10,000円を上限として交付できる。

（c）耕作放棄地活用整備（耕作放棄地等を刈払機等により放牧地に整備する。）

ただし、当該整備にあっては、造成・整備面積10アール当たり、50,000円を上限として交付できる。

h 公共牧場運営基盤整備（公共牧場の効率的及び広域的利用、公共牧

場間の業務分担等による再編成整備を推進するためのもの)

- (a) 耕作・放牧道整備
 - (b) 雑用水施設整備
 - (c) 隔障物整備
 - (d) 放牧地・放牧林地の整備
 - (e) 放牧拡大整備（集約放牧の技術を導入するモデル経営の実証展示に必要な利用条件整備等）
 - (f) 野草地整備（野草地における産草量の維持増進のために行う立木等の伐採及び牧草導入等による整備）
 - (g) 公共牧場の効率的利用及び再編整備に必要な施設
- (ウ) 水田飼料作物作付条件整備については、次のものが実施できるものとする。
- a 排水対策
 - b 土壌改良・診断
 - c ほ場区画拡大
 - d 高収量草種・品種の導入
 - e 障害物除去

ウ 耕種作物共同利用施設

要綱別表のⅠのメニューの欄の（１）のエの耕種作物共同利用施設整備については、次のとおりとする。

（ア）一般基準

- a 共同利用施設の整備に係る事業のうち、温室については、「施設園芸の省エネルギー対策の推進について」（昭和54年6月15日付け54食流第3240号農林水産省経済局長、構造改善局長、農蚕園芸局長、食品流通局長通知）によるものとする。
- b 野菜を対象として消費者団体及び市場関係者が産地管理施設を整備する場合については、次に掲げるすべての要件を満たすこと。
 - （a）事業の実施に向けて、関係機関・団体の連携体制が整備されていること。
 - （b）事業の実施に向けて、事業実施主体の体制・規模が整備されていること。
- c 次に掲げるものは、交付の対象外とするものとする。
 - （a）フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。）
 - （b）パレット
 - （c）コンテナ（プラスチック製通い容器又は荷受調整用のものに限る。）
 - （d）可搬式コンベヤ（当該施設の稼働期間中常時設置されるものであり、かつ、据付方式のものと比べて同等以上の性能を有するものを除く。）

- (e) 作業台（土壌分析用等に用いる実験台を除く。）
- (f) 育芽箱
- (g) 運搬台車
- (h) 可搬式計量器（電子天秤を除く。）
- (i) ざ桑機
- (j) 自動毛羽巢取機
- (イ) 共同育苗施設
 - a 共同育苗施設については、育苗等に必要な以下の施設とする。
 - (a) 床土及び種もみ処理施設
 - (b) 播種プラント
 - (c) 出芽施設
 - (d) 接ぎ木装置
 - (e) 幼苗活着促進装置
 - (f) 緑化及び硬化温室
 - (g) 稚蚕共同飼育施設
 - (h) 特定蚕品種供給施設
 - (i) (a) から (h) までの附帯施設
 - b aの(g)の「稚蚕共同飼育施設」については、以下のとおりとする。
 - (a) 飼育能力は、おおむね400箱以上とする。
 - (b) 清浄生育環境施設であるものとし、人工飼料育稚蚕共同飼育施設に限るものとする。
- (ウ) 乾燥調製施設
 - a 乾燥調製施設とは、土地利用型作物（米、麦、豆類及び主要農作物種子）、地域特産物等に係る以下の施設とする。
 - (a) 荷受施設
 - (b) 乾燥施設
 - (c) 調製施設
 - (d) 出荷施設
 - (e) 集排じん設備
 - (f) 処理加工施設（精米施設、もみがら処理加工施設を含む。）
 - (g) (a) から (f) までの附帯施設
 - なお、整備には、既存の施設に集排じん設備、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び通気貯留ビンを増設すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。
 - b 豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等大豆交付金制度の対象外で販売される大豆及び雑豆・落花生は、この限りでない。
- (エ) 穀類乾燥調製貯蔵施設

- a 穀類乾燥調製貯蔵施設とは、土地利用型作物（米、麦、豆類及び主要農作物種子）に係る以下の施設とする。

なお、その整備に当たっては、「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）等によるものとする。

- (a) 荷受施設
- (b) 一時貯留施設
- (c) 乾燥施設
- (d) 調製施設
- (e) 貯蔵施設
- (f) 均質化施設
- (g) 出荷施設
- (h) 集排じん設備
- (i) 処理加工施設（もみがら処理加工施設を含む。）
- (j) (a) から (i) までの附帯施設

なお、整備には、既存の施設に集排じん設備、均質化施設、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び貯蔵乾燥ビン（通気貯留ビンを含む。）を増設すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。

- b 豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等大豆交付金制度の対象外で販売される大豆及び雑豆・落花生は、この限りではない。

(オ) 農産物処理加工施設

- a 農産物処理加工施設については、農作物の処理加工に必要な以下の施設とする。

なお、建物を新設する場合の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。

- (a) 加工施設
- (b) 直売施設
- (c) 交流施設
- (d) 荷受及び貯蔵施設
- (e) 乾燥及び選別・調製施設
- (f) 精選及び貯留施設
- (g) 搬送施設
- (h) 計量施設
- (i) 出荷及び包装施設
- (j) 残さ等処理施設
- (k) (a) から (j) までの附帯施設

なお、(d) から (j) までの施設については、(a)、(b) 又は (c)

と一体的に整備するものとする。

- b 農産物処理加工施設の整備のうち、aの（a）の加工施設及びaの（c）の交流施設の整備に当たっては、原則として、事業実施地区内で生産された農作物を処理加工するものとする。

また、aの（b）の直売施設の整備に当たっては、原則として、当該施設で取り扱うもののうち、事業実施地区内で生産された農産物及び農産物加工品（以下（オ）において「農産物等」という。）並びに畜産物及び畜産物加工品（以下bにおいて「畜産物等」という。）の取扱金額又は取扱量がおおむね3分の2以上とし、当該農産物等の取扱金額又は取扱量が、当該畜産物等の取扱金額又は取扱量を上回るものであるものとする。

- c 農産物処理加工施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、市場調査や実需者との契約の調整等及び原料の安定確保のための生産体制の整備を行い、これら需要及び原料供給に見合った適切な施設規模とする。

また、原料の仕入れ等に関しては、事前に当該地区の関係行政機関との調整を図るとともに、必要な許認可等の手続きを図るものとするが、施設の効率的な利用等を図るため、品質及び規格の統一並びに計画的な出荷の促進の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区の周辺地域において生産された生産物を事業対象に含めることができるものとする。

- d aの（a）の「加工施設」とは、精米機、製粉機、製パン機、製麺機、ビール醸造機、豆腐製造機、みそ製造機、コロツケ製造機、甘しょパウダー製造機、荒茶加工機、仕上茶加工機、搾汁機、トリミング用機械、食品加工機、焙煎機、脱葉機、脱皮機、豆洗機、浸漬機、脱莢機、加圧機、冷凍機、水煮機、乾燥機、繰糸機、洋装用幅広織機、薫蒸処理機、攪拌機、花束等加工機、繭等加工機、シルク加工機、桑葉粉末加工機（地域特産物）、洗浄機、高機能成分等を抽出する等高度な加工を行う機械等をいうものとする。

- e aの（b）の直売施設とは、主に事業実施地区内で生産された農産物等の販売に必要な施設をいうものとする。

- f aの（c）の交流施設とは、主に事業実施地区内で生産された農産物等を利用した料理の紹介、料理法の普及等に必要な施設をいうものとする。

- g aの（b）の直売施設については、農産物自動販売機を整備できるものとする。

- h 食品事業者が整備する場合については、契約栽培を行う受益地区において、食品事業者と生産者等による推進体制（協議会等）が整備されていることとし、産地ブランドを確立するために、当該受益地区内

の契約栽培大豆の処理加工に必要な規模の処理加工用機器の新設又は増設のみとする。

なお、処理加工を行う大豆については、産地と契約栽培した大豆に限るものとし、当該契約栽培は、整備する機器の耐用年数期間内は契約数量が減少することのないよう、長期的な契約を締結するものとする。

- i aの(b)の「直売施設」を整備するに当たっては、消費者の動向等に対応して運営上効率的な拠点に設置することとし、主に事業実施地区内の農業振興地域内で生産された農産物を販売するものについては、事業実施地区内の農業振興地域以外の地域においても整備することができるものとする。
- j aの(b)の「直売施設」又はaの(c)の「交流施設」を整備するに当たっては、事業実施地区の事情を踏まえながら、年間を通じて有効活用が図られるよう努めるものとする。

(カ) 集出荷貯蔵施設

- a 集出荷貯蔵施設については、農作物の集出荷及び貯蔵に必要な以下の施設とする。

なお、建物の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。

- (a) 集出荷施設
- (b) 予冷施設
- (c) 貯蔵施設
- (d) 選別、調製及び包装施設
- (e) 品質向上物流合理化施設
- (f) 穀類広域流通拠点施設
- (g) 農産物取引斡旋施設
- (h) 青果物流通拠点施設
- (i) 残さ等処理施設
- (j) (a) から (h) までの附帯施設

なお、(b) から (d) 及び (i) の施設については、(a) と一体的に整備するものとし、対象作物には、米及び麦は含まないものとする。

- b 集出荷貯蔵施設のうち、市場の動向等に対応して出荷を行うための交通の拠点等に設置する2次集出荷のストックポイントについては、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項により指定された地域とする。以下同じ。）以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっては、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。

c 集出荷貯蔵施設の整備に当たっては、花き集出荷用専用ハードコンテナを整備することができるものとする。

なお、保冷車及び冷凍車については、交付対象は、コンテナ部分のみとし、トラック本体は、交付の対象外とするものとする。

d 集出荷貯蔵施設については、消費者に直接販売する施設を一体的に設置できるものとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、販売されるものは、原則として農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。

e 豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等大豆交付金制度の対象外で販売される大豆及び雑豆・落花生は、この限りでない。

f aの（a）の「集出荷施設」の整備に当たり、糖度及び酸度等の青果物の内部の品質を測定して選別する選果施設を整備する場合にあっては、農業者負担の軽減を図る観点から、事業コストの低減について特に留意するものとし、また、選果により得られた内部品質データ等は、農業者に還元するとともに、栽培管理に関する指導に活用し、一層の高品質化及び均質化並びに生産技術の高度化を図るものとする。

g aの（c）の「貯蔵施設」は、品質低下を抑制しつつ、計画的かつ安定的に出荷する観点から予措保管施設、定温貯蔵施設、低温貯蔵施設、CA貯蔵施設及びこれらの施設と同等以上の鮮度保持効果があると認められる施設を整備することができるものとする。

また、球根の調製、乾燥及び貯蔵に資する施設も含むものとする。

h aの（d）の「選別、調製及び包装施設」については、消費者及び実需者に生産情報を提供するためにIDコードや2次元コード等を品物に添付する施設を整備することができるものとする。

i aの（e）の「品質向上物流合理化施設」とは、米又は麦の荷受調製検査機械施設、ばら保管機械施設、補助乾燥施設及びこれらの附帯施設並びに麦の容器（容量1トン未満のもの及びフレキシブルコンテナを除く。）とする。なお、整備に当たっては、受益地区内の共同乾燥調製施設（新設のもの及び増設又は増強を計画中のものを含む。）との十分な利用調整を行い、既設倉庫の有効利用について考慮するとともに、米又は麦の生産、集出荷、流通等の実態を踏まえ、最も効率的なばら出荷方式を採用するものとする。

j aの（f）の「穀類広域流通拠点施設」とは、複数の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の連携による穀類の広域的なばら出荷及び製品出荷の拠点となる以下の施設とする。

（a）品質向上物流合理化施設

（b）集出荷施設及び貯蔵施設（大豆を対象作物とする場合に限る。）

（c）精米施設

なお、広域的な出荷体制を構築するため、aの(e)の「品質向上物流合理化施設」と併せ、連携する既存の乾燥調製施設、乾燥調製貯蔵施設等の整備が必要となる場合には、aの(j)の附帯施設として取り扱い、一体的に整備できるものとする。

k aの(f)の「穀類広域流通拠点施設」の整備は、産地間の連携が図られ実需者ニーズに対応した品質の穀類を大ロットで確保する体制が整備されている場合に限り行えるものとする。

l aの(f)の「穀類広域流通拠点施設」として、精米施設を整備する場合には、農業協同組合連合会等以外の精米業者への影響等を考慮する観点から、次に定めるすべての要件を満たすものとする。

なお、この場合において、特認団体が事業実施主体となる場合は、複数の農業協同組合が100%出資する法人であって、米穀の卸売業者でない者に限るものとする。

(a) 当該施設で取り扱う米は、地域内から出荷された米であること。

(b) 加工出荷計画について、事前に各都道府県内の精米業者及び関係行政機関等との調整が図られていること。

(c) 事業実施主体と米穀の卸売業者等との間に精米出荷を前提とした契約がなされていること。

(d) 当該施設からの米の出荷先については、事業実施主体による運営の主体性、整備施設の公益性及び安定的な出荷を確保する観点から、特定の者への出荷量が過半を占めないこと。

m aの(g)の「農産物取引斡旋施設」とは、茶、こんにゃく等の取引及び貯蔵のための施設とし、以下のとおりとする。

(a) この施設は、交通の拠点等に設置する2次集荷のストックポイントであるので、農業振興地域以外の地域でも設置できるものとする。ただし、この場合であっても、当該施設において取引及び貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。

(b) 原則として、次の栽培面積の3分の1以上の面積に係る生産量に相当する特産農産物等が、当該流通施設を経由して流通することが確実と見込まれる場合に限るものとする。

i 茶……………1,000ヘクタール

ii こんにゃく……………600ヘクタール

n aの(h)の「青果物流通拠点施設」とは、青果物の集荷に加え、加工、貯蔵及び分配のすべて又はいずれかを組み合わせた複合的機能を兼ね備える拠点施設とする。

また、契約取引推進のために実需者の動向等に対応して集荷分配等を効率的に行うための交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合であっても、当

該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。

(キ) 産地管理施設

- a 産地管理施設については、産地の維持管理及び発展に必要な品質、土壌、気象、環境、消費者ニーズ等の収集及び分析や栽培管理を支援するために必要な以下の施設とする。

- (a) 分析診断施設

- (b) (a) の附帯施設

- b aの(a)の「分析診断施設」では、土壌診断、水質分析、作物生育診断、病害虫診断、品質分析（食味分析、残留農薬分析並びに有害微生物及び有害物質の検査を含む。）、気象情報等の分析、生産管理、生産情報の消費者及び実需者への提供、市場分析、集出荷管理、清算事務等を行えるものとし、併せてこれらの情報管理もできるものとする。

なお、この場合にあつては、生産者、消費者等への積極的な情報提供を行うこととし、消費者への農産物の情報を提供する観点から、試験的販売を目的としている場合に限り、農産物自動販売機も整備できるものとする。

また、農産物の品質を分析する機器として色彩選別機等を穀類乾燥調製貯蔵施設等に整備する場合には、設置する機器から得られた情報を基に産地全体の防除技術の向上を図る等、産地の栽培管理体制が整備されることが確実な場合に限るものとする。

(ク) 用土等供給施設

- a 用土等供給施設については、共同育苗施設、耕種農家等に良質な用土の供給を行うのに必要な以下の施設とする。

- (a) 用土供給施設

- (b) 土壌機能増進資材製造施設

- (c) (a) 及び (b) の附帯施設

- b aの(a)の「用土供給施設」については、共同育苗施設及び耕種農家に良質な育苗床土又は用土の供給を行う施設とする。

- c aの(b)の「土壌機能増進資材製造施設」とは、土壌の物理的性質等の人為的改良を行うために必要な資材を製造する施設とする。

(ケ) 農作物被害防止施設

- a 農作物被害防止施設については、農業生産における被害を軽減するために必要な以下の施設とする。

- (a) 防霜施設

- (b) 防風施設

- (c) 病害虫防除施設

- (d) 鳥獣害防止施設

(e) 土壌浸食防止施設

(f) (a) から (e) までの附帯施設

- b aの(a)から(e)までの施設整備については、事業を実施することによる効果が高く、かつ、共同利用効率の優れた地区について認めることとし、1団地の受益面積は、おおむね2ヘクタール以上とする。ただし、中山間地域等を事業実施地区とする場合並びに野菜、果樹及び花きを事業対象とする場合にあっては、おおむね1ヘクタール以上とする。

なお、果樹において、担い手育成リース園地の設置と一体的に整備する場合の受益面積は、おおむね10アール以上とする。

- c aの(a)の「防霜施設」、(b)の「防風施設」及び(d)の「鳥獣害防止施設」については、受電施設は含まないものとする。

- d aの(a)の「防霜施設」については、試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。

- e aの(c)の「病虫害防除施設」については、害虫誘引施設(防蛾灯等)、防虫施設、土壌消毒施設、薬剤散布施設等とするものとする。

- f aの(d)の「鳥獣害防止施設」については、市町村域を超えた広域的な整備計画等との整合について配慮するものとする。

なお、「鳥獣害防止施設」には、有害鳥獣の捕獲及び捕獲した鳥獣の処理加工に要する施設を含むものとする。

また、鳥獣の処理加工施設について、(a)及び(b)に適合するものを整備することとする。

(a) 地域における有害鳥獣の捕獲に関する計画が策定されていること

又は事業実施年に計画が策定されることが確実と見込まれること。

(b) (a)の計画に即して捕獲活動が行われること。

(コ) 農業廃棄物処理施設

- a 農業廃棄物処理施設については、農業生産活動に由来する廃棄物等の処理を行うための以下の施設とする。

(a) 農業廃棄物処理施設

(b) 農薬廃液処理施設

(c) (a) 及び (b) の附帯施設

- b aの(b)の「農薬廃液処理施設」は、養液栽培廃液処理施設も含むものとし、設置に当たっては、組織的な回収処理体制の整備等に積極的に取り組むものとする。

(サ) 生産技術高度化施設

- a 生産技術高度化施設については、農作物の栽培等生産の高度化を支援するのに必要な以下の施設とする。

(a) 技術実証施設

- (b) 省エネルギーモデル温室
- (c) 低コスト耐候性ハウス
- (d) 高度環境制御栽培施設
- (e) 高度技術導入施設
- (f) 栽培管理支援施設
- (g) 株分施設
- (h) (a) から (g) までの附帯施設

b aの(a)の「技術実証施設」とは、先進的な新技術の実証に必要な共同栽培施設、モデル壮蚕用蚕室（自動給桑装置を装備した壮蚕用共同飼育装置を設置した蚕室）等とする。

また、果樹においては、担い手育成リース園地の設置と一体的に整備を行う場合にあっては、先進的な新技術又は新品種導入のための実証及び研修、基盤整備実施中の農家の経営安定、新品種等の種苗供給等のうち、複数の機能を有するものとし、施設本体、温風暖房機、換気扇及び灌水施設並びにこれらの附帯施設を整備することができるものとする。

c aの(b)の「省エネルギーモデル温室」の設置については、「施設園芸の省エネルギー対策の推進について」（昭和54年6月15日付け54食流第3240号農林水産省経済局長、構造改善局長、農蚕園芸局長、食品流通局長通知）に基づいて行うものとし、その規模は、1棟当たりおおむね500平方メートル以上とし、全設置面積は、おおむね5,000平方メートル以上とする。

また、地下水及び地熱水利用設備、太陽熱利用設備、廃棄物等燃焼熱利用設備等熱交換設備、複合環境制御装置、水源施設、受変電施設、集中管理棟、養液栽培装置、自動保温カーテン装置、自動かん水兼施肥施設、自動換気装置、自動炭酸ガス発生装置、自動除湿装置及び土壌消毒施設を現地の実態等に応じて装備するものとするが、自動換気装置は、必ず装備するものとする。

なお、設置に当たっては、あらかじめ、地下水、地熱水、太陽熱、廃棄物等燃焼熱等の地域資源の賦存状況、利用可能熱量、権利関係及び導入作物の必要熱量等について十分検討するとともに、長期にわたって地域資源の利用が可能であることを確認し、低コスト生産の推進に留意するものとする。

d aの(c)の「低コスト耐候性ハウス」については、50m/s以上の風速（過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあっては、当該風速とすることができる。）に耐えることができる強度を有するもの又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの若しくは構造計算上これに準ずる機能を有するものであって、かつ、単位面積当たりの価格が同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均的単価のお

おおむね70%以下の価格であり、その規模は、設置実面積が500平方メートル以上とする。

なお、必要に応じて、養液栽培装置、複合環境制御装置、変電施設、集中管理棟、自動カーテン装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房兼土壌消毒装置、多目的細霧冷房施設等を整備することができるものとする。

当該施設の導入に当たっては、必要に応じて土壌調査及び構造診断を実施するものとする。

また、事業実施主体は、当該施設内の栽培・管理運営について、第三者に委託できることとする。この場合において、文書をもって受託者の責任範囲を明確にするものとする。

- e aの(d)の「高度環境制御栽培施設」とは、作物の生育環境を最適に保つため、光環境までを含み高度に環境制御が可能なシステム本体及びシステムを収容する施設をいうものとし、次のとおりとするものとする。

なお、当該施設を導入する場合は、(4)のカの(ア)に定める面積にかかわらず、以下に定める面積を満たす地区とする。

- (a) 当該施設の規模は、作付実面積がおおむね500平方メートル以上、おおむね10,000平方メートル以下とする。
- (b) 完全人工光方式の施設を整備できるものとし、複合環境制御装置、照明装置、養液栽培装置、水源施設、変電施設、集中管理棟、空調施設、自動かん水施肥装置及び自動炭酸ガス発生装置を整備するものとする。

空調施設とは、冷房装置等により1年を通じて夏場でも気温を一定に制御可能な設備とする。

なお、複合環境制御装置、照明装置、養液栽培装置及び空調装置は、必ず装備するものとする。

- (c) 次に掲げるいずれかの新技術を用いた施設とする。

- i 設置コスト又は施設の運営コストのいずれかが既存施設のおおむね70%以下とする施設
- ii レタス、リーフレタス、サラダ菜等の葉茎菜類以外の新たな品目を栽培する施設
- iii 閉鎖循環型養液栽培装置等の環境負荷軽減に資する装置が装備された施設
- iv 発電装置等運営経費削減のための装置が装備された施設
- v 特殊波長の照明装置や高効率な空調装置等の新技術を用いた装置を装備した施設
- vi その他新技術を用いた施設

(d) 当該施設の整備に当たっては、多額の初期投資及び維持管理費を要するため、施設費、光熱動力費、資材費等のコスト並びに生産物の販売価格、販売先及び採算性を十分精査し、経営として十分成立し得るものであるかを確認するものとする。

特に、販売については、安定した販売先との契約等による販売が行われると見込まれ、これに基づく販売計画が策定されていることを確認することとする。

f aの(e)の「高度技術導入施設」は、施設園芸栽培技術高度化施設、直播用水稲種子処理施設（種子コーティング施設）、水稻自動水管理施設、有益昆虫増殖貯蔵施設、菌類栽培施設等とする。

(a)「施設園芸栽培技術高度化施設」は、鉄骨（アルミ骨を含む）ハウス内に設置するものとし、複合環境制御装置、自動カーテン装置、養液栽培装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、無人防除機、地中暖房兼土壌消毒装置、多目的細霧冷房施設、収穫、搬送及び調製の省力化等に資する装置とする。

なお、「施設園芸栽培技術高度化施設」の規模は、設置実面積がおおむね5,000平方メートル以上とする。

(b)「有益昆虫増殖貯蔵施設」は、建物、幼虫保存用冷蔵庫、幼虫飼育用環境調節機器、飼料調製用器具等、幼虫及び成虫の飼育保存機器並びにこれらに準ずるものとする。施設の能力は、原則として、当該地域の対象果樹の受粉及び受精並びに対象害虫の駆除に必要な昆虫量を供給できる水準のものとする。

(c)「菌類栽培施設」は、マッシュルームを対象とし、その規模は、栽培床がおおむね2,000平方メートル以上とする。

g aの(f)の「栽培管理支援施設」は、作業の軽労化や品質向上を図るため、園地管理軌道施設、花粉開葯貯蔵施設、冷蔵貯桑施設、パインアップル品質向上生産施設、用排水施設、かん水施設及び土壌環境制御施設とする。

(a)「園地管理軌道施設」の整備について、茶については、茶園複合管理機械と一体的に導入し、かつ、茶園複合管理機械が効率的に稼働できるように団地化しているものとするとともに、その施設面積は、1団地当たり、おおむね2ヘクタール以上とする。

(b)「花粉開葯貯蔵施設」は、建物、葯落とし機、開葯装置、花粉貯蔵施用冷蔵庫、花粉検査用器具及びこれらの附帯施設とし、その能力は、原則として、当該地域の対象果樹の人工授粉に必要な花粉の総量（自家自給分を除く。）を供給できる水準のものとする。

(c)「用排水施設」とは、揚水施設、遮水施設、送水施設、薬液混合施設、明きょ等配水施設整備とし、「かん水施設」の整備について

は、スプリンクラー（立ち上がり部分）は、交付の対象外とするものとする。

(d)「パインアップル品質向上生産施設」の整備に当たっては、次の事項に留意するものとする。

i 事業実施主体が農業協同組合である場合には、当該施設を農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体に利用させることができるものとする。この場合において、事業実施主体は、共同利用規程を作成し、その適切な管理及び運営を図るものとする。

ii 事業実施主体又は i により施設を利用する営農集団は、施設の共同利用計画を作成し、その適正な管理及び運営を図るものとする。また、当該計画に合わせて施設の効率的利用を図るために必要な場合に限り、当該施設を移動させることができるものとする。

h 上記の a の (a) 及び (c) の施設を設置する場合に当たっては、共同利用を確保するために以下の内容をすべて実施することとする。

なお、(a) から (c) までを実施するに当たっては、共同利用台帳を作成することとし、(a) については作業日、作業種類、作業者、作業時間等を、(b) については購入日、資材名、数量、価額、購入者等を、(c) については出荷日、出荷作物、数量、従事者等を明記することとする。

(a) 栽培管理作業の共同化

育苗、は種、定植、施肥、薬剤散布、収穫等の主要な作業のいずれかを共同で行うこととする。

(b) 資材の共同購入

肥料や農業薬剤等の資材のいずれかを共同で購入することとする。

(c) 共同出荷

出荷に際しては、共同で行うこととする。

(d) 所有の明確化

当該温室は、事業実施主体の所有であるということが規約又は登記簿により明らかであること。

(e) 管理運営

当該温室が共同で管理運営(利用料金の徴収及び一体的維持管理)されていること。

なお、低コスト耐候性ハウスの設置に当たっては、地域の立地条件等を考慮して、共同利用が確保される場合に限り、地域内において当該施設を分けて設置することができる。

(シ) 種子種苗生産関連施設

a 種子種苗生産関連施設については、優良な農作物種子種苗の生産を

支援するのに必要な以下の施設とする。

- (a) 種子種苗生産供給施設
- (b) 種子種苗処理調製施設
- (c) 種子備蓄施設
- (d) 種子生産高度化施設
- (e) (a) から (c) までの附帯施設

b aの(a)の「種子種苗生産供給施設」は、優良種子種苗の管理、生産及び増殖を目的とした施設であり、セル成型苗生産施設、接ぎ木施設、組織培養施設、温室、網室及びこれらに附帯する施設を整備することができるものとする。

なお、野菜については、栄養繁殖性野菜と種子繁殖性の地域特産野菜を対象とし、原原種苗、原種苗等の生産及び増殖を行い、農業者団体、採種農家等に供給するための種子種苗生産増殖施設並びに種子種苗を大量に生産し農業者に供給するための種子種苗大量生産施設を整備できるものとする。

c aの(b)の「種子種苗処理調製施設」は、地域における種子種苗の品質向上を図るための拠点となる種子品質向上施設及び調製後の種子に消毒を行う種子消毒施設を整備できるものとし、種子品質向上施設については、種子の発芽率等を検査する自主検査装置、種子の生産行程の管理や品質改善のための診断指導に必要な機器及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。

d aの(c)の「種子備蓄施設」は、気象災害等の不測の事態に備え、種子の品質を維持しつつ長期間備蓄するための温湿度調節機能を有する品質維持施設、備蓄種子の発芽率等を検査する自主検査装置及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。

e aの(d)の「種子生産高度化施設」は、都道府県における主要農作物種子生産の高度化又は効率化を図るために必要な装置及びその附帯施設を整備できるものとする。

(ス) 有機物処理・利用供給施設

a 有機物処理・利用施設については、たい肥等の製造に必要な次の(a)から(d)までに掲げる施設とする。

- (a) たい肥等生産施設
- (b) たい肥流通施設
- (c) たい肥発酵熟等利用施設
- (d) (a) から (c) までの附帯施設

b 最適な発酵条件の設定が短期間では困難であること等の理由により、1年間では発酵施設等を適正に配置することが困難である場合には、2年間実施できるものとする。

c aの(a)の「たい肥等生産施設」は、ぼかし肥の生産施設、微生物

物培養施設等を整備することができるものとし、食品産業、林業等から排出される未利用資源をたい肥の原料として調製する原料製造用の施設も含むものとする。

また、耕種農家、畜産農家、食品産業（製糖業者を含む）等から排出される収穫残さ、家畜ふん尿、生ゴミ等未利用有機性資源（原料）の調達方法、生産されたたい肥の需要のほか、既存のたい肥生産施設の設置位置、生産能力、稼働状況等を十分に考慮するものとする。

なお、たい肥の原料として生ゴミ等農業系外未利用有機性資源を利用する場合は、たい肥化に適さないプラスチック、ガラス類等の異物の混入を防ぐため、分別収集されたものを使用する。

また、農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。

- (a) 製造されたたい肥は、肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）に規定する基準に適合するものとする。
- (b) 製造されたたい肥の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（昭和59年11月8日付け環水土第149号環境庁水質保全局長通知）（土壌1kgにつき垂鉛120mg以下）に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。
- d aの(b)の「たい肥流通施設」は、たい肥の流通を促進するための袋詰、貯蔵等の設備を備えた施設とし、既存のたい肥舎等の有効活用若しくはたい肥の円滑な流通や安定供給を目的として設置されるものであり、設置に当たっては、既存のたい肥舎等の設置位置、生産能力、稼働状況、たい肥の需要等を十分に考慮するものとする。
- e たい肥の原料収集・運搬の効率等を考慮して、事業実施地区内に同時にaの(a)の「たい肥等生産施設」とaの(b)の「たい肥流通施設」を設置しても差し支えないものとする。
- f aの(c)の「たい肥発酵熱等利用施設」は、有機物供給施設より排出される熱、ガス等の農業用温室等への有効活用を図るための施設であり、併せて省エネルギーモデル温室についても整備できるものとする。

エ 畜産物共同利用施設整備

要綱別表のⅠのメニューの欄の(1)のオの畜産物共同利用施設整備については、次のとおりとする。

(ア) 畜産物処理加工施設

- a 畜産物処理加工施設については、次のものが行えるものとする。

- (a) 産地食肉センター
- (b) 食鳥処理施設
- (c) 鶏卵処理施設
- (d) 畜産物加工施設
- (e) 畜産物直売施設
- (f) 交流施設

b 産地食肉センター

- (a) 産地食肉センターの対象施設は、以下の施設とする。
 - i けい留施設（生体検査場所を含む）
 - ii と畜解体・内臓処理施設
 - iii 懸肉施設
 - iv 冷蔵冷凍施設（保管を目的としない食肉等急冷設備は除く。）
 - v 部分肉加工施設
 - vi 輸送施設
 - vii 給排水施設
 - viii 安心安全モデル施設(自主衛生管理施設及び情報管理提供施設)
 - ix その他の施設・機械
 - x 副生物等処理施設
 - xi 衛生管理施設
 - xii 環境保全施設
 - xiii B S E対応施設
- (b) (a) の ii の「と畜解体・内臓処理施設」においては、と畜場法（昭和28年法律第114号）第4条第1項の規定により都道府県知事等が許可し、又は許可する見込みのあるものであること。
- (c) (a) の iv の「冷蔵冷凍施設」においては、全部又は一部に枝肉の急速冷却能力（牛及び馬の枝肉にあっては24時間以内、豚、めん羊及び山羊の枝肉にあっては12時間以内に枝肉の中心温度を5℃以下に冷却する能力とする。）を持つ冷却施設を有する冷蔵庫であって、枝肉又は部分肉の冷蔵保存能力がおおむね1日当たりのと畜解体処理能力の5日分以上で枝肉懸吊装置等を備えていること。
- (d) (a) の xi の「衛生管理施設」においては、次の基準のうち、i 又は ii に適合すること。
 - i と畜場法施行令（昭和28年政令第216号）、と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）、食肉処理業に関する衛生管理について（平成9年3月31日付け衛乳第104号厚生省生活衛生局長通知。）又はと畜場の施設及び設備に関するガイドラインについて（平成6年6月23日付け衛乳第97号厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知。）を順守するために、都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長）が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した

機械施設（設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できるものに限る。）であること。

ii 輸出に係る機械施設であって、輸出先国が定める衛生基準等を順守するために必要なものであること。

(e) (a) のxiiの「環境保全施設」において污水处理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項の規定に定められた排水基準以下に処理し得る能力を有すること。

(f) 産地食肉センターを整備する場合には、次に定めるすべての要件に適合するものであること。

i 当該施設は、原則として都道府県が策定した食肉の流通合理化計画に基づくものであること。

ii 当該施設の整備について、食肉及び家畜の流通合理化対策要綱（平成6年6月23日付け6畜a第1463号農林水産事務次官依命通知。以下「流通合理化要綱」という。）第4の1の食肉センターの施設整備計画の承認を受けていること。

iii 当該施設を新設する場合にあっては、その1日当たりの処理能力がおおむね1,400頭（肥育豚換算：牛又は馬1頭につき豚4頭に換算。以下同じ。）以上の規模であること。増設の場合にあっては、増設の結果1日当たりの処理能力がおおむね1,400頭（肥育豚換算）以上の規模となること。

iv 当該施設から発生する特定部位（と畜場法施行規則別表第1に掲げるものをいう。）の適切な処理及び畜産副生物の区分管理等牛海綿状脳症に対応した体制が確立していること又は確立することが見込まれること。

v 食肉の効率的な出荷が可能で、出荷形態は主として部分肉又は部分肉以上に加工度の高い商品であること。

c 食鳥処理施設

(a) 食鳥処理施設の対象施設は、以下の施設とする。

i 生体受入施設

ii 放血脱羽、中抜き及び冷却施設

iii 冷蔵冷凍施設

iv 食鳥肉加工施設

v 輸送施設

vi 給排水施設

vii その他の施設・機械

viii 副生物等処理施設

ix 衛生管理施設

x 環境保全施設

(b) (a) の ii の「放血脱羽、中抜き及び冷却施設」においては、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第3条の規定により都道府県知事が許可し、又は許可する見込みのあるものであること。

(c) (a) の iii の「冷蔵冷凍施設」においては、冷蔵保存の場合にあっては5℃以下、冷凍保存の場合にあってはマイナス20℃以下で保存ができる能力を有すること。

(d) (a) の ix の「衛生管理施設」においては、次の基準のうち、i 又は ii に適合すること。

i 食肉処理業に関する衛生管理について（平成9年3月31日付け衛乳第104号厚生省生活衛生局長通知。）又はと畜場の施設及び設備に関するガイドラインについて（平成6年6月23日付け衛乳第97号厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知。）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成3年3月25日付け政令第52号）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年6月29日付け厚生省令第40号）を順守するために、都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長）が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した機械施設（設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できるものに限る。）であること。

ii 輸出に係る機械施設であって、輸出先国が定める衛生基準等を順守するために必要なものであること。

(e) (a) の x の「環境保全施設」において污水处理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項の規定に定められた排水基準以下に処理し得る能力を有すること。

(f) 食鳥処理施設を整備する場合、新設する場合にあっては、その1日当たりの処理能力がブロイラーの場合はおおむね24,000羽以上、成鶏の場合はおおむね8,000羽以上の規模であること。増設の場合にあっては、増設の結果1日当たりの処理能力がブロイラーの場合はおおむね24,000羽以上、成鶏の場合はおおむね8,000羽以上の規模となること。

d 鶏卵処理施設

(a) 鶏卵処理施設の対象施設は、以下の施設とする。

- i 洗卵選別包装室
- ii 冷蔵庫室
- iii 冷凍庫室
- iv 殺菌装置
- v 洗浄装置

- vi 貯蔵タンク
- vii 洗卵選別機
- viii 検卵装置
- ix その他の機械器具

(b) 鶏卵処理施設を整備する場合には、当該施設の1日当たりの取扱量がおおむね13トン以上であること。

e 畜産物加工施設

(a) aの(d)の「畜産物加工施設」とは、生産者自ら又は生産者を支援する目的で地方公共団体、公社、農業協同組合、農業協同組合連合会又はこれらの者の有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体((b)において「生産者支援組織」という。)が行うことを目的とした加工のための施設・設備とする。

(b) 生産者自らが施設・設備の整備を行う場合にあっては、当該施設で扱う製品は、生産者自ら生産した生乳又は食肉をもとに消費者ニーズに対応するよう加工した牛乳乳製品又は食肉加工品とする。

生産者支援組織が施設・設備の整備を行う場合にあっては、当該施設で取り扱う製品は、主に事業実施地区内で生産された生乳又は食肉をもとに加工した牛乳乳製品又は食肉加工品とする。

(c) 貸し付けについては、地方公共団体、公社、農業協同組合、農業協同組合連合会又は農業協同組合及び農業協同組合連合会有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体から、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者が組織する団体に貸し付ける場合に限るものとする。

(d) 地産地消の取組において、施設・設備の整備を行う場合にあっては、加工した製品量が、乳製品については生乳に換算して年間1.0t以上、牛又は馬に係る肉製品については枝肉に換算して年間0.1t以上、牛又は馬以外の家畜(家きんを含む。)に係る肉製品については枝肉に換算して年間0.5t以上であるものとする。

f 畜産物直売施設

(a) aの(e)の「畜産物直売施設」とは、地産地消の推進のため、事業実施地区内で生産された畜産物及び畜産物加工品(以下f及びgにおいて「畜産物等」という。)の販売に必要な施設をいうものとする。

(b) 畜産物直売施設において取り扱うもののうち、事業実施地区内で生産された畜産物等並びに農産物及び農産物加工品(以下fにおいて「農産物等」という。)の取扱金額又は取扱量はおおむね3分の2以上とし、畜産物等の取扱金額又は取扱量が農産物等の取扱金額又は取扱量を上回るものであるものとする。

- (c) 地産地消の取組において、施設・設備の整備を行う場合にあっては、加工した製品量が、乳製品については生乳に換算して年間1.0 t 以上、牛又は馬に係る肉製品については枝肉に換算して年間0.1 t 以上、牛又は馬以外の家畜（家きんを含む。）に係る肉製品については枝肉に換算して年間0.5 t 以上であるものとする。

g 交流施設

- (a) aの(f)の「交流施設」とは、地産地消の推進のため、主に事業実施地区内で生産された畜産物等を利用した料理の紹介又は料理法の普及に必要な施設をいうものとする。
- (b) 地産地消の取組において、施設・設備の整備を行う場合にあっては、加工した製品量が、乳製品については生乳に換算して年間1.0 t 以上、牛又は馬に係る肉製品については枝肉に換算して年間0.1 t 以上、牛又は馬以外の家畜（家きんを含む。）に係る肉製品については枝肉に換算して年間0.5 t 以上であるものとする。

(イ) 家畜市場

- a 家畜市場の対象施設は、以下の施設とする。

- (a) 基本施設
- (b) 環境対策施設
- (c) 衛生対策施設
- (d) 機能高度化施設

- b 家畜市場については、次に定める要件に適合するものであること。

- (a) 家畜市場の再編整備を実施する場合の家畜市場の設置場所は、家畜取引法（昭和31年法律第123号）第20条の地域家畜市場再編整備計画、広域営農団地整備計画又は広域営農団地関連施設計画（広域営農団地育成対策要綱（昭和46年6月10日付け46農政第2741号農林事務次官依命通知）第3の1又は第4の1に基づき作成されるものをいう。）を定めている地域であること。また、家畜市場の再配置のための移転又は家畜市場の環境対策、衛生対策若しくは機能強化対策のための施設整備を行う場合は、流通合理化要綱第4の1の家畜市場の施設整備計画の承認を受けていること。
- (b) 当該家畜市場の1年間における家畜取引頭数がおおむね10,000頭（牛換算：馬1頭につき1頭、豚、めん羊又は山羊1頭につき0.2頭に換算。以下同じ。）以上あること、又は整備後においておおむね10,000頭（牛換算）以上確保されることが見込まれること。
- c aの(b)の「環境対策施設」において污水处理施設を対象とする場合、当該施設から発生する汚水を水質汚濁法（昭和45年法律第138号）第3条第1項の規定に定められた排水基準以下に処理できる能力を有すること。

(ウ) 家畜飼養管理施設

- a 家畜飼養管理施設については、次のものが行えるものとする。
- (a) 共同利用畜舎（肉用牛生産、養豚生産及び牛のほ育育成並びにヘルパー組合等（酪農、肉用牛及び飼料生産に係る業務の一部を受託する団体又は法人をいう。以下同じ。）の統合を行うためのもの。以下同じ。）
 - (b) 共同利用フリーストール牛舎
 - (c) 共同利用ミルキングパーラー
 - (d) 共同利用ウインドレス鶏舎
 - (e) 放牧利用施設
 - (f) 共同利用畜舎と一体的に整備する設備
 - (g) 共同利用畜舎と一体的に整備する家畜排せつ物処理利用施設
 - (h) 飼料作物作付条件整備及び家畜放牧等条件整備並びに水田飼料作物作付条件整備と一体的に整備する牛舎等
- b aの（a）から（d）までの施設整備については、建設基準法施行令等関係法令、構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、1棟がおおむね500㎡以下の施設について、少なくとも建造物の構造部分（柱、梁）について木材を利用することを原則とし、1棟が500㎡を超える畜舎についても、コスト等の観点から木材利用が可能な場合は積極的に利用するものとする。
- c aの（a）から（d）、（f）及び（g）に係る整備については、事業実施地域は次の（a）及び（b）の要件に適合するものであることとする。
- (a) 事業実施地域は、酪肉振興法第2条の4第1項の規定に基づく計画（以下「市町村計画」という。）を作成した市町村の区域内又は都道府県知事が適当と認める市町村の区域内であること。
 - (b) 事業実施地域は、アクションプラン（市町村計画の実現に向けた具体的な行動計画であり、特に、当該産地のリーダーとなる農業者・地域の選定、支援・指導を受ける対象への具体的経営改善の方法、支援・指導を行う関係機関の位置付け・役割分担を定めたもののことをいう。以下同じ。）を策定しているか、又は策定することが見込まれる市町村の区域内あるいは都道府県内とする。
- d aの（a）から（d）までの施設については、施設の管理について次の条件を満たすものとする。
- (a) 当該施設は、次の条件を満たしている場合には、1施設用地（地形又は地物によって画される地続きの土地であって、一体的に施設用地に供されるものを含む。）を2棟以上に分けて整備することができるものとする。
 - i 同一施設用地における当該施設の複数の各施設の規模（建物面積、収容頭数等）は、原則として同一であること。

- ii 当該畜舎で飼養されている家畜の種類及び飼養管理体系が同一であること。
 - iii 事業参加者において、家畜排せつ物の共同処理、飲雑用水等の共同利用等が図られること。
- (b) 当該施設のうち畜舎等に附帯する放飼場及び飼料調製等施設は、畜舎等に近接して整備することが望ましいが、土地の権利調整、自然条件等からこれが困難な場合は、日常の飼養管理に支障を来さない範囲内で、一定の距離をおいて整備することは差し支えないものとする。
- (c) 畜舎の共同利用及び家畜の管理のための事務所、管理人室等を畜舎とは別棟として整備する必要がある場合には、その整備を次の基準により行うものとし、経営面からみて過大な施設とならないよう、特に留意するものとする。
- i 場所
原則として、当該施設の敷地内又は隣接地に整備することとする。ただし、地形等自然条件からみて敷地内又は隣接地に整備することが困難な場合にあっては、家畜管理上支障を来さない範囲内でその他の土地に整備することができるものとする。
 - ii 規模
 - (i) 管理舎1棟当たりの規模は、次の方法により算出した面積の範囲内とする。
$$\text{面積} = 40\text{m}^2 (\text{共用部分}) + 10\text{m}^2 (\text{管理人1人当たり専用部分}) \times \text{管理人等人数}$$
 - (ii) (i) の共用部分は、事務室、炊事場、浴室等とし、管理人等人数は、家畜の飼養計画頭数及び飼養形態からみて必要最小限とする。
- e aの(a)の「共同利用畜舎」においては、次のとおりとする。
- (a) 当該施設は、肉用牛生産及び養豚生産における地域内一貫生産体制の確立、協業法人（複数の世帯が共同で出資し、収支決算まで共同で行っている法人のことをいう。以下同じ。）経営開始に伴う生産体制効率化等への対応、新生産システム（事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産体系全体として改善（生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮を活用することによる生産性の向上等）がなされるものをいう。以下同じ。）の実践・普及及び牛のほ育育成経営部門の外部化並びにヘルパー組織等の統合のうちのいずれかのためのものであること。
- (b) 当該施設を、肉用牛生産及び養豚生産における地域内一貫生産体制の確立のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。

- i 対象畜種は、肉用牛又は豚とする。
 - ii 計画上の肉用牛飼養頭数が、肉専用種にあってはおおむね300頭以上（繁殖牛にあってはおおむね100頭以上）、乳用種にあってはおおむね500頭以上、また肥育豚にあってはおおむね2,000頭以上、繁殖豚にあってはおおむね150頭以上であること。
ただし、中山間地域等にあっては、計画飼養頭数はそれぞれの2分の1以上であるものとする。
- (c) 当該施設を、肉用牛生産、養豚生産及び牛のほ育育成における協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等に用いる場合は、次の条件を満たすこととする。
- i 事業実施主体は協業法人に限る。
ただし、当該施設竣工までに、協業法人になることが確実に見込まれ、かつiiの条件を満たすその他農業者の組織する団体を含む。
 - ii 事業実施主体となる協業法人の構成員は、原則として、5戸以上の自然人たる農業者に限るものとし、法人が構成員に含まれてはならない。
- (d) 当該施設を、肉用牛生産、養豚生産及び牛のほ育育成における新生産システムの実践・普及のために用いる場合には、次の条件を満たすこととする。
- i 新生産システムの実践・普及にあっては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。
 - ii その他農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。
 - (i) 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。
 - (ii) 事業実施主体は、新生産システムのモデル的な実践（以下「モデル実践活動」という。）を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする、利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。
 - (iii) 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。
- (e) 当該施設を牛のほ育育成経営部門の外部化のために用いる場合は、すでに牛のほ育育成を目的として管理運営されている公共牧場内に

当該施設を整備することはできないものとする。

(f) 当該施設を、ヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、当該組織の事業の規模拡大、多角化又は効率化が行われるものとする。

f aの(b)の「共同利用フリーストール牛舎」及び(c)の「共同利用ミルクパーラー」においては、以下のとおりとする。

(a) 当該施設は、協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応及び新生産システムの実践・普及並びにヘルパー組織の統合のいずれかのためのものであること。

(b) 当該施設を協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応のために用いる場合は、eの(c)に準じるものとする。

(c) 当該施設を新生産システムの実践・普及のために用いる場合は、eの(d)に準じるものとする。

(d) 当該施設を、ヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、eの(f)に準じるものとする。

g aの(d)の「共同利用ウインドレス鶏舎」においては、以下のとおりとする。

(a) 対象となる施設は、閉鎖型で無窓構造の、高病原性鳥インフルエンザ等に対する防疫のためのものに限る。

(b) 事業実施主体は農業者で構成され、農業協同組合連合会、農業協同組合又はこれらが有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体以外の者との間に経営上の上下関係がないこと。

(c) その他、eの(d)のi及びiiに準じるものとする。ただし、eの(d)のiiの(ii)に規定する活動を行う畜産経営は5戸以上で構成されるものとする。

h aの(f)の「共同利用畜舎と一体的に整備する設備」については、以下のとおりとする。

(a) aの(a)から(d)の施設と合わせて措置するものとする。

(b) 対象となる設備は、生産行程に直接にかかわりかつ共同利用畜舎等に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は共同利用畜舎等で行われる生産行程のあり方の本質にかかわるものとする。

(c) (b)の規定にかかわらず、生産物を一時的に保管する設備については対象としないものとする。

i aの(g)の「共同利用畜舎と一体的に整備する家畜排せつ物処理利用施設」については、以下のとおりとする。

(a) aの(a)から(d)までの施設と合わせて措置するものとする。

(b) この施設に係る事業の実施に当たっては、家畜排せつ物及び施設

排水（aの（c）に係るものを含む。）について適切な処理が行われるよう特に留意する。

j aの（h）の「飼料作物作付及び放牧利用条件整備並びに水田飼料作物作付条件整備と一体的に整備する牛舎等」に係る事業の実施に当たっての、施設の管理等については、dに準じて行うものとする。

k 要綱別表のIの事業実施主体の欄の1の（1）のただし書の生産局長等が別に定める飼料作物関連施設は、aの（h）の「飼料作物作付及び放牧条件整備並びに水田飼料作物作付条件整備と一体的に整備する牛舎等」とし、（3）のウの（イ）のhの公共牧場運営基盤整備と一体的に実施できるものとする。

なお、家畜放牧利用条件整備と一体的に整備する牛舎等については、新築に伴う不要施設の撤去、構造変更に伴う改修及び飼料規模の拡大に対応した増築を含むことができるものとする。

（エ）畜産新規就農者研修施設

a 畜産新規就農研修施設については、次のものが行えるものとする。

- （a）畜舎
- （b）研修のためのほ場の整備
- （c）研修生滞在施設
- （d）その他研修に必要な施設・設備

b 整備する施設との連携が図られることが確実な場合にあっては、研修施設の一部について既存施設を活用することができるものとする。

（オ）飼料作物関連施設

a 飼料作物関連施設については、次のものが行えるものとする。

- （a）混合飼料調製・供給施設（施設用地の造成整備を含む。以下（b）から（i）までにおいて同じ。）
- （b）混合飼料貯蔵・保管庫
- （c）飼料作物収穫調製貯蔵施設
- （d）単味飼料貯蔵施設
- （e）地域未利用資源調製貯蔵施設
- （f）家畜排せつ物処理施設
- （g）飼料生産・調製・保管施設
- （h）農機具格納庫
- （i）管理棟
- （j）飼料給与設計用電算施設（自給飼料を基本とした合理的な飼料給与システムを確立する場合に限る。）

b aの（a）の「混合飼料調製・供給施設」及び（b）の「混合飼料貯蔵・保管庫」においては、混合飼料等利用畜産経営及び混合飼料等原料供給者との間で供給利用計画を作成するものとする。

c この施設に係る事業の実施に当たっての、施設の管理等については、

(ウ) のdに準じて行うものとする。

d aの施設を、ヘルパー組織等の統合に用いる場合は、(ウ) のdに準じるものとする。

(カ) 家畜改良増殖関連施設

a 家畜改良増殖関連施設については、次のものが行えるものとする。

- (a) きゅう舎
- (b) 畜舎
- (c) 鶏舎
- (d) 飼料給与施設
- (e) 解体処理施設
- (f) 冷蔵冷凍施設
- (g) 受精卵処理、採卵及び移植室
- (h) 肉質等分析施設
- (i) 人工授精処理施設
- (j) 衛生検査施設
- (k) 能力調査施設
- (l) 隔離検疫豚舎
- (m) 隔離検疫鶏舎
- (n) 畜産新技術実用化施設
- (o) その他家畜改良増殖又は畜産新技術の取組のための必要な機械器具
- (p) 附帯施設

(キ) 離農跡地・後継者不在経営施設

a 離農跡地・後継者不在経営施設については、新規就農及び規模拡大に必要な次のものが行えるものとする。

- (a) 畜舎
- (b) 畜舎と一体的に整備する設備
- (c) 家畜排せつ物処理施設
- (d) 農業機械
- (e) 簡易ほ場整備
- (f) 家畜整備
- (g) 附帯施設

b 離農跡地・後継者不在経営施設を実施する場合は、以下の要件を満たすものとする。

- (a) 事業実施主体が、農地保有合理化事業、信託（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第3項に定める事業をいう。以下同じ。）又は農業経営事業（農業協同組合法第11条の31第1項に定める事業をいう。以下同じ。）により、離農者等から買い入れた農用地又は施設機械であって、新規就農者等に一定期間（原則5年以内。）貸

し付けた後に売り渡すことを予定しているものであること。

- (b) 事業実施主体が、農地保有合理化事業又は農業経営事業により離農者等から借り入れた農用地であって、新規就農者等に一定期間貸し付けることを予定しているもの及び当該農用地に存する施設機械であって、当該離農者等から借り入れて新規就農者等に貸し付けることを予定しているものであること。
- (c) 事業実施主体が、離農者等から買い入れた農業用施設用地又は施設機械であって、新規就農者等に貸し付けること若しくは一定期間貸し付けた後に売り渡すことを予定しているものであること。
- (d) 事業実施主体が、離農者等から借り入れた施設機械であって、新規就農者等に貸し付けることを予定しているものであること。
- (e) 事業実施地域は、市町村計画を作成した市町村の区域内又は都道府県知事が適当と認める市町村の区域内とし、アクションプランを策定しているか、又は策定することが見込まれる市町村の区域内若しくは都道府県内とする。

c 事業の対象者

- (a) 新規就農者にあつては、以下の要件をすべて満たすこと。新規に畜産経営を開始する法人にあつては、以下のiiiの要件を満たすこと並びに i、ii 及びivを満たす常時従事者である構成員が1人以上いること。
 - i 家畜飼養に1年以上従事した経験を有すること。
 - ii 原則として、40歳未満又は40歳以上であつて後継者の確保が見込まれること。
 - iii 当該地域における平均経営規模以上の経営を営むことが見込まれること。
 - iv 青年等の就農促進のための資金の貸し付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第4条第1項に規定する就農計画の認定を受けるか、又は認定を受けることが見込まれること。
- (b) 規模拡大者にあつては、以下の要件をすべて満たすこと。
 - i 家畜飼養に1年以上従事した経験を有すること。
 - ii 原則として、50歳未満又は50歳以上であつて後継者の確保が見込まれること。
 - iii 当該地域における農用地面積又は家畜飼養頭数が、おおむね当該地域における平均経営規模以上であつて、かつ、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条の規定により、市町村が定めた農業振興地域整備計画に示されている効率的、かつ、安定的な農業経営の目標規模以上の経営を営むことが見込まれること。

d 交付対象

(a) aの(a)の畜舎、(b)の畜舎と一体的に整備する施設、(c)の家畜排せつ物処理施設及び(g)の附帯施設で、老朽又は損傷箇所の補修、構造変更に伴う改修、飼養規模の拡大に対応した増築、飼養管理方法の改善又は変更に対応した新築及びそれらに伴う不要施設の撤去(後継者不在経営施設の新築及びそれらに伴う不要施設の撤去については、家畜排せつ物処理施設に限る。)

(b) aの(d)の農業機械については、中古農業機械の購入及び修繕とする。

e 事業の実施

(a) 交付対象となる機械・施設等の残存耐用年数は、原則として、畜舎等の施設にあっては5年以上(補修及び改修に係る施設については、補修及び改修後の耐用年数が5年以上)、機械にあっては2年以上(修繕に係る機械については、修繕後の耐用年数が2年以上)とする。

(b) 中古農業機械の買入れ価格については、当該機械を新たに購入することとした場合の再調達価格を下に経過年数、修繕の必要性、老朽、損傷の度合い等を考慮して算出した額を基礎とし、近傍類似の中古農業機械の通常取引価格等を勘案して定めるものとする。

(c) 家畜整備については、次のとおりとする。

事業実施主体が買入れ、新規就農者等に貸し付ける場合に認めるものとし、その対象は次に掲げるものとする。

i 乳牛

4歳未満の登録牛又はその娘牛であること。

ii 肉用牛(繁殖牛)

おおむね8カ月以上4歳未満の繁殖雌牛であること。

iii 豚(繁殖豚)

生後3カ月以上12カ月以内のものであること。

iv その他の家畜

都道府県知事が適当と認めたものであること。

(d) 家畜の貸付期間

家畜の貸付期間は、原則として、5年以内とする。

(e) 助成対象限度額等

要綱別表のIの交付率の欄のただし書の生産局長等が別に定める場合、率及び額は、事業費の2分の1以内で、かつ、1頭当たり350,000円を交付対象の限度額とする。

なお、家畜の購入時の価格及び購入に要する諸経費(家畜市場手数料、購入旅費、鉄道、航路、自動車等の運賃、積込料、貸車諸設備経費、輸送中の飼料費、上乘人夫賃、輸送保険料等)を含むものとする。

(f) 家畜の貸し付け契約

事業実施主体は、家畜の貸し付けに当たっては、貸し付け規程を整備し、かつ、新規就農者等との間に家畜の管理及び保全を内容とする契約を締結するものとする。

オ 共同利用機械整備

要綱別表のⅠのメニューの欄の(1)のカの共同利用機械整備については、次のとおりとする。

(ア) 一般基準

a 共同利用機械の格納庫の整備については、「農業機械施設の補助対象範囲の基準について」(昭和57年4月5日付け57農蚕第2503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長、林野庁長官通知)の記の1のなお書きによるものとする。

b 共同利用機械整備に当たっては、必要に応じてオペレーターの養成、生産の組織化、作業受委託の促進等の対策を講ずること等により、効率的な利用となるよう配慮するものとする。

c 事業の実施に当たっては、今後の農作物生産の機械化を推進する観点から、農林水産省に設置された「栽培様式標準化推進会議」で決定された「機械化のための標準的栽培様式」の活用に努めるものとする。

d 無人ヘリコプターについては、「無人ヘリコプター利用技術指導指針」(平成3年4月22日付け3農蚕第1974号農林水産省農蚕園芸局長通知)によるものとし、事業実施主体は、同通知第9の(1)に定める者を1人以上擁するものとする。

なお、事業実施主体等は、本対策の各事業の事業目的に沿って、同通知第11の(1)の研修等によって操作要員の技術向上を図ることができるものとする。

e 要綱別表のⅠの事業実施主体の欄の1の(1)のただし書の生産局長等が別に定める共同利用機械整備は、飼料作物生産利用調整機械とし、(3)のウの(イ)のhの公共牧場運営基盤整備と一体的に実施する場合又は自給飼料生産利用に係る新技術の確立・普及の促進に取り組む場合に実施することができるものとする。

(イ) 共同利用機械整備に当たっては、農地保有合理化法人が交付対象となる機械について整備し、当該機械を利用する者(以下「利用者」という。)にリースすることができるものとする。ただし、「企業等参入支援加速リース促進事業実施要綱」(平成19年4月1日付け18経営第7814号農林水産事務次官依命通知)に定める農業機械特別リース事業と一体的に実施する場合に限るものであって、次の要件を満たすものであるものとする。

a 交付対象となる共同利用機械は、交付率が3分の1以内のものに限る。

また、農地の利用集積による経営面積の規模拡大等に直接関連する
共同利用機械とすること。

- b 利用者は、新規就農者、認定農業者及び認定志向農業者であること。
- c リース料は、事業実施主体負担額（事業費－交付金）／リース期間
＋年間管理費以下であること。
- d 受益戸数は、原則として、5戸以上であること。
- e 目標年次における受益地の面積が事業開始時の受益地の面積よりお
おむね1割以上増加すること。

カ 施設等整備附帯事業

要綱別表のⅠのメニューの欄の（１）のキの施設等整備附帯事業につい
ては、要綱別表のⅠのメニューの欄の（１）のアからカに掲げる整備事業
を実施する場合、当該施設を円滑に運営するための技術指導等を併せて実
施できるものとする。

第2 輸入急増農産物における産地構造改革の推進

1 取組の概要

要綱別表のⅠのメニューの欄の2の取組の概要については、次に掲げるものとする。

(1) 輸入急増野菜の取組

輸入野菜にシェアを奪われている加工・業務用需要を中心に、産地の構造改革を推進し、国産野菜のシェア奪回を図るため、用途別需要に対応した一次加工施設、パッケージング施設、低コストかつ安定的な生産・流通体制の構築に向けた低コスト耐候性ハウス、ねぎ調製施設、集出荷貯蔵施設等の整備を推進。

(2) いぐさ・畳表の取組

国産シェアの拡大を望む実需者の要求に応えていくために、これまでの輸入品との差別化を進めることに加えて、作業の共同化等による効率的畳表生産体制を確立し、多様な品種の開発・普及等を通じた国産畳表の高位平準化と供給の安定化を実現することにより、国産シェアの拡大を図る改革を推進。

2 取組の実施基準等

(1) 事業の実施基準

第1の2の(1)に準ずるもののほか、共同利用施設・機械の整備にあっては、対象となる品目のうち、輸入急増野菜の占める割合が3分の2以上であることとする。

(2) 事業実施主体

第1の2の(2)に準ずるものとする。

(3) 交付率

第1の2の(3)に準じるものとする。

ただし、次に掲げる場合にあっては、次に掲げるとおりとする。

ア 第1の2の(3)のイの(イ)の交付率10分の4以内の場合は、適用しないものとする。

イ 第1の2の(3)のウの(ウ)、(エ)及び(キ)の交付率3分の1以内の場合は、適用しないものとする。

(4) 採択要件

第1の2の(4)に準じるものとする。

ただし、次に掲げる場合にあっては、次に掲げるとおりとする。

ア 第1の2の(4)のウの整備事業の上限事業費にあっては、適用しないものとする。

イ 第1の2の(4)のカの(ア)の事業対象作物の作付面積にあっては、適用しないものとする。

(5) 共同利用機械・施設の基準等

第1の2の(5)に準じるものとする。

ただし、次に掲げる場合にあっては、次に掲げるとおりとする。

ア 第1の2の(5)のウの(ア)のcの(c)のコンテナ(プラスチック製通い容器又は荷受け調整用のものに限る。)のうちプラスチック製通い容器については、交付対象とするものとする。

イ 第1の2の(5)のウの(オ)のaの農産物処理加工施設のうち(b)から(h)までについては、それぞれに整備できるものとする。

ウ 第1の2の(5)のウの(カ)のaの集出荷貯蔵施設のうち(b)から(d)まで及び(i)については、それぞれに整備できるものとする。

エ 第1の2の(5)のウの(カ)のaの集出荷貯蔵施設の整備に当たっては、輸入急増野菜の集出荷用専用ハードコンテナについても一体的に整備することができるものとする。

なお、保冷車及び冷凍車については、交付対象は、コンテナ部分のみとし、トラック本体は、交付の対象外とするものとする。

オ 第1の2の(5)のウの(カ)のaの集出荷貯蔵施設の整備に当たっては、流通経費の低減等に資する通い容器の洗浄・保管等に必要な通い容器関連施設を整備することができるものとする。

カ オの通い容器関連施設又は第1の2の(5)のウの(カ)のaの(a)の集出荷施設と一体的に整備し、かつ、通い容器の適正な保管を含めた運営体制、台帳等により一元的な管理が確保される場合に限って、通い容器を補助対象とすることができるものとする。

キ 第1の2の(5)のウの(カ)のaの集出荷貯蔵施設の整備に当たっては、直売施設を整備することができるものとする。

ク キの直売施設は、消費者の動向等に対応して運営上効率的な拠点に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっても、当該施設で販売されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものが対象となるようにする。

なお、施設の効率的な運営を図る観点から、他の区域分及び他の品目等を含めて対象として整備することができるものとし、直売施設の附帯施設として、農産物自動販売機等必要な設備を一体的に整備できるものとする。

ケ 第1の2の(5)のウの(ケ)のaの農作物被害防止施設のうち(a)から(e)までの施設であって、輸入急増野菜を事業対象とする場合にあっては、1団地の受益面積をおおむね1ヘクタール以上とする。

第3 飼料基盤活用の促進

1 取組の概要

担い手への土地集積を加速させ、大型機械化体系に対応した高位生産性草地等の飼料基盤の整備を促進するとともに、地域に点在する不作付地、耕作放棄地、野草地等の畜産利用のための基盤整備を推進しつつ、自給飼料生産の拡大及び生産性の向上を促進する。また、基盤整備と一体的に家畜排せつ物の管理の適正な処理及び利用を進めることにより地域の環境問題を解決するとともに、農村地域における有機性資源の利活用を促進し、循環型社会の構築を推進。

2 取組の実施基準等

(1) 事業の実施基準

第1の2の(1)に準ずるものとする。

(2) 事業実施主体

第1の2の(2)に準ずるもののほか、事業に係る草地等((5)の(ア)のaからfに定めるものをいう。以下同じ。)の管理を行う地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会及び農業公社(以下「地方公共団体等」という。)又は当該地方公共団体等若しくは当該草地等の管理を行う農業者から委託を受けた地方公共団体等森林組合若しくは生産森林組合とする。

(3) 交付率

第1の2の(3)に準じるものとする。

ただし、次に掲げる場合にあっては、次に掲げるとおりとする。

ア 要綱別表のIの交付率の欄のただし書の生産局長等が別に定める率は、沖縄県及び奄美群島において実施する場合とし、交付率を事業費の10分の6以内とするものとする。

イ 要綱別表のIの交付率の欄のただし書の生産局長等が別に定める率は、飼料基盤活用の取組に係る飼料基盤条件整備について、離島振興対策実施地域(離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条の規定に基づき指定のあった地域をいう。)において実施する場合とし、交付率を事業費の20分の1以内とするものとする。

(4) 採択要件

第1の2の(4)に準じるものとする。

ただし、要綱別表のIの採択要件の欄の1の(3)の生産局長等が別に定める面積要件等は、次に掲げるとおりとする。

ア 飼料基盤条件整備の実施要件は、基本施設整備に係る受益面積の合計がおおむね5ヘクタール以上であることとする。なお、「受益面積」は、本事業で整備される基本施設整備と一体的に利用される草地(飼料畑を含む。)、野草地及び放牧用林地とする。

イ 遊休農地等の利用を図るため、事業実施主体は畜産的利用に必要な基本施設整備事業等を行い、土地資源の有効利用に積極的に努めるものとする。

ウ 飼料基盤条件整備の事業参加者は、要綱別表のIの採択要件の欄の1の

(1)の規定にかかわらず、5戸未満の農業生産法人で実施できるものとする。

(5) 共同利用機械・施設の基準等

要綱別表のⅠのメニューの欄の(1)のウの飼料基盤条件整備については、次のとおりとする。

(ア) 基本施設整備

a 草地造成改良

草地の造成(飼料畑含む。)又は改良(土壌改良資材、牧草種子の購入及び散布を含む。)のほか、道路、雑用水施設、用排水施設、防災施設等造成改良に係る草地の利用又は保全に必要な施設の新設又は改良

b 草地整備改良

草地(輪作体系等の中で飼料基盤として利用される土地を含む。)の整備改良のほか、道路、雑用水施設用排水施設、防災施設等整備改良に係る草地の利用又は保全に必要な施設の新設又は改良

c 草地再生改良

草地の再生改良(起土及び整地並びに土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布)のほか、草地再生改良に係る用排水施設の新設又は改良

d 野草地整備改良

野草地改良(牧草導入のための障害物除去、起土及び整地並びに土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。)のほか、野草地の利用に必要な道路及び雑用水施設の新設又は改良

e 放牧用林地整備

放牧用林地(木竹の成育に供され、併せて家畜の放牧の目的に供される土地をいう。以下同じ。)の造成又は整備(造林・徐間伐並びに牧草導入のための障害物除去、起土及び整地並びに土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。)のほか、放牧用林地の利用に必要な道路及び雑用水施設の新設又は改良

f aからeまでと一体的に行う施設の整備

(a) 隔障物整備

家畜の放牧に必要な隔障物の新設又は改良

(b) 電気導入施設整備

利用施設等に必要な電気を導入する施設の新設又は改良

(c) 家畜保護施設整備

家畜の馴致、保護及び避難に必要な家畜避難舎並びに当該家畜の看視及び保護に必要な看視舎の新設又は改良

(d) 家畜排せつ物処理施設

家畜排せつ物を処理するために必要な施設等の新設又は改良

- (e) 飼料調製貯蔵施設整備
飼料調製貯蔵施設の新設又は改良
- (f) 牧場用機械施設整備
草地に係る牧場の管理利用に必要な機械施設の整備
- (g) 衛生管理施設整備
公共牧場の利用に必要な家畜の疾病防止又は衛生対策に必要な衛生舎、薬浴及び牛衝等の施設の新設又は改良
- (h) 牧野樹林施設整備
草地の利用又は保全に必要な牧野樹林の造成
- g 土地利用円滑化事業
基本施設整備と一体的に行う土地権利の調整と土地利用計画の策定

III 経営力の強化を目的とする取組

第1 認定農業者等担い手育成の推進

1 推進事業

(1) 農薬飛散防止普及活動緊急支援

ア 実施目的

農薬の飛散防止対策、農薬低減技術及び農薬の安全使用に向けた取組の普及を緊急的かつ集中的に行うことを目的とする。

イ 取組内容

(ア) 要綱別表のⅡのメニューの欄の「農薬飛散防止技術の重点普及活動の実施」は、試験研究機関等で開発された農薬飛散防止技術等の普及のため、以下の取組を行うものとする。

a 技術検討会の実施

b 現地実証ほの設置、適応試験、実験・研究等の取組

c 農薬飛散防止技術等の普及活動に必要な資材の整備

(イ) 要綱別表のⅡのメニューの欄の「情報収集活動の実施」は、試験研究機関等で開発された農薬飛散防止技術及び化学農薬使用を低減する技術等の収集のため、関係機関との情報交換、先進地事例調査の取組を行うものとする。

(ウ) 要綱別表のⅡのメニューの欄の「研修会等の実施」は、農薬の飛散防止技術等の普及・定着及び農薬の安全使用の推進を図るため、農業者に対する技術研修会、講習会等の開催の取組を行うものとする。

ウ 留意事項

当該事業は、農薬飛散防止技術等の普及に係る都道府県の普及組織の取組を支援するものであり、その実施に当たっては、効果的かつ効率的な実施の観点から、都道府県、市町村、農業協同組合、試験研究機関等の関係機関が連携した取組が図られるよう留意するものとする。

2 整備事業

(1) 経営構造対策

ア 経営構造対策の実施の方針

(ア) 経営構造対策は、効率的かつ安定的な農業経営が地域農業の相当部分を担う望ましい農業構造を確立するため、地域の農業者を中心とする幅広い関係者の協力体制が整い、地域の農業の実情に即した合意形成が確立されている地域を対象に、地域の農業の担い手となるべき農業経営の育成及び確保並びに担い手への農地の利用集積等の地域農業の構造改革の加速化に結びつく施設等の整備を図ることを内容とするものとする。

また、担い手育成緊急地域における地域農業の担い手の育成及び確保を緊急かつ積極的に支援するものとする。

なお、経営構造対策においては、複数の施設等の組み合わせにより地域農業の構造改革を図ることを基本とする。

ただし、地域の実情等により1つの施設等のみの整備が必要となる場合又は既存施設等の組み合わせにより十分な効果が発現されると認められる場合には、この限りではない。

(イ) 沖縄県における経営構造対策の実施については、「沖縄振興特別措置法」（平成14年法律第14号）第4条に基づく沖縄振興計画との密接な連携のもとに、本土農業との格差是正と生産性の高い亜熱帯農業の確立に努めるも

のとする。

イ 対象地域の範囲等

(ア) 経営構造対策の対象地域は、生産条件等の類似性や地域農業の構造改革のための成果目標を設定すること等にかんがみ、集落単位から大字の区域までの範囲内とすることを基本とする。

ただし、地域の実情等を勘案して、この範囲を越えて実施することが適当と認められ、かつ、その地域の農業者等の合意が得られている場合は、この区域を越えた区域において実施することができるものとする。

(イ) 担い手育成緊急地域とは、次の項目のいずれかに該当する地域をいう。

a 次のいずれかの項目に該当する地域であって、地域農業の担い手の育成及び確保を緊急かつ積極的に支援する必要があると特に都道府県知事が認める地域。

(a) 対象地域において、農家1戸当たりの平均農地面積がおおむね0.5ha（北海道においては、2ha）未満であり、かつ、農地面積が0.5ha（北海道においては2ha）未満の農家がおおむね5割以上を占める地域。

(b) 地形的条件等から（a）の地域に準ずる地域。

b 地域農業の担い手として集落営農の組織化を緊急かつ積極的に推進する必要があると特に都道府県知事が認める地域であり、かつ、対象地域の販売農家（経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上の農家をいう。以下同じ。）に対する副業的農家（農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、65歳未満の自営農業従事60日以上の子帯員がいない農家をいう。以下同じ。）の割合が7割（北海道においては3割）以上の地域であって、主業農家（農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、65歳未満の自営農業従事60日以上の子帯員がいる農家をいう。以下同じ。）の割合が1割（北海道においては6割）以下の地域。

(ウ) 沖縄県における経営構造対策の実施にあつては、要領附則2の（9）の「農業経営総合対策事業の実施について」（以下「経営対策事業実施通知」という。）別記1の2の沖縄経営構造対策事業の認定を受けている地区を含め、平成21年度までに60地区において実施するものとする。

ウ 成果目標に関する留意事項

別表1の「成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準」に関する留意事項は次に掲げるとおりとする。

(ア) 内容の欄の1の（1）及び（2）のアは、必須設定成果目標とし、（2）のイ及び2は、任意設定成果目標とする。

(イ) 担い手育成緊急地域においては、内容の欄の1の（3）及び（4）のアを必須設定成果目標とし、（4）のイ及び2は、任意設定成果目標とする。

(ウ) （イ）の必須設定目標のうち、内容の欄の1の（3）については、アからウの中から1項目以上を選択し、設定するものとする。ただし、イの（イ）のbの地域にあつては、必ずウを設定するものとする。

(エ) 内容の欄の1の（1）の「認定農業者の育成」については、認定農業者数に次に掲げる者を加えることができるものとする。

a 農業生産法人（農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）が農業経営改善計画（基盤強化促進法第12条の2第2項に

規定する農業経営改善計画をいう。以下同じ。)の認定を受け、又は受ける予定である場合にあっては、当該農業生産法人の構成員のうち常時従事者数

ただし、当該農業生産法人自体は算定に加えないものとする。

- b 特定農業団体（基盤強化促進法第23条第4項に規定する団体をいう。以下同じ。）が設立され、又は設立される予定である場合にあっては、当該特定農業団体の構成員のうち主たる従事者数
- (オ) 内容の欄の「担い手への農地の利用集積」とは、農地に係る所有権の移転又は利用権（基盤強化促進法第4条第3項第1号の利用権をいう。以下同じ。）等の設定又は移転をいい、農作業の受委託を含むものとする。
- (カ) 内容の欄の「担い手への農地の利用集積」について、計画時点において担い手農地利用集積率が達成すべき成果目標の基準の欄のb及びgに定める率以上の地区において、担い手農地利用集積率の更なる増加が図られ、かつ、認定農業者の育成及び地区選択目標等を勘案して、都道府県知事が地域農業の構造改革に資すると認める場合にあっては、達成すべき成果目標の基準の欄に定める基準を満たしているものとみなすことができるものとする。
- (キ) 内容の欄の「担い手への農地の利用集積」における利用集積の対象となる担い手は、認定農業者、基本構想水準到達農業者（基盤強化促進法第6条第1項に基づき市町村が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「市町村基本構想」という。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している農業者（認定農業者を除く。）をいう。以下同じ。）及び集落を基礎とした営農組織（以下「集落営農組織」という。）のうち、経営主体としての実態を有し将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれる組織とする。
- (ク) 内容の欄の「担い手への農地の利用集積」について、「農作業受託」を利用集積面積に計上する場合は、作物別の基幹作業ごとの受託面積の合計面積を当該作物の基幹作業数で除した面積とするものとする。（例えば、稲作においては、耕起・代かき、田植え、収穫の作業受託面積の合計面積を3で除して算出する。）
- (ケ) 内容の欄の「連担地」とは、利用集積の対象となる担い手経営体の個々の経営農地のうち、1区画又は複数区画の集合によって、その農地面積が達成すべき成果目標の基準の欄のc又はhに定める面積以上となる農地をいう。

なお、複数区画の集合とは、次のいずれかの場合をいう。

 - a 二つ以上の農地が畦畔で接続している場合
 - b 二つ以上の農地が小幅員の道路又は水路で接続している場合
 - c 二つ以上の農地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障のない場合
 - d 段状をなしている二つ以上の農地の高低の差が作業の継続に差し支えない場合
 - e 二つ以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続している場合
- (コ) 達成すべき成果目標の基準の欄の「中山間地域等」とは、次に掲げる地域をいうものとする（以下同じ。）。
 - a 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に

関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域

- b 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域
- c 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
- d 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- e 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- f 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄
- g 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島
- h 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島
- i 「農林統計に用いる地域区分の改訂について」において中間農業地域及び山間農業地域に分類されている地域

エ 計画主体

経営構造対策の事業実施計画を作成する者（以下「計画主体」という。）は、市町村を基本とし、その作成に当たっては、関係機関との十分な連携に留意するものとする。

ただし、地域の実情等を勘案し、市町村に代わり農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、土地改良区連合、農業委員会又は農業者等が組織する団体等が計画主体となることができるものとする。

なお、市町村以外の者が計画主体となる場合にあっては、当該計画主体は、市町村担当部局及び関係機関との連携を十分に図り、市町村基本構想その他当該市町村における各種農業振興方針等との整合に留意するものとする。

オ 年度別実施計画

（ア）都道府県知事は、毎年度、経営構造対策の実施地区（「経営対策事業実施通知」別記1に基づき平成16年度までに経営構造対策事業計画の認定を受けた地区を含む。）ごとの事業進捗を勘案の上、都道府県全体の年度別実施計画を作成し、要綱第4の2の都道府県事業実施計画の提出と併せて地方農政局長等に提出するものとする。

（イ）年度別実施計画の作成は、別紙様式1号の別添3の経営構造対策年度別実施計画書（以下「年度別実施計画書」という。）により行うものとする。

カ 事業実施計画の変更

計画主体は、要綱第4の5のただし書に規定する場合以外の事業実施主体の変更、施設等の新設又は廃止及び事業内容の変更に当たっては、事業の実施状況、社会及び経済情勢の変化等を勘案し、適切に行うものとする。

また、都道府県知事は、これらを掌握して適切に助言及び指導を行うよう努めるとともに、その異同を年度別実施計画書に添付の上、地方農政局長等に提出するものとする。

キ 推進体制について

(ア) 都道府県知事は、要綱別表のⅡの事業実施主体の欄の「都道府県農業会議等」と連携の上、農業経営、農業技術、流通、加工、販売及び経営構造対策等（経営構造対策及び要綱附則その関連事業をいう。以下同じ。）の制度等に精通した経営構造コンダクターを必要に応じて設置する等により、経営構造対策等の円滑かつ適正な実施及び成果目標の確実な達成に向けた支援体制の整備に努めるものとする。

また、計画主体は、都道府県農業会議等と連携を密にし、経営構造対策の円滑な実施に努めるものとする。

(イ) 都道府県農業会議等は、経営構造対策等の実施地区等を対象として、経営構造施設等整備附帯事業により、次に掲げる活動を実施することができるものとする。

なお、交付対象となる経費の区分は、「強い農業づくり交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱について」（平成17年4月1日付け16生産第8263号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知。以下「事業事務取扱通知」という。）別表2の2の（2）の市町村附帯事務費に準じるものとする。

a 事業進行管理指導活動

事業実施計画に定める成果目標の計画的かつ着実な達成に資することを目的として行う、実施地区等における目標達成に向けた取組の進行管理及び達成状況が不振な実施地区等に対する改善指導

b 経営管理指導活動

経営構造対策等により整備された施設等の適正かつ円滑な利用・運営を通じた担い手育成等の効果発現に資することを目的として行う、整備施設等の事業実施主体又は管理主体に対する経営管理指導

c a及びbの円滑な実施に必要な調査・研究及び情報収集・提供等

ク 事業内容等

(ア) 要綱別表のⅡのメニューの欄の「経営構造施設等整備」の交付の対象となる施設等の内容は、次表に掲げるとおりとする。

(表1)

施設等名	交付の対象となる整備内容	実施要件等
1 区画整理	農用地の区画の拡大、整形、換地及び面的工事と一体的に行うかんがい排水、暗きょ排水、農道等の整備	受益面積は、1事業地区についておおむね団体営級（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第50条第1項から第8項までに定める要件に満たない事業をいう。）以下とする。
2 畦畔整備	畦畔の除去及び改善	
3 用排水整備	用水路、排水路の新設、改修及びこれらの附帯施設	
4 農道	農業上の利用に供する道路及び農地と農業用関連施設を結ぶ道路の新設、改良	
5 連絡道	農業用施設等と集落との連絡のための道路の新設、改良	
6 農地保全整備	客土、土壌改良、ため池改修、冠水防止のための排水ポンプ、地滑り対策のためのブロック積み・杭打ち、抜根等遊休地改良、ほ場進入路整備等及びこれらの附帯施設	
7 建物用地整備	新規就農者のための滞在施設用地の造成、農業用施設用地の造成、改良、経営多角化のための交流施設	

	用地の造成及びこれらの附帯施設	
8 交換分合	農用地の交換・分割、合併等による農用地の集団化のための土地評定、測量、許可申請	
9 体験農園整備	学童・都市住民等の体験農業のための区画整理、農地の造成及びこれと一体的に行う用排水路、農道等の整備とこれらの附帯施設	
10 新規就農者研修施設	栽培技術・経営管理能力・生活習慣等の習得のための実験及び研修用農場の整備、研修用生産施設（温室及び機械施設）、座学等を行う研修施設及び宿泊滞在施設等とこれらの附帯施設	
11 高生産性農業用機械施設	整理合理化通知の記に基づき交付の対象となる農業用機械施設及びこれらの附帯施設（沖縄県においては、その他の農業用機械施設及びその附帯施設を含む。）	<交付金交付率> 農業用機械及びその附帯施設にあっては、1／3以内（沖縄県及び水稲直播機、細断型ロールベアラー、稲発酵粗飼料用ロールベアラー、家畜ふん尿の処理利用に係る機械を除く。）
12 乾燥調製貯蔵施設	乾燥機、粳摺り機、袋詰め機、色彩選別機、貯蔵施設、建物等及びこれらの附帯施設	<交付金交付率> カントリーエレベーターにあっては、施設の計画処理量1トンにつき交付金122.5千円（沖縄県にあっては、163.3千円）、計画処理量が2千トン未満の場合は交付金157.5千円（沖縄県にあっては、210千円）を上限とする。
13 米麦流通合理化施設	フレコンラック貯蔵方式、ばら玄米タンク貯蔵方式等を有する米麦貯蔵施設等とこれらの附帯施設	<交付金交付率> 集排じん設備、乾燥調製後の生産物の処理加工施設、副産物処理加工施設及び建設並びにこれら附帯施設及び基礎工事にあっては、1／3以内（沖縄県を除く。）
14 育苗施設	水稲、野菜等の共同育苗施設及び附帯施設	
15 農畜産物集出荷貯蔵施設	野菜、果樹等の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、建物等及びこれらの附帯施設	
16 農畜産物処理加工施設	処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械施設及びこれらの附帯施設	
17 高品質堆肥	堆肥製造用機械施設、堆肥保管用施設等及びこれら	

製造施設	の附帯施設	
18 農業用水施設	水源施設、貯水施設、配管、ポンプ等及びこれらの附帯施設	
19 新技術活用 種苗等供給 施設	育苗・増殖用施設、培養検定用施設及びこれらの附帯施設	
20 経営継承円 滑化支援施 設	① 市町村、農協、第3セクター等が離農者等農業を中止した者の経営資産を新規就農者、認定農業者又は認定志向農業者（基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づく市町村の認定を受けようとする者をいう。以下同じ。）へ円滑に継承するために行う、ほ場の簡易な整備、中古農業用機械の購入及び修繕、中古農業用施設の購入、補修、改修及び増築 ② 特定農業法人又は特定農業団体による地区内農家からの中古農業用機械の購入及び修繕、中古農業用施設の購入、補修、改修及び増築	対象となる機械及び施設は、残存耐用年数が施設にあっては5年以上、機械にあっては2年以上のものとし、整理合理化通知に示された基準を適用しないものとする。
21 農業資材保 管施設	製材機、ビニール裁断機などの加工用施設及び農業用資材の保管施設	当該施設の整備は、沖縄県に限るものとする。
22 農業機械高 度利用施設	農業機械の効率的な維持管理を行うとともに、共同利用体系の確立、オペレーターの研修等、有効的な機械利用に供する施設	当該施設の整備は、沖縄県に限るものとする。
23 農林漁業体 験施設	そば打ち、ジュース加工、わら細工等農林漁業の体験、技術の伝承、宿泊体験等のための施設及びこれらの附帯施設	<交付金交付率> 4／10以内（沖縄県を除く。）
24 産地形成促 進施設	販路拡大用、鮮度保持用、貯蔵用施設等及びこれらの附帯施設	
25 地域食材供 給施設	地域内の農畜産物を活用した食材の供給のために必要な加工室、貯蔵室、処理加工機械施設等及びこれらの附帯施設	
26 総合交流拠 点施設	地域特産物の展示、伝統文化の伝承、特産物の手作り体験、地域内の総合案内、地域に賦存する諸資源を活かした滞在等交流の推進のために必要な機能を有する施設及びこれらの附帯施設	
27 女性アグリ サポートセ ンター	託児及び放課後児童の受け入れ機能、特産品の研究開発機能、健康及び機能性食品の成分分析機能、女性起業等のための各種研修機能、健康管理機能及び送迎サービス機能の全部又は一部を複合的に有する施設とこれらの附帯施設	
28 高齢者農業 活動支援施 設	特産品の生産・販売、高齢者の健康管理・援助等高齢農業者の活動を支援する機能を複合的に有する施設とこれらの附帯施設	ホームヘルパー活動等の体制が整備されており、かつ、健康管理機能に係る施設面積が、当該施設の総面積の2分の1以下のものとする。

29 未利用資源活用施設	農業副産物、農業廃棄物、太陽熱等地域における未利用資源をエネルギー化するために必要な施設、廃棄物燃料化施設等及びこれらの附帯施設	
30 地域農業管理施設	栽培管理技術・経営管理に関する指導・研修、土壌分析、作物の品質検定、土地の利用調整等に必要な機器・施設等及びこれらの附帯施設	一設備として整備される情報端末（音声告知及び受信端末、パソコン端末等）は、市町村役場等公共機関、農業協同組合等農業関係機関所有の施設のほか、地域集会所等必要最小限の公共的役割を有する場所に設置するものに限定して交付の対象とするものとする。
31 農業気象高度利用施設	地域農業のニーズに即した気象情報を得るための気象観測ロボット、地域データ解析コンピュータ、観測データ受発信装置等農業気象高度利用施設及びこれらの附帯施設	
32 経営高度化支援施設	農業生産・経営に係る遠隔環境制御・監視等に必要な計測機器、制御装置、監視装置、情報処理装置、端末機器等及びこれらの附帯施設	

(イ) 要綱別表のⅡの交付率の欄のただし書に該当する施設は、(ア)の表1の実施要件等の欄に交付金交付率が定められている施設とする。

(ウ) 交付の対象となる施設等の交付金の交付限度は、次表に掲げる施設等別の上限建設費等の範囲内であって、必要最小限のものとする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、都道府県知事が特に必要であると認める場合にあっては、上限建設費等を超えて交付の対象とすることができるものとする。

なお、ただし書の規定は、カントリーエレベーターの整備の場合にあっては、上限建設費及び北海道における上限規模を除くものとする。

また、上限建設費等が定められていない施設等についても、極力事業費の低減に努めるものとする。

交付の対象となる施設等の交付金の交付限度は、次表に掲げる施設等別の上限建設費等の範囲内であって、必要最小限のものとする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、都道府県知事が特に必要であると認める場合にあっては、上限建設費等を超えて交付の対象とすることができるものとする。

なお、ただし書きの規定は、カントリーエレベーターの整備の場合を除くものとする（都府県における上限規模は、この限りではない。）。

また、上限建設費等が定められていない施設等についても、極力事業費の低減に努めるものとする。

(表2)

施設等名	内 容	上限建設費	その他の基準
1 区画整理	小規模な田、畑の区画の変更	10a当たり300万円	
2 用排水整備	小規模な末端用排水路の整	m当たり15万円	

	備		
3 農道及び連絡道	小規模な農道及び連絡道の整備	m当たり20万円	
4 体験農園整備	体験農園の整備	区画整理に準ずる。	
5 新規就農者研修施設	農業機械及び施設、研修及び滞在施設等の整備	他のメニューで設定したものに準ずる。	上限規模は他のメニューで定める規模に準ずる。
6 高生産性農業用機械施設	①温室	建築面積㎡当たり3.5万円(内部設備がある場合) 建築面積㎡当たり1.7万円(内部設備がない場合)	上限規模は15,000㎡
	②畜舎	建築面積㎡当たり5万円	上限規模は2,000㎡
7 乾燥調製貯蔵施設	①ライスセクター	処理量トン当たり45万円	上限規模は2,000t
	②カントリーエレベーター	処理量トン当たり 2,000t級31.5万円 3,000t級24.5万円	上限規模は3,000t
8 米麦流通合理化施設		処理量トン当たり13.5万円	
9 育苗施設		育苗対象面積ha当たり 100ha以上90万円 100ha未満160万円	上限規模は500ha
10 農畜産物集出荷貯蔵施設	①りんご 選果機 建物	処理量トン当たり38万円 処理量トン当たり13.5万円 延べ床面積㎡当たり11.5万円	
	②なし	処理量トン当たり27万円	
	③柑橘 選果機	処理量トン当たり17万円 処理量トン当たり 5,000t以上9万円 5,000t未満13.5万円	
	建物	延べ床面積㎡当たり7万円	
	④野菜(トマト、キュウリ)	処理量トン当たり27万円	
11 農畜産物処理加工施設	茶	処理量トン当たり160万円	
12 高品質堆肥製造施設		処理量トン当たり7.6万円	上限規模は4,000t
13 農業用水施設	定置配管施設	受益面積10a当たり86万円	上限規模は50ha
14 新技術活用種苗等供給施設		延べ床面積㎡当たり24.5万円(建物) 延べ床面積㎡当たり3.5万円(温室)	上限規模は延べ床面積1,500㎡ 上限規模は延べ床面

			積3,000㎡
15 農林漁業体験施設		延べ床面積㎡当たり29万円	上限規模は延べ床面積1,500㎡
16 産地形成促進施設		延べ床面積㎡当たり24.5万円	上限規模は延べ床面積1,000㎡
17 地域食材供給施設		延べ床面積㎡当たり29万円	上限規模は延べ床面積1,000㎡
18 総合交流拠点施設		延べ床面積㎡当たり29万円	上限規模は延べ床面積2,000㎡
19 女性アグリサポートセンター	託児機能、特産品の研究開発機能、各種研修機能等をもった施設	複合機能を有する施設のため、他の施設の基準に準ずる。	上限規模は他の施設の基準に準ずる。
20 高齢者農業活動支援施設	農林業体験、総合交流拠点等に健康管理機能を併せ持った施設	複合機能を有する施設のため、他の施設の基準に準ずる。	上限規模は他の施設の基準に準ずる。なお、健康管理機能分は施設の延べ床面積の1/2以下。
21 未利用資源活用施設	粃殻粉碎施設（プラント）	1台当たり2,250万円	
22 地域農業管理施設		延べ床面積㎡当たり24.5万円	上限規模は延べ床面積1,500㎡
23 農業気象高度利用施設		気象観測ロボット1台当たり670万円 地域センター一式5,670万円	

（エ）実施基準

- a 個々の施設等の整備については、単年度で完了することを原則とする。
ただし、地区の実情等に即し必要があると都道府県知事が認める場合は、この限りではない。
- b 施設等の整備に係る事業費は、都道府県において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、地区の実情等に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模及び構造等はそれぞれの目的に合致しているものとする。また、事業費の低減を図ることに十分留意しつつ、施設の構造等を勘案の上、間伐材を含む木材の利用促進に配慮するものとする。
なお、事業費の低減を図るため適切と認められる場合は、直営施行を積極的に認めることとし、その場合において、当該直営施行に係る人力施行費の全額又はそのうち資材費のみを交付の対象とすることができるものとする。
- c 自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本対策に切り替えて交付の対象とすることは、認めないものとする。
- d 既存施設又は資材の有効利用等の観点からみて、地区の実情に即し必要があると認められる場合は、新品新材の利用による新築整備のほか、増築、改築、併設又は合体の整備及び古品古材の利用による整備を交付

の対象とすることができるものとする。

なお、古品古材の利用については、荒廃家屋や廃校等の利用のほか、乾燥調製貯蔵施設等の機械設備の機能向上のための整備についても、既存施設の有効利用の観点から交付の対象とする。

- e 交付の対象とする施設等は、原則として、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。
- f 個人機械及び施設、目的外使用のおそれの多い機械及び施設又は事業効果の小さい機械及び施設は、交付の対象としないものとする。
- g 既存の共同利用機械・施設の更新（当該既存の機械・施設の代替として、同種、同規模、同効用のものを再度整備するものをいう。）は、交付の対象としないものとする。

ケ 事業実施主体

（ア）要綱別表のⅡの事業実施主体の欄の「農業者等の組織する団体」とは、農家3戸以上が構成員に含まれている団体であって、当該農家が全体の議決権の過半を占める等当該団体の事業活動を実質的に支配すると認められる次に掲げる団体とする。

- a 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）
- b 農事組合法人以外の農業生産法人
- c 特定農業団体
- d 農用地利用改善団体（基盤強化促進法第23条第1項に規定する団体をいう。以下同じ。）
- e 農作業の受託及び共同化、その他農畜産物の生産、加工、販売等を行う法人又は任意団体

（イ）要綱別表のⅡの事業実施主体の欄の「第3セクター等」とは、地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することが認められる法人とする。

（ウ）要綱別表のⅡの事業実施主体の欄の「都道府県農業会議等」とは、都道府県農業会議、農業公社その他経営構造対策等の推進を目的とする団体とし、キの（イ）の活動を実施する場合に事業実施主体となることができるものとする。

（エ）要綱別表のⅡの事業実施主体の欄の「その他生産局長等が別に定める要件を満たす法人」とは、当該法人の構成員に含まれる農家が3戸未満の次に掲げる法人とする。

なお、bからdまでに該当する法人が事業実施主体となる場合の交付金の交付率は、一律3分の1以内とする。

また、aからdまでに掲げる要件のうち、「目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。」と規定されている要件の目標年次は、事業実施計画策定年度から5年度目（担い手育成緊急地域においては、3年度目）とする。

- a 次に掲げる要件をすべて満たす特定農業法人

（a）施設等の整備後5年間引き続き特定農業法人であるか、又は施設等の整備後5年間引き続き基盤強化促進法第23条第4項の利用権の設定又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行うこと。

(b) 特定農用地利用規程（基盤強化促進法第23条第4項に規定する農用地利用規程をいう。以下同じ。）の農用地の利用の集積目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

(c) 特定農用地利用規程の区域で生産する農畜産物の取扱高が農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

(d) 当該法人の行う農業経営に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

b 次に掲げる要件をすべて満たす農業生産法人

(a) 3戸以上の農家からの利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う又は3戸以上の農家からの原料供給を受けて加工等を行う目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

なお、利用集積及び原料供給は5年以上の契約が締結されていること。

(b) 当該法人の行う農業経営に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

(c) 当該法人の経営面積（作業受託面積を含む。以下同じ。）がおおむね20ha以上（中山間地域等は、原則としておおむね10ha以上）となる目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

なお、北海道にあっては、当該法人の経営面積がおおむね80ha以上（耕種経営の場合は、おおむね45ha以上）となる目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

c 次に掲げる要件をすべて満たす農業サービス事業体（農作業の受託を行う法人をいう。以下同じ。）

(a) 3戸以上の農家又は市町村との間において5年以上の農作業受託契約が締結されており、施設等の整備後5年間引き続き農作業を行うこと。

(b) 当該法人の行う農業関連業務に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

(c) 当該法人の経営面積がおおむね20ha以上（中山間地域等は、原則としておおむね10ha以上）となる目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

なお、北海道にあっては、当該法人の経営面積がおおむね80ha以上（耕種経営の場合は、おおむね45ha以上）となる目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

(d) 5年以内に農業生産法人になることに関する計画を有していること。

d 次に掲げる要件をすべて満たす特定法人（基盤強化促進法第4条第4項に規定する特定法人又は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成17年法律第53号）の施行の際現に改正前の構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）別表第17号に掲げる特定法人貸付事業の実施により農地又は採草放牧地につき使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けていた同法第27条第3項に規定する特定法人をいう。）

(a) 当該法人の行う農業経営に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

(b) 当該法人の経営面積がおおむね20ha以上（中山間地域等は、原則としておおむね10ha以上）となる目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

コ 採択要件

要綱別表のⅡの採択要件の欄の「その他生産局長等が別に定める要件」は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 個々の施設等の受益農家戸数は、3戸以上であること。

ただし、ケの（ウ）に定める法人が事業実施主体となる場合及びクの

(ア)の表1の経営継承円滑化支援施設のうち交付の対象となる整備内容の欄の①の整備を除くものとする。

(イ) 施設等の能力及び規模が、その目的、受益範囲、費用負担方法、利用管理計画等からみて適正であり、かつ、過大なものではないこと。

(ウ) 費用対効果分析通知に定めるところにより、妥当投資額を算出し、投資効率が1.0以上となり、かつ、直接効果が効果全体の2分の1を超えていること。

(エ) 整備を予定している施設のうち、処理・加工、販売、食材供給等の機能を有する施設については、当該施設で取り扱う農畜産物の仕入・販売等に関する計画が明らかになっていること。

(オ) 施設等の管理及び運営に当たり、収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められること。

(カ) 整備を予定している施設等について、目標年次における当該施設等の利用計画に占める担い手（ウの（キ）に定める利用集積の対象となる担い手及び対象地域の農業の担い手として育成すべきであると市町村長が認める者とする。）の利用割合（以下「担い手の受益割合」という。）が次の数値を満たすことが見込まれること。

ただし、担い手育成緊急地域及び利用者が特定の者に限られる施設については、この限りではない。

なお、担い手の受益割合の算定については、施設等の利用状況を的確に表す指標を用いること。

a クの（ア）の表1の施設等名の欄の11から20、29及び32に掲げる施設にあっては、50%以上。

b クの（ア）の表1の施設等名の欄の23から26、30及び31に掲げる施設にあっては、30%以上。

(キ) クの（ア）の表1の経営継承円滑化支援施設のうち交付の対象となる整備内容の欄の①の継承の対象は、次に掲げるものとする。

a 事業実施主体が離農希望者等から買い入れる農用地であって、認定農業者等に一定期間（5年以内）貸し付けた後にあらかじめ特定された相手に売り渡すことを予定しているもの。

b 事業実施主体が離農希望者等から借り入れる農用地であって、認定農業者等に貸し付けることを予定しているもの。

c 事業実施主体が離農希望者等から買い入れる機械又は施設であって、認定農業者等に一定期間貸し付けた後に売り渡すことを予定しているもの。

- d 事業実施主体が離農希望者等から借り入れる機械又は施設であって、認定農業者等に貸し付けることを予定しているもの。
- (ク) 交付の対象となる施設について、次の要件を満たす場合にあっては、事業実施主体と当該施設を利用する者（以下「利用者」という。）との間でいわゆるリース契約を締結することができるものとする。
- a 事業実施主体は、農業協同組合、第3セクター等又は農業法人であること。
- b 利用者は、事業実施主体毎に次のとおりとする。
- (a) 事業実施主体が農業協同組合又は第3セクター等の場合にあっては、新規就農者、認定農業者又は認定志向農業者であること。
- (b) 事業実施主体が農業法人の場合にあっては、次のいずれかに該当する者であること。
- i 当該農業法人が農業研修等のために受け入れた者であって新たに営農を開始しようとする新規就農者
- ii 当該農業法人との間に農業経営に係る物資の供給又は役務の提供を内容とする取引関係を有する農業法人
- iii 当該農業法人からの出資や資金の融通を受ける農業法人
- c 受益戸数は、3戸以上であること。
- d リース契約の対象となる施設は、クの（ア）の表1の高生産性農業用機械施設（農業機械、温室、畜舎に限る。）、高品質堆肥製造施設、農畜産物集出荷貯蔵施設、農畜産物処理加工施設、育苗施設、乾燥調製貯蔵施設（麦及び大豆等に汎用性のある処理量1,000t未満のものに限る。）、経営高度化支援施設及び（ケ）に定める複合経営促進施設であること。
- なお、利用者が複合経営の確立等のため新規作目を導入する場合又は新規就農者が初期投資の負担軽減を図る場合等については、新品に比べ同程度の能力等を有する中古農業機械（残存耐用年数が2年以上のものに限る。）も交付の対象とすることができるものとし、この場合の中古農業機械は整理合理化通知に示された基準を適用しないものとする。
- e リース料は、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」以下であること。
- f 事業実施主体が、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び施設のメンテナンスを責任をもって実施するものであること。
- g 利用者は、施設の利用を責任をもって行い、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告するものであること。
- 報告を受けた事業実施主体は、速やかに市町村長及び都道府県知事にその旨を報告し、指示を受けること。
- h 事業実施主体と利用者との間において締結するリース契約には、リースの目的、期間、利用料、利用料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止その他必要な事項を明記すること。
- なお、事業実施主体は、リース契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとし、リース契約の締結に当たっては、あらかじめ、都道府県知事に協議するものとする。
- (ケ) 地域農業の担い手の育成及び確保を目的として都道府県知事が特に必要

と認める場合にあっては、特認施設整備として地域農業の担い手の経営改善に必要な複合経営促進施設及び要綱別表のⅠのメニューの欄の(1)のエに掲げる施設（クの（ア）の表1の施設等に含まれるものを除く。）の整備を実施できるものとする。

なお、複合経営促進施設とは、次の要件に該当する施設をいうものとする。

- a 防除機能、土づくり機能、資材保管機能等の機能を持つ共同施設と併せてその受益地区の区域内に設置される栽培機能の他に育苗機能等を併せ持つ生産施設であること。

なお、本施設は、共同施設との連携により、本施設の多用途利用の体制が確立されるものとし、農業協同組合が事業実施主体となりリースを行う場合には、共同施設の利用について本施設の利用者の意向を踏まえるものとする。

- b 事業実施主体又は利用者において、市町村基本構想に定められる農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標（基本構想が未策定の市町村においてはこれに準ずる指標）が達成できることが見込まれるものであること。

(コ) 交付の対象となる施設等の附帯施設としての温室管理施設、育苗箱、パレット、コンテナ、運搬台車であって低額なもの並びにフォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。）は、交付の対象としないものとする。

(サ) 整備を予定している施設において浴室が含まれる場合の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。

- a 当該施設に宿泊機能を有し、かつ、その浴室が施設利用者数に応じた適正な規模であること。

- b 原則として温泉水の活用は認めない。

ただし、施設の建設及び維持管理コストを勘案し、温泉水を活用することが妥当であると都道府県知事が認める場合にあっては、この限りではない。

サ 留意事項

事業実施計画の作成及びその審査等に当たっては、次に掲げる事項等について十分に確認を行うなど、適正な事業の実施に留意するものとする。

(ア) 目標年次までの各年度において、事業の実施状況及び成果目標の達成状況について客観的に点検及び評価することができる体制が整っているか。

(イ) 農産物価格の変動など成果目標の達成阻害要因等を考慮した事業実施計画となっているか。

(ウ) 整備を予定している施設等が、成果目標達成のために不可欠なものであるか。

(エ) 整備を予定している施設等の利用計画が定められており、利用計画に基づく施設等の適正な利用が確実であるか。

また、施設等の耐用年数の期間にわたる十分な利用が見込まれるか。

(オ) 事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達と償還計画及び維持管理計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれるか。

(カ) 事業実施計画について、受益農業者及び関係者の合意に基づくものであるか。

(キ) 関連事業の進捗状況等との調和が図られているか。

(ク) 過去において、実施地区で他の補助事業等により整備している施設等の利用状況が適正であるか。

シ 事業実施状況の報告に基づく指導等

(ア) 都道府県知事は、要綱第7の2の点検の結果、次の事項に該当する場合には、以下の措置を講じるとともに、その結果を地方農政局長等に報告するものとする。

また、以下の指導等に当たっては、キの(ア)の支援体制を積極的に活用する等により、効率的かつ効果的な実施に努めるものとする。

a 成果目標の達成プログラムの全部又は一部の達成率が70%未満の場合

(a) 計画主体及び事業実施主体に対して重点的な指導助言（以下「重点指導」という。）を行うものとする。

(b) 重点指導の結果、要綱第9の2の(2)の第三者の意見を聴いた上で当該成果目標の達成の見込みがないものと判定したときは、計画主体及び事業実施主体に対して事業実施計画を変更させる又は事業を一時停止若しくは中止させるなど、適切な措置を講じるものとする。

(c) (a)又は(b)において、都道府県知事が、当該達成率の低い理由が、自然災害、土地収用等事業実施主体の責に帰すべきものでないと第三者の意見を聴いた上で認めた場合は、これらの規定に基づく措置をとることを要しない。

なお、(b)の事業を一時停止した場合において、成果目標達成のための合意形成等が図られ、改善されるものと都道府県知事が第三者の意見を聴いた上で認めた場合は、計画主体及び事業実施主体は事業の再開を行うことができるものとする。

b 施設等の利用状況等が低調な場合

(a) 施設等の利用計画に対する利用状況等について次に掲げる状況が3カ年(iiiの(i)にあっては2カ年)継続している場合にあっては、計画主体及び事業実施主体に対してその原因を十分分析させ、具体的かつ実現可能な改善計画を作成するよう指導し、改善計画の達成が見込まれるまでの間、その状況を報告させるものとする。

i 利用計画に対する利用状況が70%未満

ii 担い手の受益割合がコの(カ)に定める割合未満

iii 処理・加工、販売、食材供給等の機能を有する施設にあっては、次に掲げるとおりとする。

(i) 施設で取り扱う農畜産物の仕入れ・委託販売額のうち地域内農畜産物の割合が50%未満

(ii) 当該施設の収支率が80%未満

(iii) 収入計画に対する収入実績の割合が70%未満

(b) (a)により改善計画の達成状況を把握した結果、(a)のi及びiiiについて改善計画に沿った利用を行うことが期待しがたいと判断される場合には、計画主体及び事業実施主体に対して施設等の利用計画の変更等を検討させるものとする。

なお、この場合において、改善の目途が立たないと判断される場合には、事業事務取扱通知第6の4に基づき、適切な措置を講じるものとする。

(イ) 地方農政局長等は、要綱第7の3及び(ア)により報告のあった事項について、都道府県知事に対し、必要に応じて指導助言するとともに、改善事例等についての情報提供を行うものとする。

(2) 集落営農育成・確保緊急整備支援

ア 集落営農育成・確保緊急整備支援の実施の方針

集落営農育成・確保緊急整備支援は、土地利用型農業における担い手の育成・確保を図るため、集落を基礎とした営農組織の育成・法人化の推進に必要な施設等の整備を図ることを目的とする。

イ 対象地域の範囲等

集落営農育成・確保緊急整備支援の対象地域は、原則として、基盤強化促進法第6条第1項の規定により市町村が市町村基本構想において定める農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準に適合する地域とする。

ウ 成果目標に関する留意事項

別表1の成果目標の基準に関する留意事項は次に掲げるとおりとする。

(ア) 内容の欄の1の(1)、2及び3の(1)は必須設定成果目標とし、1の(2)から(4)まで及び3の(2)は任意設定成果目標とする。ただし、既に設立されている集落営農組織にあっては、1の(1)に係る成果目標の設定を要しない。

(イ) 内容の欄の「特定農業団体と同様の要件を満たす組織」とは、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成18年6月27日農林水産省令第59号）第2条第1項第1号から第4号までに規定する要件のいずれにも該当するものとする。

(ウ) 内容の欄の「農用地の利用集積」とは、農用地についての利用権の設定若しくは移転又は所有権の移転及び主な基幹作業（水稻については耕起・代かき、田植え、稲刈り・脱穀、麦、大豆については耕起・整地、播種、収穫、その他の作目にあってはこれらに準ずる農作業をいう。以下同じ。）の受託を行うものとする。

(エ) 内容の欄の「農用地の利用集積」について、「主な基幹作業の受託」を利用集積面積に計上する場合は、主な基幹作業の受託に係る面積を作業数で除した面積を計上するものとする。

(オ) 内容の欄の「連担地」とは、利用集積の対象となる農用地のうち、複数区画が集合するものをいう。

なお、複数区画の集合とは、次のいずれかの場合をいう。

a 2つ以上の農用地が畦畔で接続している場合

b 2つ以上の農用地が小幅員の道路又は水路で接続している場合

c 2つ以上の農用地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障のない場合

d 段状をなしている二つ以上の農用地の高低の差が作業の継続に差し支えない場合

(カ) 達成すべき成果目標の基準の欄の「中山間地域等」とは、(1)のウの(コ)に規定する地域をいうものとする。

エ 計画主体

集落営農育成・確保緊急整備支援の計画主体は、市町村を基本とし、その作成に当たっては、関係機関との十分な連携に留意するものとする。

ただし、地域の実情等を勘案し、市町村に代わり農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、土地改良区連合、農業委員会又は農業者等が組織する団体等が計画主体となることができるものとする。

なお、市町村以外の者が計画主体となる場合にあっては、当該計画主体は、市町村担当部局及び関係機関との連携を十分に図り、市町村基本構想その他当該市町村における各種農業振興方針等との整合に留意するものとする。

オ 事業実施計画の変更

計画主体は、要綱第4の5のただし書に規定する以外の事業実施主体の変更、施設等の新設又は廃止及び事業内容の変更に当たっては、事業の実施状況、社会及び経済情勢の変化等を勘案し、適切に行うものとする。

なお、集落営農組織である事業実施主体が法人へ組織変更した場合は、事業実施主体の変更には当たらないとみなすものとする。

また、都道府県知事は、これらを掌握して適切に助言及び指導を行うよう努めるとともに、必要に応じて、その異同を地方農政局長等に提出するものとする。

カ 事業内容等

(ア) 要綱別表のⅡのメニューの欄の2の(2)のアの「農業用機械の整理合理化計画の策定」は、以下の取組を実施できるものとする。

事業実施主体は、集落内の農家が保有する各種農業用機械の種類等を調査し、農業用機械の稼働率や過剰装備等の実態を分析の上、集落営農組織の経営規模、形態等を踏まえた適切な生産体系を確立するために必要な以下の事項を定めた整理合理化計画を策定し、個人所有農業用機械の全廃を図るものとする。

- a 個人所有農業用機械の集落営農組織における再活用
- b 個人所有農業用機械の中古販売、廃棄等
- c 集落営農組織における農業用機械の新規導入
- d 集落営農組織の経営発展に必要な小規模基盤整備、簡易な施設の整備

(イ) 要綱別表のⅡのメニューの欄の2の(2)のイの「農業用機械の査定・処分」は、以下の取組を実施できるものとする。

- a 農業用機械の査定

事業実施主体は、(ア)において策定された計画に基づき、中古販売、廃棄等により処分する農業用機械について、農業用機械の査定に精通した者に査定業務を依頼し、農業用機械の適切な市場価格を算定するものとする。

- b 農業用機械の処分

- (a) 廃棄処分

事業実施主体は、aの査定の結果、耐用年数の経過等により査定価格がないこととされた農業用機械を廃棄処分するものとし、当該廃棄処分に当たっては、当該農業用機械に係る産業廃棄物処理経費及び廃棄処分に附帯する一時的な保管に要する経費等の事務的経費の助成を受けるものとする。

- (b) 中古販売等

事業実施主体は、aの査定の結果、中古市場等に流通させることができることとされた農業用機械について、中古市場業者への斡旋、仲介を行うものとし、当該斡旋、仲介に係る事務的経費の助成を受けるものとする。

なお、この場合、当該農業用機械の修繕に係る経費も計上できるものとする。

(ウ) 要綱別表のⅡのメニューの欄の2の(2)のウの「中古農業用機械の買上げリース」は、(ア)において策定された計画に基づき、集落営農組織の共同利用機械として買上げリース方式により装備するものについて、次に掲げる事項に基づき、事業実施主体と集落営農組織との間でリース契約を締結の上、実施できるものとする。

- a 事業実施主体は、農業協同組合、第3セクター、リース会社とする。
- b リース契約の対象となる共同利用機械は、(ア)において策定された計画に基づき、買上げリース方式により共同利用することとされた中古農業用機械とする。

c 買上げリース助成額

事業実施主体が助成を受ける金額は、次の算式により算定するものとする。

「買上げリース助成額」＝「リース物件の価格」×「助成係数」

(a) 「リース物件の価格」は、据付工事費等を含めた額とする。

(b) 「助成係数」は、リース物件の買い上げに必要な原資を市中銀行等から借り入れた場合の借入金利と制度資金金利との金利差とする。

- d 集落営農組織は、リース契約に係る農業用機械の利用を責任をもって行い、災害等により異常が発生した場合には、速やかに事業実施主体にその旨を報告するものとする。

報告を受けた事業実施主体は、速やかに市町村長及び都道府県知事にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

- e 事業実施主体と集落営農組織との間で締結するリース契約には、リースの目的、期間、利用料、利用料納付の期限及び方法、目的外使用の禁止その他必要な事項を明記するものとする。

なお、事業実施主体は、リース契約に明記した事項が集落営農組織又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとし、リース契約の締結に当たっては、あらかじめ、都道府県知事に協議するものとする。

(エ) 要綱別表のⅡのメニューの欄の2の(2)のエの「高生産性農業用機械の新規導入」及びオの「小規模基盤整備・簡易な施設の整備」は、(ア)において策定された計画に基づくものとし、交付の対象となる施設等は、次表に掲げるとおりとする。

(表3)

施設等名	交付の対象となる整備内容	実施要件等
1 高生産性農業用機械	農業用機械施設及びこれらの附帯施設	

施設		
2 区画整理	農用地の区画の拡大、整形、換地及び面的工事と一体的に行うかんがい排水、暗きょ排水、農道等の整備	受益面積は、1事業地区についておおむね団体営級（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第50条第1項から第8項までに定める要件に満たない事業をいう。）以下とする。
3 畦畔整備	畦畔の除去及び改善	
4 用排水整備	用水路、排水路の新設、改修及びこれらの附帯施設	
5 農道	農業上の利用に供する道路及び農用地と農業用関連施設を結ぶ道路の新設、改良	
6 農地保全整備	客土、土壌改良、ため池改修、冠水防止のための排水ポンプ、地滑り対策のためのブロック積み・杭打ち、抜根等遊休地改良、ほ場進入路整備等及びこれらの附帯施設	
7 交換分合	農用地の交換・分割、合併等による農用地の集団化のための土地評定、測量、許可申請	
8 育苗施設	水稻、野菜等の共同育苗施設及び附帯施設	
9 農畜産物集出荷貯蔵施設	野菜、果樹等の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、建物等及びこれらの附帯施設	
10 農畜産物処理加工施設	処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械施設及びこれらの附帯施設	
11 高品質堆肥製造施設	堆肥製造用機械施設、堆肥保管用施設等及びこれらの附帯施設	
12 産地形成促進施設	販路拡大用、鮮度保持用、貯蔵用施設等及びこれらの附帯施設	

（オ）（エ）の表3の交付の対象となる施設等の交付金の交付限度は、（1）のクの（ウ）の表2に掲げる施設等別の上限建設費等の範囲内であって、必要

最小限のものとする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、都道府県知事が特に必要であると認める場合にあっては、上限建設費等を超えて交付の対象とすることができるものとする。

また、上限建設費等が定められていない施設等についても、極力事業費の低減に努めるものとする。

(カ) (オ)のほか、施設等の整備に当たっては、(1)のクの(エ)の実施基準を準用するものとする。

キ 事業実施主体

(ア) 要綱別表のⅡの事業実施主体の欄の「農業者等の組織する団体」とは、

(1)のケの(ア)に規定する団体とする。

(イ) 要綱別表のⅡの事業実施主体の欄の「第3セクター等」とは、(1)のケの(イ)に規定する法人及びリース会社とする。

ク 採択要件

要綱別表のⅡの採択要件の欄の「その他生産局長等が別に定める要件」は、(1)のコを準用するものとする。

ケ 留意事項

集落営農育成・確保緊急整備支援の適正な実施を図るため、(1)のサに規定する事項に留意するものとする。

コ 事業実施状況の報告に基づく指導等

(ア) 都道府県知事は、要綱第7の2の点検の結果、次のa及びbに掲げる場合の区分に応じ、当該a及びbに定める措置を講じるとともに、その結果を地方農政局等に報告するものとする。

a 事業実施計画に定められた目標の達成率が70%未満である場合 計画主体及び事業実施主体に対する重点的な指導助言

b 施設等の利用状況等が低調な場合 (1)のシの(ア)のbの規定を準用した措置

(イ) 地方農政局長等は、要綱第7の3及び(ア)により報告のあった事項について、都道府県知事に対し、必要に応じて指導助言するとともに、改善事例等についての情報提供を行うものとする。

第2 農地利用集積の推進

1 推進事業

(1) 集落農地利用調整

要綱別表のⅡのメニューの欄の「集落農地利用調整」は、集落営農の組織化・法人化及び効率的かつ安定的な農業経営に対する農地の利用集積の推進に資するものとし、集落の合意に基づいた円滑な農地の利用集積を図るため、農地の利用調整に関する以下の取組を実施できるものとする。

ア 都道府県農業会議による取組

(ア) 企画検討会の開催

(イ) から (オ) までの取組及びイの農業委員会による取組が円滑かつ効果的に推進されるよう、これらの取組を推進するための基本的な方針及び計画を策定するための企画検討会を開催するものとする。

(イ) 優良事例・活動事例調査の実施

本取組の円滑な推進や農業委員会の農地の利用調整活動の参考とするた

め、農業委員会が実施した集落内農地の利用調整活動等について事例の調査・収集を行うものとする。

(ウ) 優良事例紹介・相互研さん会の開催

農地の利用調整活動を行う農業委員会の相互研さんを図ることを目的として、(イ)により収集した事例のうち、他の農業委員会の活動の参考となるべき優良な事例について紹介し、これらの事例に関して相互に意見交換等を行うことを内容とする優良事例紹介・相互研さん会を開催するものとする。

(エ) 優良事例集の作成・配布

(イ)により調査・収集した事例に基づき、優良事例集を作成し、農業委員会等に配布するものとする。

(オ) 農業委員会に対する指導の実施

農業委員会による本取組の円滑な推進を図るため、本取組を実施する農業委員会に対する助言・指導を行うものとする。

イ 農業委員会による取組

(ア) 普及推進活動の実施

地域の農業者に対する集落農地の利用調整の必要性及び品目横断的経営安定対策の導入等を周知するため、パンフレットを配布する等普及推進活動を行うものとする。

(イ) 集落合意形成活動の実施

集落内農地の効率的利用を図るため、集落内農業者の役割分担や農地利用等に係る集落の合意形成に向け、戸別訪問によるあっせん活動や農地の利用調整のための計画づくりへの参画等を行うものとする。

(ウ) 調整活動の実施

集落内における合意の内容が適切に反映されるよう、農用地利用規程の作成に関し必要な助言その他の支援を行うこと。また、市町村の認定を受けた農用地利用規程の内容に即し、農地の利用集積等が着実に図られるよう、農用地利用改善団体に対し助言その他の支援を行うものとする。

(2) 特定法人等農地利用調整緊急支援

要綱別表のⅡのメニューの欄の「特定法人等農地利用調整緊急支援」は、遊休農地の解消及び発生防止等を図り、地域の農地の効率的な利用の確保に資するものとし、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第4項に規定する特定法人貸付事業の積極的な活用等により、特定法人等（同法第4条第4項の特定法人その他の農業生産法人以外の法人をいう。以下同じ。）の農業への円滑な参入の促進を支援するため、農地の利用調整に関する以下の取組を実施できるものとする。

ア 都道府県農業会議による取組

(ア) 企画検討会の開催

(イ)から(エ)までの取組及びイの農業委員会による取組が円滑かつ効果的に推進されるよう、これらの取組を推進するための基本的な方針及び計画を策定するための企画検討会を開催するものとする。

(イ) 優良事例の調査の実施

特定法人等の農業への参入又は農業に参入した法人の経営規模の拡大（以下「農業参入等」という。）を支援する農業委員会等の活動の参考とするため、農業参入等を希望する特定法人等の掘り起こし、特定法人等に

対する農地情報の提供及び当該法人への農地の利用調整について農業委員会の活動事例について調査・収集を行うものとする。

(ウ) 優良事例集の作成・配布

(イ) により調査・収集した事例に基づき、優良事例集を作成し、農業委員会に配布する等特定法人等の農業参入等の円滑な促進を図るために必要な情報の提供を行うものとする。

(エ) 農業委員会に対する指導の実施

農業委員会による本取組の円滑な推進を図るため、本取組を実施する農業委員会に対する助言・指導を行うものとする。

イ 農業委員会による取組

(ア) 特定法人等の意向等に関する調査の実施

農地等の貸付けの対象となり得る特定法人等に関する情報を把握するため、地元企業や農業法人等を対象として、農地等を利用する農業参入の意向等に関する調査を行うものとする。

(イ) 農地等に関する調査の実施

特定法人等が利用可能な農地等に関する情報その他特定法人等の農業参入等に必要となる情報について調査を行うものとする。

(ウ) 情報の提供

(ア) 及び (イ) の情報について、農地等の貸付けを希望する農地所有者、市町村及び特定法人貸付事業の実施主体及び特定法人等に提供するものとする。

(エ) 合同説明会等の開催

農業に関心の強い特定法人等及び地域の農業者等を対象に、特定法人貸付事業をはじめとする関係制度及び関係事業に関する合同説明会を開催し、必要に応じて農業参入等に関する意見の交換を行うものとする。

(オ) 農地利用調整活動等の実施

(ア) 及び (イ) により把握した情報並びに (エ) により開催した合同説明会等の結果を踏まえ、特定法人等の円滑な農業参入等に向けた農地利用調整活動を行うとともに、特定法人等への農地等の貸付けに際し必要となる手続その他その農地等の利用に関し必要な助言、指導等を行うものとする。

(3) 優良農地確保支援対策等

ア 取組内容

(ア) 要綱別表のⅡのメニューの欄の「遊休農地解消普及活動」においては、以下の取組が実施できるものとする。

a 農地の効率的利用推進

(a) 検討会の開催

農業者、関係機関等で構成する農地の効率的な利用に向けた方策を策定するための検討会を開催するものとする。

(b) 普及組織との連携

農業委員会による遊休農地の解消に向けた地権者等に対する指導、担い手への利用集積に向けた利用調整活動等の結果をとりまとめ、普及組織と連携した活動をするものとする。

b 農地の効率的利用活動

(a) 調査・分析等の実施

農業者の意向調査等アンケート調査、先進地調査等を行うものとする。

(b) 現地検討会の開催

農業者、普及組織及び関係機関等で構成する遊休農地の有効利用等に関する現地検討会を開催するものとする。

(c) 農業者講習会の開催

遊休農地を解消した農地を優良農地として定着させるための技術・経営に関する講習会を開催するものとする。

(イ) 要綱別表のⅡのメニューの欄の「新技術活用優良農地利用高度化支援」においては、以下の取組を実施できるものとする。

a 技術導入推進活動の実施

検討会の開催、環境実態調査の実施、実証ほの設置、提案書の作成

b 濃密な技術・経営指導の実施

カウンセリング・コンサルテーション活動、情報提供・相談活動の実施、高付加価値化技術導入・組立実証、普及啓発活動の実施

c 新技術活用優良農地利用高度化に関するシンポジウム等への出席

d 農業参入法人への農業技術・経営指導活動の実施

企業等農業参入法人を支援するための技術や経営に関する検討会の開催、販売や消費の実態についての調査、普及指導協力委員等による技術や経営についての指導の実施

イ 留意事項

本対策等を実施する市町村において、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱（平成19年3月30日付け18企第381号農林水産事務次官依命通知）による廃止前の元気な地域づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16農振第2364号農林水産事務次官依命通知）別紙の1の「遊休農地再生活動実践スタート支援」の遊休農地再生活動実践スタート支援を実施する場合は、当該市町村において遊休農地解消のための取組が効率的に推進されるよう、関係機関において綿密な連絡調整を行うものとする。

(4) 連携強化推進体制整備の実施の方針

要綱別表のⅡのメニューの欄の「連携強化推進体制整備」においては、以下の取組が実施できるものとする。

ア 連携強化推進協議会の開催

都道府県農業会議及び関係団体等との共同事務局の設置等に関する連携強化方針の策定、その円滑な推進を図るための都道府県農業会議、関係団体及び都道府県で構成する協議会を開催するものとする。

イ 情報共有化検討会の開催

農業団体等とのワンストップサービス等を推進するための関係農業団体等が所有する情報の共有化に向けた検討会を開催するものとする。

ウ 相互研さん会の開催

関係農業団体等との連携を定着化させるための研さん会を開催するものとする。

エ 農地等情報の変換

市町村における個人情報保護に関する条例等に抵触しない型式へのデータベースの変換、その変換データの関係農業団体等への提供を行うものとする。

第3 新規就農の促進

1 推進事業

(1) 道府県農業大学校等再チャレンジ活用推進

要綱別表のⅡのメニューの欄の「新規就農の促進」については、次に掲げることと留意の上、実施するものとする。

ア 対象とする研修教育課程

道府県農業大学校等がもつ実践的な研修教育機能を活用し、団塊世代や若者の就農促進のための研修教育課程の設置又は既存の研修教育課程の見直しを行うものとする。

イ 取組内容

(ア) 研修教育課程のカリキュラム策定

当該研修教育課程の修了者の就農と就農後の経営安定に資する研修教育課程のカリキュラムの策定、新たなカリキュラムに対応した既存の研修施設の有効活用、新たな研修施設の整備等の検討を行うものとする。

(イ) 研修教育課程の拡充に伴う指導職員の配置

新たな研修教育課程の整備や研修教育課程の見直しにより必要となる指導職員として、新規就農希望者に対する研修教育や普及指導の経験を有する職員を配置する。

(ウ) 就農定着のための専任職員の配置

就農に向けた営農計画策定指導や就農とその定着を促進するための専任職員を研修教育施設に配置し、地域における関係機関・団体等との調整を推進することができるものとする。

ウ 留意事項

当該事業は、新規就農者の就農定着に係る道府県農業大学校等の研修教育の取組を支援するものであり、その実施にあたっては、効果的かつ効率的な実施の観点から、普及指導センター、市町村、農業団体等の助言・指導を受けるものとする。

(2) 若者・女性就農チャレンジ支援

要綱別表のⅡのメニューの欄の「若者・女性就農チャレンジ支援」については、次に掲げることと留意の上、実施するものとする。

ア 支援対象者

この取組による支援の対象となる者は、就農後5年以内の農業者であって、二親等以内に販売農家（その経営に係る耕地の面積が30アール以上の農業者及び年間の農産物の販売金額が50万円以上の農業者をいう。以下同じ。）がないもの又は（ア）及び（イ）に該当するものとする。

(ア) 就農した都道府県において営農する二親等以内の販売農家がないこと

(イ) その経営に係る品目が二親等以内の販売農家の経営に係る品目以外の品目であり、かつ、当該販売農家と収支が分離されていること

イ 取組内容

(ア) 相談体制の整備

普及指導協力委員等を相談員として委嘱し、土曜日、日曜日、祝日等においても常に新規就農者からの相談に対応できる体制を整備するものとする。

(イ) 試験研究機関における実技研修

都道府県農業試験場等において、営農技術や先進技術等の研修を行うものと

する。

(ウ) 普及指導センターにおける各種研修会の開催

既存の農業者も含めた営農技術研修会や現地研修会を開催し、技術の習得・向上、既存の農業者との情報交換、集落営農への参画の円滑化等を図るものとする。

(エ) 中長期的営農計画の作成支援

新規就農者の中長期的営農計画の作成を支援するとともに、営農計画の実現に向けて指導を行うものとする。

(オ) 巡回指導

新規就農者の技術・知識の習熟度に応じたきめ細やかな巡回指導を行うとともに、普及指導協力委員等により普及活動を支援する体制を整備するものとする。

(カ) 経営分析及び経営改善策の提案

経営の分析や新規就農者の要望、技術的な問題等を基礎資料として、経営改善策の提案を行うものとする。

(キ) 新規就農者を受け入れた地域に対する指導

新規就農者の地域の集落営農組織や及び農業生産法人への参入を円滑化するため、集落営農組織等に対して新規就農者の育成・活用方法等について指導を行うものとする。

(ク) 販売戦略導入及びブランド化に対する支援

販売戦略の導入やブランド化を推進するため、消費者ニーズ等の調査を行うものとする。

ウ 留意事項

当該事業は、新規就農者の就農定着に係る都道府県の普及組織の取組を支援するものであり、その実施に当たっては、効果的かつ効率的な実施の観点から、都道府県、市町村、農業協同組合、試験研究機関等の関係機関が連携した取組が図られるよう留意するものとする。

2 整備事業

(1) 農業研修教育・農業総合支援センター施設整備

ア 農業研修教育・農業総合支援センター施設整備の実施方針

農業研修教育・農業総合支援センター施設整備は、次代の農業を担う青年農業者等を育成・確保するため、農業に関する研修教育の中核機関である道府県農業大学校等の研修教育施設、調査研究用施設及び地域段階における実践的個別技術の研修施設の整備を行うものとする。

イ 成果目標に関する留意事項

別表1の「成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準」に関する留意事項は次に掲げるとおりとする。

(ア) 内容の欄の1は、(3)のアのうち(カ)及びイ以外を実施する場合の目標とする。

(イ) 内容の欄の2は、(3)のアの(カ)を実施する場合の目標とする。

(ウ) 内容の欄の3は、(3)のイを実施する場合の目標とする。

ウ 事業の内容等

(ア) 農業研修教育基幹施設整備事業

道府県農業大学校等において、研修教育等を実施するための施設等を整備するものとする。

- a 要綱別表のⅡのメニューの欄の「研修教育棟、宿泊棟等施設」については、道府県農業大学校等の養成課程、研究課程、教育課程及び研修課程における講義、講習等を実施するために必要な施設で、次に掲げるものとする。
- (a) 長期研修施設
 - (b) 短期研修施設
 - (c) 長期宿泊施設
 - (d) 短期宿泊施設
 - (e) 情報・処理提供施設
 - (f) 農業機械演習施設
 - (g) 体育施設
- b 要綱別表のⅡのメニューの欄の「農業生産実習、食品加工実習等施設」については、実践研修に必要な施設で、次に掲げるものとする。
- (a) 現地実習教室
 - (b) 農産関連施設
 - (c) 園芸関連施設
 - (d) 畜産関連施設
 - (e) 農産加工関連施設
 - (f) 農村生活関連施設
 - (g) 農産物流通・品質評価関連施設
 - (h) 生産実習ほ場整備
- c 要綱別表のⅡのメニューの欄の「新技術・環境保全型農業研修施設」については、新技術の習得や環境保全型農業の実践研修を行うために必要な施設で、次に掲げるものとする。
- (a) 生物工学関連施設
 - (b) 特殊温室
 - (c) 革新的農業機械等演習施設
 - (d) 環境保全型農業実習ほ場整備
 - (e) 環境測定実習施設
 - (f) 環境保全型農業技術実習施設
- d 要綱別表のⅡのメニューの欄の「公開講座、体験交流等施設」については、一般住民等を対象とした公開講座、農業体験交流等を行うために必要な施設で、次に掲げるものとする。
- (a) 公開講座施設
 - (b) 農業体験施設
- e 要綱別表のⅡのメニューの欄の「離職者職業訓練用研修施設・機械」については、離職者等を対象とした農業に関する能力開発・技術習得等職業訓練を行うために必要な施設で、次に掲げるものとする。
- (a) 職業訓練講習施設
 - (b) 職業訓練実習ほ場整備
 - (c) 職業訓練実習機械施設
- f 要綱別表のⅡのメニューの欄の「調査研究・実験用施設・機材」については、新技術等の組立・実証を行うために必要な施設及び機材で、次に掲げるものとする。
- (a) 調査研究施設

- (b) 実験施設
- (c) 調査研究機材
- (イ) 現地濃密指導施設整備事業
 - 地域段階において、農業者又は新たに就農することが確実と見込まれる者を対象とした研修教育を実施するための施設等を整備するものとする。
 - a 要綱別表のⅡのメニューの欄の「農業者を対象とした研修教育施設」については、次に掲げるものとする。
 - (a) 短期研修施設
 - (b) 個別経営等診断研修施設
 - (c) 土壌、作物分析・診断研修施設
 - b 要綱別表のⅡのメニューの欄の「新たに就農しようとすることが確実と見込まれる者を対象とした研修教育施設」については、次に掲げるものとする。
 - (a) 長期研修施設
 - (b) 宿泊施設
 - (c) 簡易ほ場整備
 - (d) 研修用農業機械施設
- (ウ) 道府県農業大学校等再チャレンジ活用推進施設
 - 団塊世代及び他産業従事の若者を対象とした研修教育を実施するための施設等を整備するものとする。
 - a 要綱別表のⅡのメニューの欄の「研修教育棟、宿泊棟等施設」については、道府県農業大学校等の養成課程、研究課程、教育課程及び研修課程における講義、講習等を実施するために必要な施設で、次に掲げるものとする。
 - (a) 長期研修施設
 - (b) 短期研修施設
 - (c) 長期宿泊施設
 - (d) 短期宿泊施設
 - (e) 情報・処理提供施設
 - (f) 農業機械演習施設
 - b 要綱別表のⅡのメニューの欄の「農業生産実習、食品加工実習等施設」については、実践研修に必要な施設で、次に掲げるものとする。
 - (a) 現地実習教室
 - (b) 農産関連施設
 - (c) 園芸関連施設
 - (d) 畜産関連施設
 - (e) 農産加工関連施設
 - (f) 農村生活関連施設
 - (g) 農産物流通・品質評価関連施設
 - (h) 生産実習ほ場整備
 - c 要綱別表のⅡのメニューの欄の「新技術・環境保全型農業研修施設」については、新技術の習得や環境保全型農業の実践研修を行うために必要な施設で、次に掲げるものとする。
 - (a) 生物工学関連施設
 - (b) 特殊温室

- (c) 革新的農業機械等演習施設
- (d) 環境保全型農業実習ほ場整備
- (e) 環境測定実習施設
- (f) 環境保全型農業技術実習施設
- d 要綱別表のⅡのメニューの欄の「公開講座、体験交流等施設」については、一般住民等を対象とした公開講座、農業体験交流等を行うために必要な施設で、次に掲げるものとする。
 - (a) 公開講座施設
 - (b) 農業体験施設
- e 要綱別表のⅡのメニューの欄の「離職者職業訓練用研修施設・機械」については、離職者等を対象とした農業に関する能力開発・技術習得等職業訓練を行うために必要な施設で、次に掲げるものとする。
 - (a) 職業訓練講習施設
 - (b) 職業訓練実習ほ場整備
 - (c) 職業訓練実習機械施設
- f 要綱別表のⅡのメニューの欄の「調査研究・実験用施設・機材」については、新技術等の組立・実証を行うために必要な施設及び機材で、次に掲げるものとする。
 - (a) 調査研究施設
 - (b) 実験施設
 - (c) 調査研究機材
- (エ) (ア)、(イ) 及び (ウ) を法令等に適合させるための措置

農業研修教育基幹施設、現地濃密指導施設整備により整備した施設を石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号）等の法令等に適合させるために整備する。
- エ 事業実施主体

要綱別表のⅡの事業実施主体の欄の「青年農業者等育成センター及び一部事務組合」については、要綱別表のⅡのメニューの欄の「現地濃密指導施設」の整備及び「道府県農業大学校等再チャレンジ活用推進施設」に限って実施することができるものとし、「特定非営利活動法人」については、要綱別表のⅡの事業実施主体の欄の「道府県農業大学校等再チャレンジ活用推進施設」に限ってできるものとする。
- オ 採択要件

要綱別表のⅡの採択要件の欄の「その他生産局長等が別に定める要件」は、次に掲げるとおりとする。

 - (ア) 要綱別表のⅡのメニューの欄の「調査研究・実験用施設・機材」の実施に当たっては、研究、普及及び研修教育の各機関の連携・協力が推進されるよう配慮するとともに、施設を活用した調査研究の実施に当たっては、技術の効率的な組立・実証を行い、普及の機関から農業者への速やかな技術移転が行われるよう配慮するものとする。
 - (イ) 要綱別表のⅡのメニューの欄の「現地濃密指導施設」の「新たに就農することが確実と見込まれる者」とは、青年等就農法第4条第4項に規定する認定就農者であること、又は当該施設等における研修を経て将来就農することが確実であることと見込まれる者とする。
 - (ウ) 施設等の能力及び規模が、その目的、受益範囲、費用負担方法、利用管理

計画等からみて適正であり、かつ、過大なものではないこと。

カ 留意事項

- (ア) 「道府県農業大学校等」とは、都道府県が設置する農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第7条第1項第5号に掲げる農業者研修教育施設、又はこれに準ずる研修機能を有する施設とする。
- (イ) 交付の対象となる機械施設については、整理合理化通知を適用しないものとする。
- (ウ) 施設を活用した研修教育の実施に当たっては、担い手育成に資するよう、効果的な運用に努めるものとする。
- (エ) 事業実施計画については、地域内の農業者、関係者の理解を得られていると認められるものであること。
- (オ) 地方農政局長等は、要綱第7の3により報告のあった事項について、都道府県知事に対し、必要に応じて指導助言を行うものとする。
- (カ) その他施設等の整備に当たっての実施基準は、第1の2の（1）のクの（エ）を準用するものとする。

IV 食品流通の合理化を目的とする取組

卸売市場施設整備の推進

1 取組の概要

(1) 中央卸売市場施設整備の取組

卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「市場法」という。）第5条に定める中央卸売市場整備計画に即して計画的に実施する施設の改良、造成又は取得に対し支援。

(2) 卸売市場再編促進施設整備の取組

地域の特性を活かした中央卸売市場の再編に係る、共同集出荷施設の整備、中央卸売市場から転換した地方卸売市場において実施される施設の整備、廃止卸売市場における施設の撤去に対し支援。

(3) 卸売市場活性化等事業の取組

ア P F I 推進の取組

P F I 法の適用を受けて行う卸売市場の施設の整備に対し支援。

イ 卸売市場活性化推進の取組

事業協同組合等が行う卸売市場の機能の強化等に資する施設の整備に対し支援。

(4) 地方市場施設整備の取組

地方卸売市場が地域拠点市場として取り組む他の卸売市場との統合又は連携に必要な施設の整備に対し支援。

2 取組の実施基準等

(1) 整備事業

ア 実施方法及び施設に関する共通基準

(ア) P F I 事業の活用

中央卸売市場整備計画に基づき開設者が施設の改良、造成又は取得を行おうとする場合又は地方公共団体が事業実施主体となる地方卸売市場の施設の整備を行おうとする場合であって、以下の要件のすべてに該当するときは、原則としてP F I 事業の活用を図るものとする。

a 当該施設の改良等に要する工事費が10億円以上であること。

b 当該施設の改良等が既存の建造物に併設するものでないこと。

(イ) 品質管理高度化施設の整備

水産物又は食肉を扱う卸売市場で、売場施設、貯蔵・保管施設、食肉関連施設又は加工処理高度化施設を新設する場合には、施設等について、以下の要件を満たすものとする。市場関係事業者による単独整備を併せて実施する場合も、同様とする。

a 閉鎖型の構造となっており、かつ、専用の搬入・搬出口及び取扱品目に応じた空調・換気機能を備えており、室温による品質劣化が懸念される品目がある場合には、当該品目に応じた温度管理を行う低温区画が設けられていること。

b 加工処理高度化施設においては、加工内容に応じた温度管理機能及び清浄度別の区画が設けられていること。

c 利用規程において、次に掲げる事項が施設の内容に応じて規定されていること。

(a) 施設の取扱品目

(b) 主要な物品ごとの荷受け、陳列、保管、加工、運搬、清掃等の主要な作業手順及び内容に関する事項(運搬の作業手順及び内容には、当該施設内において利用できる運搬車輛に関する事項を含む。)

(c) 施設の設定温度と温度管理に関する事項

(d) 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項

(e) その他必要な事項

d 各施設は、上記に定める事項のほか、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及びと畜場法（昭和28年法律第114号）の規定を満たしていること。

イ 事業実施に関する共通事項

(ア) 中央卸売市場の再編との整合

中央卸売市場整備計画の別添1に掲げられた再編措置への取組を推進することが必要と認められる中央卸売市場（以下「再編推進市場」という。）のうち取り組む再編措置の内容が検討中とされているものについては、同計画に取り組む再編措置の内容が明記されるまでの間、交付の対象外とする。

なお、再編推進市場のうち特定の取扱品目の部類のみが卸売市場整備基本方針第2の1の(2)の再編基準に該当するものについては、中央卸売市場整備計画に取り組む再編措置の内容が明記されるまでの間、当該取扱品目の部類に係る施設の改良、造成又は取得を交付の対象外とする。

また、中央卸売市場の管理運営に係る施設の改良、造成又は取得については、中央卸売市場整備計画に取り組む再編措置の内容が明記されるまでの間、再編基準に該当する取扱品目の部類と該当しない取扱品目の部類のそれぞれの取扱金額をもって交付の対象となる経費を按分することとする。

ただし、天災等により施設が被災した場合であって、円滑な市場取引を確保する上で、速やかな施設の改良が必要と認められるときは、この限りではない。

(イ) 施設の整備規模

a 施設の整備規模については、卸売市場整備基本方針の別記2の卸売市場施設規模算定基準（以下「算定基準」という。）等に基づき必要規模の算定を行い、原則として必要規模の範囲内で設定することとする。

ただし、必要規模の算定根拠を踏まえ、整備規模が必要規模を超える合理的な理由があり、当該理由が明確にされている場合はこの限りではない。

b 整備規模、必要規模及びその算定根拠並びに整備規模が必要規模を超える場合の合理的な理由については、成果目標の妥当性について都道府県知事が地方農政局長等と協議を行う際、備考欄に付記することとする。

(ウ) 1の取組に要する経費に係る交付対象施設及び交付率は次のとおりとする。

a 中央卸売市場施設整備の取組

交付対象施設	交 付 率	
	中央卸売市場整備計画に基づいて行う中央卸売市場の施設の改良、造成又は取得に要する経費のうち以下に係るもの (1)新たに設置する卸売市場の施設の改良、造成又は取得に要する経費 (2)既に設置している卸売市場の施設の増改築であって、次に掲げるすべての条件に該当するもの(以下「大規模増改築」という。)に要する経費 ア 売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設及び構内舗装(以下「売場施設等」という。)を主体とした増改築であること。 イ 当該増改築に係る売場施設等の工事が、当該増改築を着手した日の属する年度の前年度末における売場施設等の建築延べ面積(売場施設等が2階部分以上にわたるものであるときは、当該2階部分以上についての延べ床面積を加えるものとする。)の2分の1以上又は20,000平方メートル以上に相当するものとなるものであること。 ウ 当該増改築を着手した日の属する年度以降、事業実施計画に即した事業内容につき継続的に実施されるものであること。	中央卸売市場整備計画に基づいて行う中央卸売市場の施設の改良、造成又は取得に要する経費のうち既に設置している卸売市場の施設の増改築であって大規模増改築以外に要するもの
	以下の卸売市場に係るもの (1)統合を目的として整備を行う卸売市場 (2)新たな取扱品目の追加とともに整備を行う卸売市場 (3)目標年度における取扱数量が(ケ)に定める取扱数量以上となる卸売市場 (4)食肉を主たる取扱品目とする卸売市場	左記以外の卸売市場に係るもの

	る卸売市場		
売場施設（大規模に温度管理機能を付与する改良、造成又は取得）	4/10以内	4/10以内	4/10以内
（上記以外の改良、造成又は取得）	4/10以内	1/3以内	1/3以内
貯蔵・保管施設（高度化・強化を図るもの）	4/10以内	1/3以内	1/3以内
駐車施設	1/3以内	1/3以内	－
構内舗装	1/3以内	1/3以内	1/3以内
搬送施設（高度化・強化を図るもの）	4/10以内	1/3以内	1/3以内
衛生施設（高度化・強化を図るもの）	4/10以内	1/3以内	1/3以内
食肉関連施設（高度化・強化を図るもの）	4/10以内	1/3以内	1/3以内
（上記以外のもの）	1/3以内	1/3以内	1/3以内
情報処理施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内
市場管理センター	1/3以内	1/3以内	－
防災施設	1/3以内	1/3以内	－
加工処理高度化施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内
総合食品センター機能付加施設	1/3以内	1/3以内	－
附帯施設	1/3以内	1/3以内	－
上記施設の施設内容に準ずる施設	1/3以内	1/3以内	－

b

（a）

交付対象施設	交 付 率	
	中央卸売市場整備計画に基づき中央卸売市場から転換した地方卸売市場において実施される施設の整備に要する経費のうち以下に係るもの （1）新たに設置する卸売市場の施設の整備に要する経費 （2）既に設置している卸売市場の施設の増改築であって、大規模増改築に要する経費	中央卸売市場整備計画に基づき中央卸売市場から転換した地方卸売市場において実施される施設の整備に要する経費のうち既に設置している卸売市場の施設の増改築であって大規模増改築以外に要する経費に係るもの
売場施設（大規模に温度管理機能を付与する整備）	4/10以内	4/10以内
（上記以外の整備）	1/3以内	1/3以内
貯蔵・保管施設（高度化・強化を図るもの）	1/3以内	1/3以内
駐車施設	1/3以内	－
構内舗装	1/3以内	1/3以内
搬送施設（高度化・強化を図るもの）	1/3以内	1/3以内

衛生施設（高度化・強化を図るもの）	1/3以内	1/3以内
食肉関連施設	1/3以内	1/3以内
情報処理施設	1/3以内	1/3以内
市場管理センター	1/3以内	－
防災施設	1/3以内	－
加工処理高度化施設	1/3以内	1/3以内
総合食品センター機能付加施設	1/3以内	－
附帯施設	1/3以内	－
上記施設の施設内容に準ずる施設	1/3以内	－

（b）他の卸売市場との連携に係る取組

交付対象施設	交 付 率
共同集出荷施設	中央卸売市場整備計画において他の卸売市場との連携を図るとされた中央卸売市場の取扱数量の増加に資する共同集出荷施設の整備に要する経費 1/3以内

（c）廃止に係る取組

交付対象経費	交 付 率
施設の撤去費から廃材等の売却益を減じた実質撤去費（施設撤去後の用地造成等に要する経費は交付の対象外）	1/3以内

c 卸売市場活性化等事業の取組

（a）P F I 推進の取組

交付対象施設	交 付 率			
	中央卸売市場		地方卸売市場	
	中央卸売市場整備計画に基づいて行う中央卸売市場の施設の改良、造成又は取得に要する経費のうち以下に係るもの （1）新たに設置する卸売市場の施設の改良、造成又は取得に要する経費 （2）既に設置している卸売市場の施設の増改築であって、大規模増改築に要する経費	中央卸売市場整備計画に基づいて行う中央卸売市場の施設の改良、造成又は取得に要する経費のうち既に設置している卸売市場の施設の増改築であって大規模増	都道府県卸売市場整備計画に地域拠点市場として位置づけられた又は位置づけられることが確実と認められる地方公共団体が開設する地方卸売市場の施設の整備に要する経費	
			他の地方卸売市場と統合を行う地方卸売市場	他の卸売市場と連携した集荷・販売活動を行う地方卸

	以下の卸売市場に係るもの (1) 統合を目的として整備を行う卸売市場 (2) 新たな取扱品目の追加とともに整備を行う卸売市場 (3) 目標年度における取扱数量が(ケ)に定める数量以上となる卸売市場 (4) 食肉を主たる取扱品目とする卸売市場	左記以外の卸売市場に係るもの	改築以外に要する経費に係るもの		売市場
売場施設（大規模に温度管理機能を付与する改良、造成若しくは取得又は整備）	4/10以内	4/10以内	4/10以内	1/3以内	1/3以内
（上記以外の改良、造成若しくは取得又は整備）	4/10以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
貯蔵・保管施設（高度化・強化を図るもの）	4/10以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
駐車施設	1/3以内	1/3以内	－	1/3以内	－
構内舗装	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
搬送施設（高度化・強化を図るもの）	4/10以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
衛生施設（高度化・強化を図るもの）	4/10以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
食肉関連施設（高度化・強化を図るもの）	4/10以内	1/3以内	1/3以内	－	－
（上記以外のもの）	1/3以内	1/3以内	1/3以内	－	－
情報処理施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
市場管理センター	1/3以内	1/3以内	－	－	－
防災施設	1/3以内	1/3以内	－	－	－
加工処理高度化施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
総合食品センター機能付加施設	1/3以内	1/3以内	－	－	－
附帯施設	1/3以内	1/3以内	－	1/3以内	－
上記施設の施設内容に準ずる施設	1/3以内	1/3以内	－	－	－

(b) 卸売市場活性化推進の取組

交付対象施設	交 付 率		
	事業協同組合等が実施する卸売市場の施設の整備に要する経費		
	区分	中央卸売市場	地方卸売市場
売場施設（大規模に温度管理機能を付与する整備） （上記以外の整備）	市場機能強化の取組	4/10以内	4/10以内
貯蔵・保管施設（高度化・強化を図るもの）		1/3以内	1/3以内
構内舗装		1/3以内	1/3以内
搬送施設（高度化・強化を図るもの）		1/3以内	1/3以内
衛生施設（高度化・強化を図るもの）		1/3以内	1/3以内
食肉関連施設		1/3以内	－
情報処理施設		1/3以内	1/3以内
加工処理高度化施設		1/3以内	1/3以内
売場施設（大規模に温度管理機能を付与する整備） （上記以外の整備）	統合・大型化の取組	4/10以内	4/10以内
貯蔵・保管施設（高度化・強化を図るもの）		4/10以内	1/3以内
構内舗装		1/3以内	1/3以内
搬送施設（高度化・強化を図るもの）		4/10以内	1/3以内
衛生施設（高度化・強化を図るもの）		4/10以内	1/3以内
食肉関連施設（高度化・強化を図るもの） （上記以外のもの）		4/10以内	－
情報処理施設		1/3以内	1/3以内
加工処理高度化施設		1/3以内	1/3以内
注）大型化の取組以外は上屋の整備は交付の対象外			

d 地方市場施設整備の取組

交付対象施設	交 付 率	
	都道府県卸売市場整備計画に地域拠点市場として位置づけられた又は位置づけられることが確実と認められる地方卸売市場の施設の整備に要する経費	
	他の地方卸売市場と統合を行う地方卸売市場	他の卸売市場と連携した集荷・販売活動を行う地方卸売市場
売場施設	1/3以内	1/3以内

貯蔵・保管施設（高度化・強化を図るもの）	1/3以内	1/3以内
駐車施設※	1/3以内	－
構内舗装	1/3以内	1/3以内
搬送施設（高度化・強化を図るもの）	1/3以内	1/3以内
衛生施設（高度化・強化を図るもの）	1/3以内	1/3以内
情報処理施設	1/3以内	1/3以内
加工処理高度化施設	1/3以内	1/3以内
附帯施設※	1/3以内	－
※地方卸売市場の新設の場合に限る。		

（エ） 交付対象施設の施設内容は次のとおりとする。

交付対象施設	施 設 内 容
売場施設	卸売場施設、仲卸売場施設及び買荷保管・積込所施設
貯蔵・保管施設	倉庫施設及び冷蔵庫施設
うち高度化・強化を図るもの	（多温度管理、自動化機能等高度化を図るもの） 低温倉庫施設、多温度管理型の冷蔵庫施設、高度な鮮度保持機能等を有する冷蔵庫施設、コンピューターによる入出庫管理機能等を有する倉庫施設又は冷蔵庫施設及び他の施設（売場施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設）と複合的な構造となっている倉庫施設又は冷蔵庫施設
駐車施設	駐車場
構内舗装 ※	駐車施設等（駐車施設のほか、売場施設、貯蔵・保管施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設）と一体的に行う舗装（門、柵、塀以外の基盤整備を含む。）

搬送施設	輸送、搬送のために必要な施設
うち高度化・強化を図るもの	(場内物流効率化システム) 自動荷さばき施設、自動搬送施設その他の搬送機能の高度化に資する施設
衛生施設	じんあい、汚水等の廃棄物の処理等に必要な施設
うち高度化・強化を図るもの	(環境保全・衛生管理強化施設) リサイクル処理施設、微生物処理施設その他の環境保全・衛生管理についての機能強化に資する施設
食肉関連施設	(カ) に定める施設であつてと畜場法第4条第1項の規定により都道府県知事が設置を許可し、又は許可する見込みのある施設に係るもの
うち高度化・強化を図るもの	(食肉等衛生管理強化施設) (カ) のg並びにiのうち、洗浄又は消毒に必要な設備及び給湯設備並びに同aからiのうち、と畜場法施行規則(昭和28年厚生省令第44号)別表第一に掲げる部分等の焼却に必要な設備、と畜場法施行規則別表第一に掲げる部分による枝肉及び食用に供する内臓の汚染を防止するための設備並びに可食内臓等の区分管理のための収納設備
情報処理施設	L A N幹線、サーバ、クライアント、アダプタ等情報ネットワーク通信基盤システム並びに同システムに接続されるせり機械設備及び入荷量等表示設備
うち交付の対象外のもの	ネットワーク通信システムに接続されないせり機械設備及び入荷量等表示設備
市場管理センター	管理事務、業者事務について、次のアからウに掲げるいずれかの機能強化に資する施設 ア 場内L A N、危機管理システムの整備等インテリジェント化に対応していること イ 料理教室、見学者コーナー等一般市民に開放するための展示・見学施設、研修施設等利用高度化

	に対応していること ウ 省エネルギーシステム、食品品質管理システム、省力システム、労働環境の改善等高機能化されていること
うち交付の対象 外のもの	保健医療関係以外の福利厚生施設
防災施設	防火、消火等災害を防止するための火災報知器、感知器、消火栓、スプリンクラー、消防署への直接連絡システム、避雷針等防災機能に資するための施設
加工処理高度化施設	小分け処理施設、包装処理施設等加工処理を高度に行うことによって小売支援機能が付与される施設
総合食品センター機能付加施設	その存在により市場機能の充実・便益の提供等が図られ、卸売市場としての付加価値の向上、総合食品センター機能の強化に資することとなる関連事業施設
附帯施設	他の施設（売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設）と一体整備する電気通信設備、給排水設備、冷暖房設備及びガス設備（電気通信設備、給排水設備、冷暖房設備及びガス設備に係る工作物を独立して整備する場合を含む。）
上記施設の施設内容に準ずる施設	交付対象施設の欄の上記の施設に掲げる施設内容に準ずる施設であって、市場機能の向上を図る上で特に必要であると都道府県知事が認める施設
共同集出荷施設	卸売市場の用地外に整備される共同で集出荷を行うための施設

（注）※へこみ等の補修は交付の対象外とする。

（オ） 上限建築単価

下表に掲げる施設にあっては、上限建築単価を超える部分について、

交付の対象外とする。

ただし、下表は建物部分に限るものとし、売場施設、貯蔵・保管施設及び加工処理高度化施設に係る防熱工事並びに機械設備、駐場施設、構内舗装、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設（中央卸売市場に限る。）、情報処理施設、防災施設、附帯施設については、個々に積算することができるものとする。

施設区分	構 造	上限建築単価		
		一般地域	多雪地域	沖縄地域
売場施設		円/㎡	円/㎡	円/㎡
貯蔵・保管施設(倉庫施設)	鉄骨構造(平屋)	100,000	110,000	110,000
駐車施設	鉄骨構造(重層)	117,000	128,000	128,000
市場管理センター	鉄筋コンクリート構造(平屋)	111,000	111,000	122,000
加工処理高度化施設	鉄筋コンクリート構造(屋上駐車場)	122,000	122,000	134,000
総合食品センター機能付施設	鉄筋コンクリート構造(重層)	179,000	179,000	197,000
上記施設の施設内容に準ずる施設				
共同集出荷施設				
貯蔵・保管施設(冷蔵庫施設)	鉄骨構造	141,000	154,000	154,000
	鉄筋コンクリート構造	167,000	167,000	184,000

(注) 多雪地域とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第86条第3項の規定により特定行政庁が定める垂直最深積雪量が1 m以上の地域、沖縄地域とは沖縄県、一般地域とは多雪地域及び沖縄地域以外の地域をいう。

(カ) 食肉関連施設

食肉関連施設として定めるものは、既に設置されている食肉中央卸売市場に併設すると畜場に係るものであって次に掲げるものとする。

- a 係留所
- b 生体検査所及び検査用機械器具
- c 処理室及び処理設備
- d 検査室及び検査用機械器具
- e 消毒所、隔離所
- f 汚物処理設備
- g 冷蔵室及び冷却冷蔵設備
- h 作業員室
- i と場に係る電気通信等附帯設備

(キ) 施設に係る工作物

衛生施設、防災施設及び附帯施設に含まれる工作物（以下「衛生施設等」という。）については、売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設（立体駐車場及び地下駐車場）、市場管理センター、加工処理高度化施設及び総合食品センター機能付加施設と一体的に整備する場合には、それぞれ当該施設に含めて取り扱うものとし、当該衛生施設等の交付対象施設は、交付対象施設ごとの建築延べ面積（２階以上に渡るものであるときは、２階以上の部分についての延べ床面積を加えるものをいう。）を比較して、最大の施設とする。

（ク）大規模増改築

a 大規模増改築に係る搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、総合食品センター機能付加施設、附帯施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設については、売場施設等の工事と工程上一体として、或いは、機能上併行して行わなければならない施設とする。

b 大規模増改築に係る交付率の適用は、原則として当該大規模増改築に着手した年度以降市場法第１１条第１項による変更認可を受ける年度までとする。

（ケ）（ウ）のa及び（ウ）のcの（a）の表の交付率の欄の（ケ）に定める数量

卸売市場整備基本方針の第２の１の（１）に定める目標年度における取扱品目の部類ごとの取扱数量の２倍の数量とする。

（コ）大規模に温度管理機能を付与する改良、造成若しくは取得又は整備（（ウ）の表の交付対象施設の欄の大規模に温度管理機能を付与する改良、造成若しくは取得又は整備をいう。）

取扱品目の部類及び売場施設の内容ごとに、床面積（２階部分以上に渡るものであるときは延べ床面積）の２割以上の規模について温度管理機能が付与された施設の改良、造成若しくは取得又は整備、又は既に設置されている施設に新たに床面積の２割以上の規模について温度管理機能を付与するための改良又は整備とする。

（サ）施設の取得

a 施設の取得は、卸売市場の整備を図る上から効率的で必要かつやむを得ない場合とする。

b 取得の対象となる施設は、取得後においても相当期間使用可能な施設とする。

（シ）実施設計費の配分方法等

実施設計の交付対象施設ごとの配分方法等については、次のとおりとする。

a 実施設計費については、交付対象施設ごとの工事費の比率により配分するものとする。

- b 工事施工に係る設計監理、監督料については、aと同様の取扱いとするものとする。
- c 設計委託以外の各種調査委託費については、原則としてaに準じた取扱いとするものとする。
- d 帰属する施設区分が明らかなものについては、該当する施設区分に含めるものとする。

ウ 個別事項

(ア) 中央卸売市場施設整備の取組

a 事業実施主体

市場法第8条第1号若しくは第2号に該当する地方公共団体又は中央卸売市場を開設している地方公共団体（以下「中央卸売市場の開設者」という。）

b 事業の要件

中央卸売市場整備計画に基づいて行う施設の改良、造成又は取得であること。

(イ) 卸売市場再編促進施設整備の取組

a 地方卸売市場への転換に係る取組

(a) 事業実施主体

中央卸売市場整備計画に基づき中央卸売市場から転換した地方卸売市場の開設者であり、次に掲げる者

- i 地方公共団体
- ii 地方公共団体が主たる出資者となっている法人
- iii 当該地方卸売市場の関係事業者で構成する団体であって、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合若しくは協同組合連合会

(b) 事業の要件

- i 地方卸売市場へ転換した年度を含む5年以内に行われる施設の整備であること。
- ii 地方卸売市場への転換に伴い他の卸売市場と統合する場合にあっては、地方卸売市場への転換前に中央卸売市場が取り扱っていた取扱品目の部類に係る施設の整備であること。

b 他の卸売市場との連携に係る取組

(a) 事業実施主体

中央卸売市場整備計画において他の卸売市場との連携を図るとされた中央卸売市場の卸売業者を含む卸売市場の卸売業者又は仲卸業者で構成する団体であって、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会

(b) 事業の要件

- i 中央卸売市場整備計画において他の卸売市場との連携を図ると

された中央卸売市場の取扱数量の増加に資する共同集出荷施設の整備であること。

ii 事業協同組合又は協同組合連合会の構成員による集荷又は販売の共同化に係る契約が締結され、取扱数量の増加の見込み等を盛り込んだ事業計画を有していること。

iii 共同集出荷施設の整備が中央卸売市場整備計画において他の卸売市場との連携を図るとされた中央卸売市場の開設区域内で行われること。

c 廃止に係る取組

(a) 事業実施主体

中央卸売市場整備計画において廃止するとされた中央卸売市場の開設者

(b) 事業の要件

i 廃止する中央卸売市場が、廃止する中央卸売市場の開設者が他に開場する中央卸売市場（廃止する中央卸売市場と同一の取扱品目の部類をもつ中央卸売市場に限る。）と統合することにより、廃止する中央卸売市場の施設を撤去するものであること。

ii 廃止する中央卸売市場の市場関係事業者を受け入れるための、受け皿となる中央卸売市場における施設の改良、造成又は取得に交付金の交付が行われるものでないこと。

iii 施設を撤去した後の当該用地を引き続き行政財産として公共の用に供する計画があること。

(ウ) 卸売市場活性化等事業の取組

a P F I 推進の取組

(a) 事業実施主体

P F I 法第6条に基づき選定された特定事業を実施する選定事業者

(b) 事業の要件

i 中央卸売市場整備計画に即して施設整備を実施する中央卸売市場又は都道府県卸売市場整備計画に地域拠点市場として位置づけられた又は位置づけられることが確実と認められる地方公共団体が開設する地方卸売市場において、P F I 法第5条に基づく実施方針を定め、事業を実施するものであること。

ii P F I 法第10条第1項に基づく事業計画又は協定等を踏まえ、当該事業の適正かつ確実な実施の確保が見込まれること。

iii 当該事業の実施に係る資金の確保が確実と見込まれること。

iv 他の地方卸売市場と統合を行う地方卸売市場にあっては、都道府県卸売市場整備計画に即し、取扱数量の増加に資する施設を整備するものであること。

v 他の卸売市場と連携した集荷・販売活動を行う地方卸売市場にあっては、次に掲げる要件に合致するものであること。

(i) 地域拠点市場の取扱数量の増加に資する売場施設又は貯蔵・保管施設のいずれかを整備するものであること。

(ii) 集荷又は販売の共同化に係る契約が締結され又は締結されることが確実と見込まれ、地域拠点市場の取扱数量の増加の見込み等を盛り込んだ事業計画を有するものであること。

(iii) 集荷又は販売の共同化を図る他の卸売市場が、取扱数量の増加を見込む地域拠点市場の取扱品目の部類と同じ部類を有していること

(iv) 次に掲げるいずれかの要件に合致するものであること。

① 整備を行う売場施設又は貯蔵・保管施設が算定基準に照らし狹隘の度合いが著しいと認められること。

② 整備を行う売場施設又は貯蔵・保管施設が消費者の鮮度保持志向に対応するものと認められること。

(c) 指導及び助言

地方公共団体は、事業の適正かつ確実な実施を図るため、事業実施主体に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

なお、地方公共団体とは、中央卸売市場にあっては開設者、地方卸売市場にあっては都道府県とする。

(d) 施設の管理運営

地方公共団体は、この事業により整備された施設について、PFI法に基づく基本方針等を踏まえ、事業の目的に照らして、適正かつ効率的な管理運営の確保を図るものとする。

b 卸売市場活性化推進の取組

(a) 事業実施主体

i 中央卸売市場又は地方卸売市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者で構成する団体であって、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会

ii iに掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人（iに掲げる法人を除く。）

iii 特認団体（i又はiiに掲げる者以外の者であって、共同利用施設の導入等により卸売市場の機能の高度化・活性化が図られるものとして、地方農政局長等が特に適当と認める者をいう。）

(b) 事業の要件

i 施設の整備が、卸売市場整備基本方針等に照らして妥当なものであり、かつ、適切な規模及び機能を有するものであること。

ii 当該施設の設置後の管理運営が適正かつ効率的に行われると見込まれること。

- iii 当該施設の設置に係る資金の確保が確実と認められること。
- iv 次に掲げるいずれかの取組を行う中央卸売市場又は地方卸売市場であること。
 - (i) 市場機能強化の取組

市場機能強化を目的として中央卸売市場又は一定規模以上の地方卸売市場（以下「特定地方卸売市場」という。）において施設の整備を行うものであること。

なお、一定規模とは、卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）第2条に定める規模の3倍（食肉は2倍）とする（以下同じ。）。
 - (ii) 統合の取組

統合を目的として新設等を行う中央卸売市場又は新設を行う特定地方卸売市場において施設の整備を行うものであること。
 - (iii) 大型化の取組

特定地方卸売市場であって、大型化を目的として3市場以上を統合する市場又は新たな品目を追加して総合市場として整備を行う市場において施設の整備を行うものであること。
- v 次に掲げる施設の整備であること。
 - (i) コンピューター制御による温度管理機能等を持つ施設（例えば、商品形態の多様化、産地における予冷化又は消費者等の鮮度保持志向に対応する低温流通システム確立等に資する施設（温度管理付き小規模低温卸売場、温度管理機能装備仲卸売場、水温管理付き活魚保管槽、定温・低温管理付き倉庫、高品質維持冷蔵庫））
 - (ii) コンピューター制御による自動搬入・搬出、自動前処理・包装等の施設（例えば、作業環境の改善、労働力の確保又は配送コスト等の削減に対応する物流の共同化、一元化又は省力化に資する施設（自動ピッキング倉庫、多機能装備せり機械設備、自動搬送機、自動荷捌機、自動計量選別機、加工機械、自動包装機））
 - (iii) 仕入れ・販売管理、需給情報サービス等システムの確立のための施設（例えば、需給情報の的確な把握・活用又は市場業務の効率化若しくは迅速化に資する施設（多機能装備入荷数量等表示設備、情報処理施設））
 - (iv) (i) から (iii) までに準ずる施設であって、卸売市場の既存の施設外に市場施設の一環として設置される施設（例えば、卸売市場の既存施設外に市場施設の一環として設置される保管・配送、流通加工等の業務の円滑な運営に資する施設（多温度管理型冷蔵庫、保冷倉庫庫、立体自動保管庫、自動倉庫、加工

機械、自動包装機、自動ラベル貼付機、低温買荷保管施設、自動搬送機、自動荷捌機、低温積込施設、共同低温配送施設))

vi ivの(iii)にあっては、次に掲げる要件を満たす上屋及び構内舗装を整備できるものとする。

(i) 既存の上屋に複数のvの施設を導入することが真に困難であること。

(ii) vの施設を収容し、機能させるために必要最小限のものであること。

(iii) vの施設の価額・価値とバランスが取れたものであること。

vii 原則として耐用年数がおおむね5年以上の施設の整備であること。

viii 工事の請負は、原則として競争入札に付して行うものであること。

ix 交付対象経費は、原則として当該卸売市場の開設者（地方公共団体以外の開設者にあつては都道府県又は市町村）において使用されている単価等を基準として、当該地域の実情に即した現地実勢価格により算出するものであること。

(c) 指導及び助言

地方公共団体は、事業の適正かつ確実な実施を図るため、事業実施主体に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

ただし、地方公共団体とは、中央卸売市場にあつては開設者、地方卸売市場にあつては都道府県とする。

(d) 施設の管理運営

i この事業により整備された施設の管理運営は、事業実施主体が行うものとする。

ii 事業実施主体は、この事業により設置した施設の管理運営規程を定め、事業の目的に照らして適正かつ効率的に当該施設の管理運営を行うものとする。

iii 事業実施主体は、iiの管理運営規程を定め、又は変更しようとするときは、中央卸売市場に係るものにあつては当該市場の開設者、地方卸売市場に係るものにあつては都道府県知事の承認を受けるものとする。

(エ) 地方市場施設整備の取組

a 他の地方卸売市場との統合に係る取組

(a) 事業実施主体

市場法第55条の開設許可を受けた又は受けることが確実と認められる地方卸売市場の開設者であつて、次に掲げる者

i 地方公共団体

ii 地方公共団体が主たる出資者となっている法人（以下「第3セ

クター」という。)

- iii 地方卸売市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者で構成する団体であって、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会

(b) 事業の要件

- i 都道府県卸売市場整備計画に他の地方卸売市場と統合を行う地域拠点市場として位置づけられた又は位置づけられることが確実と認められる地方卸売市場であって、同市場が同計画に即して施設の整備を行うものであること。
- ii 地域拠点市場の取扱数量の増加に資する施設を整備するものであること。

(c) 都道府県の指導及び監督

都道府県は、事業の適正かつ確実な実施を図るため、事業実施主体に対し必要な指導及び監督を行うものとする。

b 他の卸売市場と連携した集荷・販売活動に係る取組

(a) 事業実施主体

市場法第55条の開設許可を受けた又は受けることが確実と認められる地方卸売市場の開設者であって、次に掲げる者

- i 地方公共団体
- ii 第3セクター

(b) 事業の要件

- i 都道府県卸売市場整備計画に他の卸売市場と連携した集荷・販売活動を行う地域拠点市場として位置づけられた又は位置づけられることが確実と認められる地方卸売市場であり、同市場が同計画に即して施設の整備を行うものであること。
- ii 地域拠点市場の取扱数量の増加に資する売場施設又は貯蔵・保管施設のいずれかを整備するものであること。
- iii 集荷又は販売の共同化に係る契約が締結され又は締結されることが確実と見込まれ、地域拠点市場の取扱数量の増加の見込み等を盛り込んだ事業計画を有するものであること。
- iv 集荷又は販売の共同化を図る他の卸売市場が、取扱数量の増加を見込む地域拠点市場の取扱品目の部類と同じ部類を有していること。
- v 次に掲げるいずれかの要件に合致するものであること。

(i) 整備を行う売場施設又は貯蔵・保管施設が算定基準に照らし狭隘の度合いが著しいと認められること。

(ii) 整備を行う売場施設又は貯蔵・保管施設が消費者の鮮度保持志向に対応するものと認められること。

(c) 都道府県の指導及び監督

都道府県は、事業の適正かつ確実な実施を図るため、事業実施主体に対し必要な指導及び監督を行うものとする。

別紙様式 1 号

都道府県事業実施計画

1. 推進事業（全取組共通）

事業費（要望額）		円（うち交付金		円）	都道府県名	〇〇県
	うち地域提案メニュー分	円（うち交付金		円）	事業実施年度	平成〇〇年度
現状と課題（※計画地区等における現状を踏まえて、課題を数値等も交えて具体的に記述すること。）						
経営力の強化						
課題を解決するため対応方針（※上記の課題に対応させて記述すること。）						
経営力の強化						
都道府県における目標関係						備考
政策目標	取組名	成果目標の具体的な内容	目標数値		事後評価の検証方法（現状値及び目標値の算出方法） （※客観的な手法（方法）により検証ができることを原則とする。）	
			現状（平成〇年度）	目標（平成〇年度）		
担い手の育成・確保	認定農業者等担い手育成対策の推進	認定農業者の育成	（記入例） 10,000経営 （平成18年3月末）	（記入例） 20,000経営 （平成19年3月末）	（記入例） 事業終了後、認定農業者の増加数と目標数から目標達成率を算出し、評価を実施	
担い手への農地利用集積の促進	農地利用集積の推進	担い手への農地利用集積率の増加		（記入例） 集積対象者に対する農地利用集積率を事業実施前年度末と比較して1.0%増加 （平成19年3月末）	（記入例） 事業終了後、集積対象者に対する農地利用集積率の増加実績と計画時に策定した増加目標から達成率を算出して評価を実施	（記入例） 平成18年3月末の農地利用集積率 49.0%（推計） 平成19年3月末の農地利用集積率 50.0%（推計）
新規就農者の育成・確保	若者・女性就農チャレンジ支援	新規就農者の育成		（記入例） 新規就農者250名 （平成20年3月末）	（記入例） 事業終了後、新規就農者の育成数と目標数から目標達成率を算出し、評価を実施	
〇地域提案メニューの内容						

（注） 1 「都道府県における目標関係」の欄については、必要に応じて欄を追加して記入すること。
2 「取組名」の欄については、実施要綱別表のメニューの欄のうち該当する取組名を記入すること。
3 「政策目標」の欄については、「成果目標の具体的な内容」の欄で設定した内容について、実施要綱別表の政策目標の欄のうち該当するものを記入すること。
4 「成果目標の具体的な内容」の欄については、都道府県があらかじめ設定する成果目標の内容を記入すること。
5 「目標数値」の欄については、「政策目標」及び「成果目標の具体的な内容」に対応した具体的な成果目標及びその目標数値を記入すること。
6 「地域提案メニューの内容」の欄については、取組内容に地域提案がある場合に、その地域提案の内容を記入するとともにその内容が地域提案として認めることが適当とする理由を記入すること。また、当該取組に係る事業実施計画書を添付すること。

(1) 「担い手の育成・確保」にあつては、「認定農業者の育成」とする。

(2) 「担い手への農地利用集積の促進」にあつては、「担い手への農地の利用集積率の増加」とする。なお、備考欄に、「目標数値」の参考データとして、事業実施年度の前年度末における農用地利用集積率の実績値（実績が出ていない場合は推計値）及び目標が達成された場合の当該率を記載すること。

(3) 「新規就農者の育成・確保」にあつては、「新規就農者の育成」とする。

(○○県 平成○年度)

[illegible]

- (注) 1 「市町村名」の欄については、都道府県が事業を行う場合には省略すること。
- 2 「政策目的」の欄については、「産地競争力の強化」、「食品流通の合理化」のいずれかを記入すること。
- 3 「取組の分類」の欄については、要領別表1に該当する取組の分類を記入すること。
- 4 「作物等区分（対象作物・畜種等名）」の欄については、要綱別表のメニューの欄の〔 〕内に該当する取組名を記入すること。
- なお、（対象作物・畜種等名）については、対象となる具体的な作物・畜種等名を記入することとし、複数作物を対象とする場合にあっては併記すること（土地利用型作物で種子生産を対象に事業を実施する場合は、作物名の後に種子と記入すること）。
- また、食品流通の合理化を目的とする取組の対象作物・畜種等名及び作物の限定のない取組にあっては記入不要とする。
- 5 「政策目標」の欄については、要領別表1の政策目標の欄に該当する内容を記入すること。
- 6 「成果目標の具体的な内容」の欄については、要領別表1の内容及び達成すべき成果目標の基準の欄に沿って、記入すること。
- 7 「目標数値」の欄については、要領別表1の達成すべき成果目標基準に沿って、内容・目標数値を記入すること。なお、現状値については、原則、直近年のデータとし、直近年が異常年であった場合（激甚災害の発生等）は、さらに前年のデータ又は過去数年の平均を現状値とすることができる。
- 8 「目標数値決定の考え方」の欄にあっては、目標数値の決定にあたって、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記入すること。なお、必要に応じて、別葉にて提出して構わない。
- 9 「事後評価の検証方法」の欄にあっては、現状値及び目標値の算出方法について、客観的な手法（方法）により検証ができるものを記入すること。なお、必要に応じて、別葉にて提出して構わない。
- 10 「事業内容」の欄にあっては、要綱別表に掲げる事業の内容を記入するほか、整備する施設の規模、処理量、施設等附帯事業の内容等を含めて記入すること。
- 11 「継続事業を実施する場合」の欄にあっては、複数年で行う事業について、全体の事業費及び交付額について記入すること。
- 12 「加算ポイント設定に対応する数値」の欄については、「強い農業づくり交付金の配分基準について」（平成17年4月1日付け16生産第8451号大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知）別表2の産地競争力の強化に係るポイントの欄の※印の加算ポイントに対応した内容及び数値を記入すること。
- また、「加算理由（食品流通の合理化のみ記入）」の欄については、「強い農業づくり交付金の配分基準について」別表2の食品流通の合理化に係るポイントの欄の右欄のいずれかの加算に該当する場合に記入すること。
- 13 「共通加算ポイント」の欄については、「強い農業づくり交付金の配分基準について」別表2の共通加算ポイントに対応した内容を記入すること。
- 14 食品流通の合理化を目的とする取組にあっては、「負担区分」の欄には、必要規模の範囲内の金額を記入すること。
- また、「備考」の欄に、要領別記のIVの2の（1）のイの（イ）の「施設の整備規模」に定める整備規模、必要規模及びその算定根拠、整備規模が必要規模を超える場合の合理的な理由を記入するとともに、必要規模を超過する事業費については外数として「負担区分」の欄に準じて記入すること。なお、必要に応じて、別葉にて提出して構わない。
- なお、必要に応じて、別葉にて提出して構わない。
- 15 「地域提案及び特認団体」の欄については、地域提案に該当する場合「○」、特認団体に該当する場合「△」と記入するとともに、施設の利用計画、収支計画、費用対効果分析等を含む事業実施計画書を添付すること。
- 16 当該一覧表については、都道府県において各取組を一覧表に取りまとめて提出することとする。ただし、必要に応じて各取組の個表を添付することでこれに代えることができるものとする。
- 17 複数年の事業であって、2年度目以降の事業を実施する場合は、「（産地競争力の強化を目的とする取組 及び 食品流通の合理化を目的とする取組用（整備事業：継続分））」に記入し、本表には記入しないこと。

(産地競争力の強化を目的とする取組 及び 食品流通の合理化を目的とする取組用（整備事業：継続分）)
(○○県 平成○年度)
(単位：円)

市町村名	地区名	事業実施期間		事業実施 主体名	政策目的	政策目標	取組の分類	事業内容 (工種、施設区 分、構造、規 格、能力等)	事業費の内訳		備考
		開始年度	完了年度						事業費	交付金	

- (注) 1 本表については、事業実施期間が複数年の事業の２年度目以降の事業費を記入すること。
2 「市町村名」の欄については、都道府県が事業を行う場合には省略すること。
3 「政策目的」の欄については、「産地競争力の強化」、「食品流通の合理化」のいずれかを記入すること。
4 「政策目標」の欄については、要領別表１の政策目標の欄に該当する内容を記入すること。
5 「取組の分類」の欄については、要綱別表１に該当する取組の分類を記入すること。
6 「事業内容」の欄にあっては、要綱別表に掲げる事業の内容を記入するほか、整備する施設の規模、処理量、施設等附帯事業の内容等を含めて記入すること。
7 食品流通の合理化を目的とする取組にあっては、「事業費の内訳」の欄には、必要規模の範囲内の金額を記入すること。
また、「備考」の欄に、要領別記のⅣの２の（１）のイの（イ）の「施設の整備規模」に定める整備規模、必要規模及びその算定根拠、整備規模が必要規模を超える場合の合理的な理由を記入するとともに、必要規模を超過する事業費については外数として「事業費の内訳」の欄に準じて記入すること。
なお、必要に応じて、別葉にて提出して構わない。
8 産地競争力の強化を目的とする取組のうち、環境保全の取組で小規模公害防除を実施する場合にあって、農産物安全確保対策条件整備事業から継続して事業を実施する場合は備考欄にその旨を記入すること。

(参考) (別添様式) 目標数値の決定根拠及び事後評価の検証方法

成果目標の具体的な内容	目標数値決定の考え方 ※現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記入すること。	事後評価の検証方法 (現状値及び目標値の算出方法) ※客観的な手法(方法)により検証ができることを原則とする。	備考
(例) 【野菜(低コスト)】 事業実施地区において○ ○野菜栽培の生産コストの削減	(例) 現状は、生産コスト10,000円/10aのうち、生産資材費が3,000円/10a、人件費が5,000円/10a、(……等)を占めている。 今回の事業等において、 ・集出荷貯蔵施設の整備(交付金事業活用) ・栽培管理ビークルの整備(自己資金活用) ・栽培技術講習会の開催(自己資金活用) (全受益農家対象、○ヶ所×○回) を以下のような成果を目的として実施する。 ①集出荷貯蔵施設の整備を機に、栽培技術講習会を開催し、その利用を前提とした効率的な○栽培技術を全受益農家へ導入する。 その結果、○○作業に係る労働時間が現行○○時間から○時間削減され、○○円/10aの生産コストを削減。 ②また、栽培管理ビークルを導入することにより、現行○○回の○資材の投入回数を○回削減するとともに、○○作業に係る労働時間が現行○○時間から○時間削減され、合わせて○○円/10aの生産コストを削減。 以上の①、②の結果、合計○○円/10aの生産コスト削減となり、現行○○円/10aの生産コストから○○%の生産コスト削減が期待される。 このうち、当該年度における交付金事業活用の集出荷貯蔵施設の生産コスト削減への寄与度は①の効果分と見なす。	(例) 全受益農家に作業時間と資材費の記帳を義務づけ、 ①全受益農家の平均値により労働時間の変化を算出する。 ②生産コストに占める人件費が5割であるため、労働時間の削減が20%減なら、10%の生産コスト削減 ③生産コストに占める生産資材費が3割であるため、生産資材費の削減が10%減なら、3%の生産コスト削減	

(経営力の強化を目的とする取組用)

都道府県名	市町村名	地区名	実施期間	目標年度	計画主体
政策目標			整備事業の取組内容		

1 地域農業の現状と課題及び課題を解決するための対応方針（強い農業づくりのための取組の方向性）

2 成果目標及び達成プログラム

《経営構造対策の場合》

(1) 構造改革重点目標

ア 認定農業者の育成

(単位：戸,%)

項目	現在 (○年度) A	1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	3年目 (○年度)	4年目 (○年度)	目標 (○年度) B	増加率 B/A	当該市町村の 過去5年間の 増加率	地区内の 主業農家数
認定農業者の数									

(都道府県の主業農家数に占める認定農業者数の割合：〇〇. 〇%)

イ 担い手への農地の利用集積

(単位：ha,%)

項目	現在 (○年度) A	1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	3年目 (○年度)	4年目 (○年度)	目標 (○年度) B	増加面積 B-A	増加率 B-A	地区内の 農地面積
利用集積面積									
利用集積率									
うち連担地面積									
連担化率									

(都道府県利用集積率：〇〇. 〇%)

(2) 地区選択目標

項 目	現 在 (○年度) A	1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	3年目 (○年度)	4年目 (○年度)	目 標 (○年度) B	増加率等
(単位：)							
(単位：)							

《経営構造対策のうち担い手育成緊急地域の場合》

(1) 構造改革重点項目

ア 認定農業者等の育成

(単位：戸,法人,組織,%)

項 目	現 在 (○年度) A	1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	目 標 (○年度) B	増加数 B-A
認定農業者の数					
農業生産法人の設立数					
特定農業団体の設立数					

イ 担い手への農地の利用集積

(単位：ha,%)

項 目	現 在 (○年度) A	1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	目 標 (○年度) B	増加面積 B-A	増加率 B-A	地 区 内 農地面積
利用集積面積							
利用集積率							
うち連担地面積							
連担化率							

(都道府県利用集積率：○○. ○%)

(2) 地区選択目標

項 目	現 在 (○年度) A	1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	目 標 (○年度) B	増加率等
(単位：)					
(単位：)					

《集落営農育成・確保緊急整備支援の場合》

(1) 集落営農の組織化

(単位：組織、団体、法人、h a)

項 目	現 在 (○年度) A	事業実施 (○年度)	目 標 (○年度) B	増 加 数 B - A	設立時の 農業経営 規模 (○年度)
集落営農組織の設立数					
うち特定農業団体の設立数					
うち特定農業団体と同様の 要件を満たす組織の設立数					
うち特定農業法人の設立数					

(2) 品目横断的経営安定対策への加入

(単位：組織)

項 目	現 在 (○年度) A	事業実施 (○年度)	目 標 (○年度) B	増 加 数 B - A
品目横断的経営安定対策への 加入組織数 又は加入対象者となることを 目指す組織数				

(3) 既存の集落営農組織 (単位：組織、団体、法人、h a)

項 目	現 在 (○年度)	現在の農業 経営規模 (○年度)
既存の集落営農組織数		
うち特定農業団体		
うち特定農業団体と同様の要件を満たす組織		
うち特定農業法人		

(4) 農用地の利用集積 (単位：h a、%)

項 目	現 在 (○年度) A	事業実施 (○年度) B	目 標 (○年度) C	利用集積 率の増加 率 (C-A) /A	地 区 内 農用地面積 D
利 用 集 積 面 積					
利 用 集 積 率	(A/D)	(B/D)	(C/D)		
う ち 連 担 地 面 積					

《農業研修教育・農業総合支援センター施設整備の場合》

(1) 新規就農者の育成・確保

ア. 農業研修教育施設卒業生の新規就農率の向上

(単位：人、%)

項 目	現 在 (○年度) A	1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	目 標 (○年度) B	増加率 B-A
卒業者数(a)					
就農者数(b)					
就 農 率(b/a)					

イ．道府県農業大学校等再チャレンジ活用推進施設修了生の新規就農率の向上（単位：人，％）

項 目	現 在 (○年度) A	1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	目 標 (○年度) B	増加率 B-A
修了者数(a)					
就農者数(b)					
就農率(b/a)					

（２）調査研究施設等の利用による重点課題における普及指導課題の解決

項 目	現 在 (○年度) A	1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	目 標 (○年度) B	増加率 B-A
普及指導課題数(a)					
課題解決数(b)					
課題解決割合(b/a)					

（３）新規就農者等の育成（単位：人，％）

項 目	現 在 (○年度) A	1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	目 標 (○年度) B	増加人数 B-A
農業者のうち研修受講者数					
うち認定農業者・認定就農者数					
新規就農者数					
うち認定就農者数					

3 成果目標の設定根拠及び事後評価の検証方法

成果目標項目	目標数値設定の考え方	事後評価の検証方法

4 施設等整備計画

事業内容	事業実施主体	事業費 (千円)	負担区分(千円)				融資(千円)		整備 予定 年度
			交付金	都道府県費	市町村費	その他	公庫資金	近代化等	
計	—								—

※記入に当たっては、(参考)の記入要領を参照のこと。

2－2．事業費の内訳（整備事業、全取組共通）

（ 〇〇県 平成〇年度 ）
（単位：円）

政策目的	取組の分類	件数	事業費		継続事業費		都 道 府 県 附 帯 事務費		市町村 附帯事 務費		計	
				交付金		交付金		交付金		交付金		交付金
産地競争力の強化	産地競争力の強化に向けた総合的推進											
	輸入急増農産物における産地構造改革の推進											
	飼料基盤活用の促進											
経営力の強化	認定農業者等担い手育成の推進											
	新規就農の促進											
食品流通の合理化	卸売市場施設整備等の推進											
	計											

（注）事業費の欄には、新規に実施する事業費を記入すること。また、継続事業費の欄については、事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の事業費を記入すること。

(別紙様式1号別添)

別添1 都道府県内における推進事業取組総括表

(〇〇県 平成〇年度)

政策目的	取組の分類（又は政策目標）	具体的な取組内容 ※各事業実施主体の取組の中で、主な取組を例示的に記入		事業費（円）	負担区分（円）				備考
		事業実施主体数			交付金	都道府県費	市町村費	その他	
経営力の強化	① 担い手の育成・確保								
	② 担い手への農地利用集積の促進								
	③ 新規就農者の育成・確保								
合 計	－								

（注）「事業実施主体数」、「事業費」及び「負担区分」の欄については、「取組の分類（又は政策目標）」毎に集計すること。

(別紙様式1号別添)
別添2 都道府県内における推進事業取組一覧表

(〇〇県 平成〇年度)

政策目的	政策目標	取組名	成果目標	事業内容 (協議会の開催、調査等の実施等)	その他参考となる事項(対象作物・畜種名等を必要に応じて記載)	事業費 (円)	負担区分(円)				事業実施 主体名	市町村名
							交付金	都道府県費	市町村費	その他		
(記入例) 経営力の強化	担い手の育成・確保	農業飛散防止普及活動緊急支援	出荷停止日数〇日	技術検討会の開催、現地実証ほの設置、研修会の開催	防護ネット等の実証ほの設置						〇〇県	—
	担い手への農地利用集積の促進	集落農地利用調整	担い手への農地の利用集積率を〇%から〇%に引上げ	パンフレットの作成・配布、〇〇研修会の開催、戸別訪問によるあっせん実施							〇〇市農業委員会	〇〇市
		特定法人等農地利用調整緊急支援	遊休農地の解消面積〇ha	企業等に対する参入意向調査、貸付対象農地等に関する調査の実施、新規参入に向けた合同説明会の開催							〇〇町農業委員会	〇〇町
		新技術活用優良農地利用高度化支援	担い手への農地集積面積〇ha	検討会の開催、環境実態調査の実施、濃密な技術・経営指導の実施	麦・大豆の輪作体系の確立						〇〇県	—
	新規就農者の育成・確保	若者・女性就農チャレンジ支援	新規就農者を〇人育成	通年相談体制の整備、中長期営農計画の作成支援、巡回指導、販売戦略導入支援							〇〇県	
合計	—	—	—	—	—							

(注) 1 「事業内容」の欄については、実施要綱別表に掲げる事業の内容を記入すること。
2 「その他参考となる事項」の欄については、事業を継続して実施している場合は、「平成〇年度より継続」と記入すること。
3 地域提案の場合にあっては、「その他参考となる事項」の欄に「地域提案」と記入すること。

平成〇〇年度 経営構造対策年度別実施計画書

都道府県名：_____

1 年度別進行管理表

(単位：千円，％)

事業開始年度	地区数	計画時における国費額	経営構造対策事業による国庫補助金					強い農業づくり交付金による国庫交付金							計
			H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	
平成12年度			[]	[]	[]	[]	[]								
平成13年度				[]	[]	[]	[]	[]							
平成14年度					[]	[]	[]	[]	[]						
平成15年度						[]	[]	[]	[]	[]					
平成16年度							[]	[]	[]	[]	[]				
平成17年度								[]	[]	[]					
平成18年度									[]	[]	[]				
平成19年度										[]	[]	[]			
平成20年度											[]	[]	[]		
平成21年度												[]	[]	[]	
小計															
都道府県経営構造 施設等整備附帯事業															
合 計															

(注1) 事業開始年度欄の平成12年度から平成16年度は、農業経営総合対策事業の実施について別記1の経営構造対策事業の認定を受けている地区について記入する。

(注2) [] 内は、進捗率を記載する。

(注3) 当初計画から変更があった場合は、変更前を（H〇年度 ）で記載し、過去の変更経緯も併せて記載すること。

2 変更関係

地区名 (事業開始年度)	整備（予定）施設等	事業実施主体	事業量		事業費		交付金		変更の内容	変更の理由
			変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後		

(注1) 計画時における事業量、事業費及び国費（国庫補助金又は国庫交付金）を【 】で記入する。
(注2) 当初計画から変更があった場合は、変更前を（H○年度 ）で記載し、過去の変更経緯も併せて記載すること。
(注3) 変更の理由の欄は、箇条書きで簡潔に記入すること。

3 都道府県経営構造施設等整備附带事業の概要

事業実施主体名： _____

活動内容

(注) 対象地区数、対象施設数等を含めて記入すること。

(参考)

別紙様式 1 号の 2 (経営力の強化を目的とする取組用) 記入要領

I 経営構造対策の場合

<表題項目>

- ・ 市町村名の欄、地区名の欄には上段にフリガナを付ける。
- ・ 政策目標の欄は、要綱別表の政策目標の欄に掲げる項目を記入する。
- ・ 整備事業の取組内容の欄は、「経営構造対策」と記入する。なお、経営構造対策のうち担い手育成緊急地域の場合は、「経営構造対策（担い手育成緊急地域）」と記入する。

1 地域農業の現状と課題及び課題を解決するための対応方針

- (1) 現状として、主要作物の動向、新規作物の動向、生産基盤の状況、生産組織の現状等を記入し、課題として、担い手育成の課題、土地利用上の課題、基盤整備・施設整備の課題等、地域農業全体が抱える課題を記入する。

また、対応方針として、課題を踏まえた地域農業の構造改革に向けた具体的な取組方針を記入する。(2で設定する成果目標との関連に留意すること。)

- (2) 経営構造対策のうち担い手育成緊急地域の場合は、(1)に加えて、現状として以下のア、イ、ウのいずれかの内容を追記し、課題として、担い手の育成及び確保を緊急かつ積極的に支援する理由を追記する。

ア 要領別記のⅢの第1の2の(1)のイの(イ)のaの(a)の地域

「経営の零細な農家が多くを占める地域」と記入し、当該地域の農家1戸当たりの平均農地面積及び対象地域内における農地面積が0.5ha(北海道においては、2ha)未満の農家の割合を記入する。

イ 要領別記のⅢの第1の2の(1)のイの(イ)のaの(b)の地域

「経営の零細な農家が多くを占める地域(準ずる地域)」と記入し、当該地域に該当すると判断した根拠について裏付けとなるデータ等を用いて記入する。

ウ 要領別記のⅢの第1の2の(1)のイの(イ)のbの地域

「兼業化の進展により集落営農の組織化が必要な地域」と記入し、当該地域内における販売農家に対する副業的農家及び主業農家の割合を記入する。

- (3) 強い農業づくり交付金の配分基準について(平成17年4月1日付け16生産第8451号農林水産省大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知)別表2の加算ポイントの①から③に該当する取組を実施する場合には、その内容を記入する(以下のⅡ及びⅢにおいて同じ。)

2 成果目標及び達成プログラム

- (1) 構造改革重点目標

ア 認定農業者の育成

認定農業者の年次別育成計画を記入する。

なお、経営構造対策のうち担い手育成緊急地域の場合は、認定農業者等の育成として、認定農業者の年次別育成計画、農業生産法人又は特定農業団体の年次別設立計画を記入する。

イ 担い手への農地の利用集積

担い手への農地の年次別利用集積計画について記入する。

利用集積率の分母は地区内農地面積(承認予定年度の前年度末の農地面積)とし、地区内の水田面積及び利用集積が望ましいと認められる畑地面積に限定して差し支えないこととする。

利用集積率の計算は、（該当年度に担い手へ利用集積される農地面積／地区内農地面積）×１００とし、連担化率の計算は、（該当年度に担い手へ利用集積される農地面積のうち個々の担い手ごとに連担化される農地面積の合計／該当年度に担い手へ利用集積される農地面積）×１００とする。

都道府県利用集積率は、直近の都道府県の担い手への利用集積率とする。

(２) 地区選択目標

地区が選択した目標及びこれに係る年次別計画を記入する。

3 成果目標の設定根拠及び事後評価の検証方法

(１) 成果目標項目

設定した成果目標項目を記入する。

(２) 目標数値設定の考え方

成果目標数値の設定根拠及び整備予定施設等と成果目標の達成との関連性について記入する。

(３) 事後評価の検証方法

成果目標の達成状況について、客観的に検証できる手法（方法）を記入する。

4 施設等整備計画

整備予定施設等について、事業実施主体、整備内容の異なる個々の施設等ごとに記入するものとし、整備予定施設等の整備期間が複数年の場合は、年度ごとに区分して記入する。

事業内容の欄は、要領別記のⅢの第１の２の（１）のクの（ア）の表１の施設等名の欄の区分により、区画整理、高生産性農業用機械施設等の具体的な事業内容を記入し、特認施設整備、地域提案整備の場合にあっても、これに準じて具体的な施設等名を記入する。

要綱別表のメニューの欄のイの経営構造施設等整備附帯事業を実施する場合は、事業内容の欄に「附帯事業」と記入する。

事業内容の欄には、整備予定施設等の規模、処理量、対象作物等を併せて記入する。

Ⅱ 集落営農育成・確保緊急整備支援の場合

＜表題項目＞

- ・ 市町村名の欄、地区名の欄には上段にフリガナを付ける。
- ・ 政策目標の欄は、要綱別表の政策目標の欄に掲げる項目を記入する。
- ・ 整備事業の取組内容の欄は、「集落営農育成・確保緊急整備支援」と記入する。

1 地域農業の現状と課題及び課題を解決するための対応方針

現状として、主要作物の動向、新規作物の動向、生産基盤の状況、生産組織の現状等を記入し、課題として、担い手育成の課題、土地利用上の課題、基盤整備・施設整備の課題等、地域農業全体が抱える課題について記入する。

また、対応方針として、課題を踏まえ集落営農経営に向けた具体的な取組方針を記入する。（２で設定する成果目標との関連に留意すること。）

2 成果目標及び達成プログラム

(１) 集落営農の組織化

集落営農組織の設立数計画について記入する。

なお、内数として、特定農業団体の設立数計画、特定農業団体と同様の要件を満たす組織の設立数計画、特定農業法人の設立数計画を記入するほか、設立時の農業経営規模計画を記入する。

(2) 品目横断的経営安定対策への加入

(1) により新たに設立する組織及び既存の組織のうち、「品目横断的経営安定対策実施要領」(平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知)第4の2の規定に基づき地方農政事務所等において登録されている対策に加入している組織数又は加入対象者となることを目指す組織数について記入する。

(3) 既存の集落営農組織

(2) のうち、既存の組織について記入する。

(4) 農用地の利用集積

地区内の集落営農組織への利用集積計画について記入する。

利用集積面積の目標は、地区内の農用地面積の過半以上の面積を設定する。

利用集積率の計算は、(当該年度末の利用集積面積/地区内農用地面積)×100とする。

3 成果目標の設定根拠及び事後評価の検証方法

(1) 成果目標項目

設定した成果目標項目を記入する。

(2) 目標数値設定の考え方

目標数値の設定根拠及び整備予定施設等と成果目標の達成との関連性について記入する。

(3) 事後評価の検証方法

成果目標の達成状況について、客観的に検証できる手法(方法)を記入する。

4 施設等整備計画

整備予定施設等について、整備内容の異なる個々の施設等ごとに記入する。

事業内容の欄は、要綱別表のⅡのメニューの欄の2の(2)のアからオのうち実施を計画するメニューを記入するとともに、要領別記のⅢの第1の2の(2)のカの(エ)の表3の施設等名の欄の区分により、区画整理、高生産性農業用機械施設等の具体的な事業内容を記入し、地域提案整備の場合にあっても、これに準じて具体的な施設等名を記入する。

ただし、要綱別表のⅡのメニューの欄の2の(2)のアについては、必須事項とする。

Ⅲ 農業研修教育・農業総合支援センター施設整備の場合

<表題項目>

- ・ 市町村名の欄、地区名の欄、計画主体の欄には「ー」を記入する。
- ・ 政策目標の欄は、要綱別表の政策目標の欄に掲げる項目を記入する。
- ・ 整備事業の取組内容の欄は、「農業研修教育・農業総合支援センター施設整備」と記入する。

1 地域農業の現状と課題及び課題を解決するための対応方針

当該道府県における新規就農対策の現状と課題、当該道府県農業大学校等の概要及び施設整備の概要等について記入する。

対応方針として、上記を踏まえ、これを改善するために選択する目標及び改善方を具体的に記入する。(2で設定する成果目標との関連に留意すること。)

2 成果目標及び達成プログラム

(1) 新規就農率の向上

ア 農業研修教育施設卒業生の新規就農率の向上
要領別記のⅢの第３の２の（３）のアのうち（カ）及びイ以外を実施する場合に記入する。

就農者数は、継続的に農業研修を行う卒業生も含めるものとする。

イ 道府県農業大学校等再チャレンジ活用推進施設修了生の新規就農率の向上
要領別記のⅢの第３の２の（３）のウのうち（カ）及びイ以外を実施する場合に記入する。

就農者数は、継続的に農業研修を行う修了生も含めるものとする。

（２）組立・実証を行った技術を用いた解決の向上

要領別記のⅢの第３の２の（３）のアの（カ）を実施する場合に記入する。

（３）新規就農者等の育成

要領別記のⅢの第３の２の（３）のイの（ア）を実施する場合は、「農業者のうち研修受講者数」に記入する。

要領別記のⅢの第３の２の（３）のイの（イ）を実施する場合は、「新規就農者数」に記入する。

「新規就農者」とは、認定就農者又は当該施設等における研修を得て将来就農することが確実であると見込まれる者とする。

３ 成果目標の設定根拠及び事後評価の検証方法

（１）成果目標項目

設定した成果目標項目を記入する。

（２）目標数値設定の考え方

目標数値の設定根拠及び整備予定施設等と成果目標の達成との関連性について記入する。

（３）事後評価の検証方法

成果目標の達成状況について、客観的に検証できる手法（方法）を記入する。

４ 施設等整備計画

整備予定施設等について、事業実施主体、整備内容の異なる個々の施設等ごとに記入する。

なお、事業内容の欄は、要綱別表のメニューの欄の区分により、農業研修教育機関施設整備事業又は現地濃密指導施設整備事業の別及び長期研修施設、長期宿泊施設等の具体的な事業内容を記入する。

事業内容の欄には、整備予定施設等の規模等を併せて記入する。

別紙様式 2 号

都道府県事業実施状況報告書

1. 推進事業（全取組共通）

事業費（要望額）		円（うち交付金				円）	都道府県名	〇〇県
うち地域提案メニュー分		円（うち交付金				円）	事業実施年度	平成〇〇年度
現状と課題（※計画地区等における現状を踏まえて、課題を数値等も交えて具体的に記述すること。）								
経営力の強化								
課題を解決するため対応方針（※上記の課題に対応させて記述すること。）								
経営力の強化								
都道府県における目標関係								備考
政策目標	取組名	成果目標の具体的な内容	事業実施後の状況				成果目標の具体的な実績	
			計画時(平成〇年度)	実施後(平成〇年度)	目標（平成〇年度）	達成率		
担い手の育成・確保	認定農業者等担い手育成対策の推進	認定農業者の育成	(記入例) 10,000経営 (平成18年3月末)		(記入例) 20,000経営 (増加率)			
担い手への農地利用集積の促進	農地利用集積の推進	担い手への農地利用集積率の増加	担い手への農地利用集積率 49.0% (平成18年3月末)	担い手への農地利用集積率 50.0% (平成19年3月末)	担い手への利用集積率を1.0%増加	100%	$\frac{\text{利用集積率の増加実績 } 1.0\%}{\text{利用集積率の増加目標 } 1.0\%} \times 100 = 100$	
新規就農者の育成・確保	道府県農業大学校等再チャレンジ活用推進	離職就農者数の増加	新たな研修教育課程の設定による就農者の増加 (〇名) (18年3月末)	研修教育課程修了者の就農実績 (〇名) (19年3月末)			$\frac{\text{研修教育課程修了者の就農実績}}{\text{計画時の就農予定者数}} \times 100 = \text{〇}\%$	
〇地域提案メニューの実績と成果								

(注) 1 別紙様式 1 号に準じて作成すること。

2 経営力の強化にあつては、「成果目標の具体的な実績」の欄に、以下の政策目標毎に掲げる計算方法により算出した実績を記述すること。

(1) 「担い手の育成・確保」にあつては、当該年度における認定農業者（成果目標）に対する当該年度の認定農業者の育成実績により達成率を算出すること。（達成率＝増加数／目標数×100）

(2) 「担い手への農地利用集積の促進」にあつては、直近年の集積対象者（集積対象者とは、認定農業者及び基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に既に達している農業者（認定農業者である者を除く）をいう。）への利用集積率と、当該年度における利用集積率の目標数値を記述することにより、事後評価の検証を行うものとする。

事後評価に当たっては、利用集積率の達成率を算出するものとする。

当該年度における利用集積率の増加実績

利用集積率の達成率 =
$$\frac{\text{当該年度における利用集積率の増加実績}}{\text{当該年度における利用集積率の増加目標}} \times 100$$

利用集積率＝都道府県内の全耕地面積に占める集積対象者への利用集積面積
耕地面積（耕地面積統計の数値を使用）

利用集積面積（集積対象者の自己所有地、借入地、農作業受託地の面積の合計）

農作業受託地の面積（作物別の基幹作業毎の受託面積の合計面積を当該作物の基幹作業数で除した面積（例：稲作においては、耕起・代かき、田植え、収穫の作業受託面積の合計面積を3で除して算出する。））

2. 整備事業

(産地競争力の強化を目的とする取組 及び 食品流通の合理化を目的とする取組用)

(○○県 平成○年度)

市町村名	事業実施主体名	政策目的	取組の分類	作物等区分 (対象作物・畜種等名)	政策目標	成果目標の具体的な内容	事業実施後の状況						成果目標の具体的な実績	事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	事業費 (円)	負担区分 (円)				完了年月日	備考
							計画時 (平成△年)	1年後 (平成□年)	2年後 (平成◇年)	3年後 (平成○年)	目標値 (平成○年)	達成率				交付金	都道府県費	市町村費	その他		
(例) ○○市	○○農協	産地競争力の強化	産地競争力の強化に向けた総合的推進	野菜(○○)	生産性向上	【野菜】(低コスト化)事業実施地区において○○野菜栽培の生産コストの削減	10,000円/10a (平成16年度)	9,800円/10a (平成17年度)			9,000円/10a (平成19年度)	20%	○○野菜栽培の生産コストが2%削減された	・集出荷貯蔵施設(……) ・施設等整備附帯事業(技術指導等)							
○○市	○○市(中央卸売市場○○)	食品流通の合理化	卸売市場施設整備の推進		効率的な市場流通	(物流コスト等の削減)施設の維持管理コストの削減	施設維持管理費用(平成△年)△△千円	施設維持管理費用(平成□年)□□千円			施設維持管理費用(平成○年)○○千円	○%削減	施設の維持管理コストが○%削減された	売場施設の改築(鉄骨造2階建て)(……)							

- (注) 1 別紙様式1号の2-1に準じて作成すること。
2 要領第1の(2)の(ア)及び(イ)場合にあっては、事業実施後の状況の欄を追加し、記入すること。
3 別添として、各事業実施主体等が作成した事業実施状況報告書を添付すること。

(経営力の強化を目的とする取組用)

都道府県名		報告年度	
-------	--	------	--

事業 実施 年度	市町村名	地区名	整備事業の取組内容	成果目標	目標値		当該年 度の目 標 (A)	Aに対 する達 成率	点検結果及び講じようとする措置
					計画時	目標年			

(注) 1 整備事業の取組内容の順に記入する。複数年の取組にあっては、事業開始年度の早い順に記入する。
2 事業実施年度欄は、複数年の取組にあっては、事業開始年度を記入する。
3 点検結果及び講じようとする措置欄は、点検結果に関する都道府県の所見及び要綱第7の2に基づき講じようとする措置の内容を記入する。
(添付資料) 各事業実施主体等が作成した事業実施状況報告書(別添3及び別添4)を添付するものとする。
なお、整備事業の取組内容が経営構造対策以外の場合には、別添4の添付を要しないものとする。

(別紙様式2号別添)

別添1 都道府県内における推進事業取組実施状況総括表

(〇〇県 平成〇年度)

政策目的	取組の分類（又は政策目標）	具体的な成果の内容 ※各事業実施主体の取組の実績として、主な成果を例示的に記入		事業費（円）	負担区分（円）				備考
			事業実施主体数		交付金	都道府県費	市町村費	その他	
経営力の強化	① 担い手の育成・確保								
	② 担い手への農地利用集積の促進								
	③ 新規就農者の育成・確保								
合 計	—								

(注) 別紙様式1号の別添1に準じて作成すること。

(別紙様式 2 号別添)

別添 2 都道府県内における推進事業取組実施状況一覧表

(〇〇県 平成〇年度)

政策目的	政策目標	取組名	成果目標	事業実績 (協議会の開催、調査等の実施等)	成果実績	その他参考となる事項 (対象作物・畜種名等を必要に応じて記載)	事業費 (円)	負担区分 (円)				事業実施 主体名	市町村名
								交付金	都道府県費	市町村費	その他		
(例) 経営力の強化	担い手の育成・確保	農薬飛散防止普及活動 緊急支援	出荷停止日数〇日	技術検討会の開催、現地実証ほ の設置、研修会の開催	出荷停止日数〇日	防護ネット等の実 証ほの設置						〇〇県	—
	担い手への農 地利用集積の 促進	集落農地利 用調整	担い手への農地利用集積 率を〇%から〇%に引き 上げ	パンフレットの作成・配布、〇 〇研修会の開催、戸別訪問によ るあっせんの実施	担い手への農地の利用集 積率を〇%から〇%に引 き上げ							〇〇市農 業委員会	〇〇市
		特定法人等 農地利用調 整緊急支援	遊休農地の解消面積〇ha	企業等に対する参入意向調査、 貸付対象農地等に関する調査、 新規参入に向けた合同説明会の 開催	遊休農地の解消面積〇ha							〇〇町農 業委員会	〇〇町
		新技術活用 優良農地利 用高度化支 援	担い手への農地集積面積 〇ha	検討会の開催、環境実態調査の 実施、濃密な技術・経営指導の 実施	担い手への農地集積面積 〇ha	麦・大豆の輪作体 系の確立						〇〇県	—
	新規就農者の 育成・確保	道府県農業 大学校等再 チャレンジ 活用推進	新規就農者を〇名育成	新たな研修教育課程の設定のた めのカリキュラム検討会の開 催、指導職員の配置	新規就農者を〇名育成							〇〇県	—
合計	—	—	—	—	—	—							

(注) 別紙様式 1 号の別添 2 に準じて作成すること。

(別紙様式2号別添)

別添3 (経営力の強化を目的とする取組用)

事業実施状況報告書 (事業実施主体等用)

報告年度	都道府県名	市町村名	地区名	事業実施年度	目標年度	計画主体
平成 年度				平成 年度	平成 年度	
政策目標			整備事業の取組内容			

1 施設等の整備状況

整備 (予定) 施設等	事業量等	対象作物等	事業実施主体 (管理主体)	事業費 (千円)	負担区分 (千円)				実施 (予定) 年度
					交付金	都道府県費	市町村費	その他	

2 成果目標の達成状況

取組名	成果目標	目 標 値		成果目標の達成プログラム (上段：計画、中段：実績、下段：達成率)					備 考
		計画時 (H○年度)	目標年 (H○年度)	1 年 度 目	2 年 度 目	3 年 度 目	4 年 度 目	5 年 度 目	
				-----	-----	-----	-----	-----	
				-----	-----	-----	-----	-----	
				-----	-----	-----	-----	-----	
				-----	-----	-----	-----	-----	

※記入に当たっては、(参考1)の記入要領を参照のこと。

(別紙様式 2 号別添)

別添 4 (経営力の強化を目的とする取組用)

施設等の利用状況及び担い手の受益割合報告書

施設等名	事業実施主体（管理主体）

項 目	算定指標	実 績					計画目標	達成状況
		平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度		
利用計画に対する利用状況	○○○○	()	()	()	()	()		
担い手の受益割合	総受益者数(A)							
	うち担い手(B)							
	(B)/(A)	()	()	()	()	()		
地域内農畜産物の仕入・委託販売額の割合	総販売額(A)							
	うち地区内農産物(B)							
	(B)/(A)	()	()	()	()	()		
施設運営に係る収支状況	収入(A)							
	支出(B)							
	収支率(A)/(B)	()	()	()	()	()		
収入計画に対する収入実績割合	収入計画(A)							
	収入実績(B)							
	収入実績割合(B)/(A)	()	()	()	()	()		

※記入に当たっては、（参考 2）の記入要領を参照のこと。

(参考 1)

<別添 3 記入要領>

- 1 表題の記入内容は、別紙様式 1 号の 2 の（経営力の強化を目的とする取組用）の参考の記入要領に準じて記入する。
- 2 達成率は、（実績－計画時）／（年度計画－計画時）×100により求めるものとする。（小数第 2 位は切り捨て、小数第 1 位まで記入する）
なお、（実績－計画時）＝ 0、（年度計画－計画時）＝ 0 となる場合の達成率の記入方法は、以下によるものとする。

(1) 数値目標が漸増する場合

計画時	年度計画	実績	（実績－計画時）／（年度計画－計画時）×100	記入方法
0	0	0	$(0-0)/(0-0) \times 100 = 0/0 \times 100$	100%
0	0	α	$(\alpha-0)/(0-0) \times 100 = \alpha/0 \times 100$	皆
α	α	α	$(\alpha-\alpha)/(\alpha-\alpha) \times 100 = 0/0 \times 100$	100%
α	α	β	$(\beta-\alpha)/(\alpha-\alpha) \times 100 = (\beta-\alpha)/0 \times 100 \quad \alpha < \beta$	皆

（注） α 及び β は、0 以外の数値をいう。

(2) 数値目標が漸減する場合

計画時	年度計画	実績	（実績－計画時）／（年度計画－計画時）×100	記入方法
0	0	0	$(0-0)/(0-0) \times 100 = 0/0 \times 100$	100%
α	α	α	$(\alpha-\alpha)/(\alpha-\alpha) \times 100 = 0/0 \times 100$	100%
α	α	0	$(0-\alpha)/(\alpha-\alpha) \times 100 = -\alpha/0 \times 100$	皆
α	α	β	$(\beta-\alpha)/(\alpha-\alpha) \times 100 = (\beta-\alpha)/0 \times 100 \quad \alpha > \beta$	皆

（注） α 及び β は、0 以外の数値をいう。

(参考 2)

<別添 4 記入要領>

- 1 「利用計画に対する利用状況」及び「担い手の受益割合」は、当該事業により整備した施設等について記入する。
ただし、「担い手の受益割合」については、要領別記のⅢの 2 の（1）のコの（力）に定める施設に限るものとする。
- 2 「地域内農畜産物の仕入・委託販売額の割合」及び「施設運営に係る収支状況」は、処理・加工、販売、食材供給等の機能を有する施設について記入する。
- 3 「利用計画に対する利用状況」の「算定指標」欄には、利用率を算定するための指標を記入する。
（例：当該施設の受益面積、処理量、販売額、利用者数等）
- 4 「地域内農畜産物の仕入・委託販売額の割合」は、当該施設において処理・加工、販売、食材供給される農畜産物のうち、事業計画において仕入れ又は委託販売することとされた品目にかかる金額とする。
また、「うち地区内農産物」は、農畜産物の仕入・委託販売額のうち、受益地域内で生産された農畜産物の品目にかかる金額とする。
- 5 実績欄の（ ）内は、計画目標に対する達成度合（％）を記入する。
- 6 達成状況欄は、次により記入する。

利用計画に対する利用状況	利用率が70%以上の場合は「○」を、70%未満の場合は「×」を記入
担い手の受益割合	受益割合が要領別記のⅢの 2 の（1）のコの（力）に定める割合以上の場合は「○」を、未満の場合は「×」を記入
地域内農畜産物の仕入・委託販売額の割合	地区内農畜産物の割合が50%以上の場合は「○」を、50%未満の場合は「×」を記入
施設運営に係る収支状況	収支率が80%以上の場合は「○」を、80%未満の場合は「×」を記入
収入計画に対する収入実績割合	収入実績割合が70%以上の場合は「○」を、70%未満の場合は「×」を記入

別紙様式 3 号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

(都道府県) 知事
氏 名 印

平成 年度強い農業づくり交付金の成果目標の妥当性等の（変更）協議について

強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年 4 月 1 日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知）第 4 の 2 及び 3 に基づき、関係書類を添えて（変更）協議する。

- （注） 1 関係書類として、別紙様式 1 号の都道府県事業実施計画を添付すること
2 必要に応じて都道府県内の取組一覧表を作成し、添付すること
3 地域提案又は特認団体の協議がある場合は都道府県事業実施計画のほか、事業実施計画書を添付するとともに、特認団体の協議にあっては、別紙様式 4 号の特認団体協議書を添付すること。

別紙様式 4 号

特 認 団 体 協 議 書

事業実施主体の特認関係

事業実施主体名 （特認団体名）	代表者氏名	所在地	政策目的	取組名
特認とする理由				

- （注） 1 事業実施主体の定款、規約等を添付すること。
2 事業実施計画書を添付すること。
3 必要に応じて地方農政局等が指示した書類を添付すること。

別紙様式 5 号

強い農業づくり交付金の事業実施状況報告（平成 年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

（都道府県）知事
氏 名 印

強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知）第7の3の規定により別添のとおり報告する。

- （注） 1 関係書類として、別紙様式第2号を添付すること
2 必要に応じて要綱第7の1の規定による事業実施状況報告書を添付すること

別紙様式 6 号

強い農業づくり交付金の評価報告（平成 年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

（都道府県）知事
氏 名 印

強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知）第8の2及び3の規定により別添のとおり報告する。

- （注） 1 関係書類として、生産局長等が別に定める様式を添付すること
2 必要に応じて要綱第7の1の規定による事業実施状況報告書を添付すること

別記様式1号-1

事業実施主体要件適合確約書
(特定農業法人用)

法人名		構成農家戸数	戸
特定農用地利用規程	有効期限 年 月		

1. 特定農用地利用規程の有効期限経過後の方針
(注) 事業終了後5年間特定農業法人であるか、又は事業終了後5年間引き続き特定農業法人と同様の活動を行うのいずれかを記載すること。

2. 利用集積目標・達成プログラム

	現在 年	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	目標 年
利用集積面積(ha)						
集積率(%)						
達成率(%)						
特定農用地利用規程の区域内農用地面積						ha

3. 農畜産物の取扱高

	作物名	法人全体取扱高 (千円)	うち特定農用地利用規程 区域内の取扱高(千円)	割 合(%)	達成率(%)
現在 年					
1 年 目					
2 年 目					
目標 年					

4. 雇用者数

	現在 年	1 年目	2 年目	目標 年
常時雇用者数 (人/年)				
達成率(%)				

上記のとおり、強い農業づくり交付金実施要領(平成17年4月1日付け16生産第8262号国際部長、総合食料局長、経営局長及び生産局長通知)別記のⅡの第1の2の(4)のイのただし書に基づく事業実施主体要件に適合することを確約する。

平成 年 月 日

住 所
法 人 名
代表者氏名

印

別記様式1号－2

事業実施主体要件適合確約書
(農業生産法人用)

法人名			
出資比率	公共的団体 %		
	①地方公共団体 % ②農協等 %		
	その他 %		
	①農家 % ②企業 % ③その他 %		

1. 離農希望者又は営農を中止する者からその所有する農用地等、共同利用機械・施設等の経営資産を継承して欲しい旨の申出があった場合に、当該法人がその経営資産を継承する。

2. 農畜産物の取扱高

	作物名	法人全体取扱高 (千円)	うち特定農用地利用規程 区域内の取扱高 (千円)	割 合(%)	
					達成率(%)
現在 年					
1 年 目					
2 年 目					
目標 年					

3. 雇用者数

	現在 年	1 年目	2 年目	目標 年
常時雇用者数 (人／年)				
達成率(%)				

上記のとおり、強い農業づくり交付金実施要領（平成17年4月1日付け16生産第8262号国際部長、総合食料局長、経営局長及び生産局長通知）別記のⅡの第1の2の（4）のイのただし書に基づく事業実施主体要件に適合することを確約する。

平成 年 月 日

住 所

代表者氏名

印

別記様式2号

番 号
年 月 日

〇〇〇〇（都道府県）知事殿

事業実施主体名
代表者氏名 印

強い農業づくり交付金（平成 年度）で取得又は
効用の増加した施設等の利用に関する改善計画について

平成〇年度において強い農業づくり交付金で取得又は効用が増加した施設等について、当初事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 施設等の利用の実績及び改善計画
（改善計画は、3か年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。）
- 4 改善方策
（要領に定める事業実施状況報告書の事業効果及び改善方策の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。）
- 5 改善計画を実施するための推進体制

整 備 事 業	指 標	事業実施後の状況					改善計画			
		目 標 (年)	計 画 策 定 時 (年)	1 年 目 (年)	2 年 目 (年)	3 年 目 (年)	改 善 計 画 策 定 (年)	1 年 目 (年)	2 年 目 (年)	改 善 目 標 (年)
基盤整備 (注1)	作付面積等 (ha)									
	作付率等 (%)									
施設整備 (注2)	利用量 (t、kg等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤字 (千円)									
機械整備	稼働面積 (ha等)									
	稼働率 (%)									

(注) 1 基盤整備とは、「耕種作物小規模土地基盤整備」、「飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備」及び「飼料基盤条件整備」のことをいう。
2 施設整備とは、「耕種作物共同利用施設整備」及び「畜産物共同利用施設整備」のことをいう。
3 作付率、利用率、稼働率は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。
4 収支率は、収入／支出×100とする。
5 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。
6 地域提案にあっては、条件整備、施設整備又は機械整備のいずれかに準じて記入すること。